



発行 新潟県  
号外 5  
令和4年3月29日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 29 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 30 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 31 新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 32 令和4年度の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (行政改革課)

訓 令

- 10 地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程の一部改正 (行政改革課)
- 11 新潟県事務決裁規程の一部改正 (行政改革課)
- 12 令和4年度の組織改正に伴う関係訓令の一部を改正する訓令 (行政改革課)

規 則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第29号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中款の表示に下線が引かれた款（以下「追加款」という。）を加え、次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（款、条、項及び号の表示並びに追加款及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款～第5款（略） 第5款の2 <u>削除</u> 第5款の3～第29款（略） 第29款の2 <u>近代美術館</u> 第29款の3 <u>歴史博物館</u> 第30款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則  （知事政策局） <b>第6条</b> 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 政策企画課 総務企画班 <u>男女平等・共同参画推進室</u> 秘書課～地域政策課（略） ICT推進課 企画調査班 <u>行政デジタル化推進班</u> 国際課（略）  （総務部） <b>第6条の2</b> <u>総務部</u> に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課～法務文書課（略） 県民生活課 社会活動推進係 <u>消費とくらしの安全推進班</u> 交通安全対策室 大学・私学振興課	目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款～第5款（略） 第5款の2 <u>歴史博物館</u> 第5款の3～第29款（略）  第30款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則  （知事政策局） <b>第6条</b> 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 政策企画課 総務企画班 秘書課～地域政策課（略） ICT推進課 地域ICT推進班 <u>スマート自治体推進班</u> 国際課（略）  （総務管理部） <b>第6条の2</b> <u>総務管理部</u> に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課～法務文書課（略）  大学・私学振興課

企画班 私学班  
市町村課～総務事務センター (略)  
2～4 (略)

(環境局)  
**第6条の3** 環境局に次の課、室及び係を置く。

環境政策課  
総務係 環境政策係 カーボンゼロ推進室

環境対策課  
環境保全係 大気環境係 水環境係 自然共生室  
資源循環推進課  
資源循環企画係 産業廃棄物係 不法投棄対策室

(福祉保健部)  
**第6条の5** 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。  
福祉保健総務課～地域医療政策課 (略)  
感染症対策・薬務課  
新型コロナウイルス感染症対策班 感染症対策係 薬務係 薬事指導係  
医師・看護職員確保対策課・高齢福祉保健課 (略)  
健康づくり支援課  
難病等対策・母子保健係 健康立県推進班 歯科保健係 成人保健係  
生活衛生課～子ども家庭課 (略)

(産業労働部)  
**第6条の6** 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。  
産業政策課～産業立地課 (略)  
しごと定住促進課  
U・Iターン就業促進班 働き方改革推進室

雇用能力開発課  
企画技能係 指導係 雇用対策係

(観光文化スポーツ部)

企画班 支援班  
市町村課～総務事務センター (略)  
2～4 (略)

(県民生活・環境部)  
**第6条の3** 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。

県民生活課  
総務班 社会活動推進係 広域避難者支援係  
消費とくらしの安全室 交通安全対策室  
文化振興課  
文化政策係 文化事業係  
スポーツ課  
企画係 競技スポーツ係 スポーツ施設係 スポーツイベント班  
男女平等社会推進課  
企画調整係 事業推進係  
環境企画課  
企画調整係 自然保護係 鳥獣管理係 地球環境対策室  
環境対策課  
環境保全係 大気環境係 水環境係

廃棄物対策課  
資源循環推進係 産業廃棄物係 不法投棄対策室

(福祉保健部)  
**第6条の5** 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。  
福祉保健総務課～地域医療政策課 (略)  
感染症対策・薬務課  
感染症対策班 薬務係 薬事指導係  
医師・看護職員確保対策課・高齢福祉保健課 (略)  
健康づくり支援課  
難病等対策係 健康立県推進班 歯科保健係 成人保健係 母子保健係  
生活衛生課～子ども家庭課 (略)

(産業労働部)  
**第6条の6** 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。  
産業政策課～産業立地課 (略)  
しごと定住促進課  
労政企画係 雇用対策係 U・Iターン就業促進班  
職業能力開発課  
企画・指導班 技能振興係

(観光局)

**第6条の7** 観光文化スポーツ部に次の課、室、係及び班を置く。  
 観光企画課  
総務係  
 国際観光推進課  
文化課  
文化政策係 文化事業係 文化財係 埋蔵文化財係 世界遺産登録推進室  
スポーツ課  
企画係 競技スポーツ係 スポーツ施設係 スポーツイベント班

(農林水産部)

**第6条の8** 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～治山課 (略)  
 水産課  
団体・企画係 資源対策係 調整係 内水面係

漁港課～畜産課 (略)

2・3 (略)

(分掌事務)

**第9条** 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局  
 政策企画課

(1)～(7) (略)

(8) 国土形成計画に関する事項

(9) 男女平等・共同参画社会の形成の企画及び総合調整に関する事項

(10) (略)

(11) (略)

秘書課・広報広聴課 (略)

地域政策課

(1) 地域政策に係る企画及び調整に関する事項

(2)～(7) (略)

ICT推進課

(1)・(2) (略)

(3) デジタル改革の推進に関する事項

(4)～(9) (略)

国際課 (略)

総務部

財政課

(1) 総務部所管の人事(人事課の所管に属する事項を除く。)、予算及び経理に関する事項

(2)～(12) (略)

人事課～法務文書課 (略)

**第6条の7** 観光局に次の課を置く。

観光企画課

国際観光推進課

(農林水産部)

**第6条の8** 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～治山課 (略)  
 水産課  
団体係 資源対策係 調整係 指導普及係 内水面係

漁港課～畜産課 (略)

2・3 (略)

(分掌事務)

**第9条** 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局  
 政策企画課

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

秘書課・広報広聴課 (略)

地域政策課

(1) 地域政策に係る企画及び連携調整に関する事項

(2)～(7) (略)

(8) 国土形成計画に関する事項

ICT推進課

(1)・(2) (略)

(3) ICT推進プランに関する事項

(4)～(9) (略)

国際課 (略)

総務管理部

財政課

(1) 総務管理部所管の人事(人事課の所管に属する事項を除く。)、予算及び経理に関する事項

(2)～(12) (略)

人事課～法務文書課 (略)

## 県民生活課

- (1) ボランティア等の社会活動参加及び民間非営利団体との連携の促進に関する事項
- (2) 特定非営利活動法人の認証等に関する事項
- (3) 消費者行政の企画及び調整に関する事項
- (4) 商品等の規格、表示、取引等の適正化に関する事項
- (5) 安全で安心なまちづくりに関する事項
- (6) 交通安全対策に関する事項
- (7) 交通遺児対策に関する事項
- (8) 消費生活センターに関する事項
- (9) 交通事故相談所に関する事項

大学・私学振興課～総務事務センター（略）  
環境局

## 環境政策課

- (1) 環境行政の総合企画調整に関する事項
- (2) 環境局所管の人事、予算及び経理に関する事項
- (3) 環境影響評価の審査及び指導に関する事項
- (4) 地球温暖化対策に関する事項
- (5) フロン類の管理の適正化に関する事項

大学・私学振興課～総務事務センター（略）

県民生活・環境部

## 県民生活課

- (1) 県民生活・環境行政の総合企画調整に関する事項
- (2) 県民生活・環境部所管の人事、予算及び経理に関する事項
- (3) ボランティア等の社会活動参加及び民間非営利団体との連携の促進に関する事項
- (4) 特定非営利活動法人の認証等に関する事項
- (5) 東日本大震災による避難者の支援に関する事項
- (6) 平成16年新潟県中越地震及び平成19年新潟県中越沖地震に関する事項
- (7) 消費者行政の企画及び調整に関する事項
- (8) 商品等の規格、表示、取引等の適正化に関する事項
- (9) 安全で安心なまちづくりに関する事項
- (10) 交通安全対策に関する事項
- (11) 交通遺児対策に関する事項
- (12) 消費生活センターに関する事項
- (13) 交通事故相談所に関する事項

## 文化振興課

- (1) 文化行政の企画及び調整に関する事項
- (2) 文化行政の推進に関する事項
- (3) 県民会館に関する事項
- (4) 自然科学館に関する事項
- (5) 歴史博物館に関する事項

## スポーツ課

- (1) スポーツ施策の企画及び総合調整に関する事項
- (2) 生涯スポーツの推進に関する事項
- (3) 競技力の向上に関する事項
- (4) 県立の社会体育施設に関する事項
- (5) 大規模スポーツイベントの誘致及び開催に関する事項

## 男女平等社会推進課

- (1) 男女平等社会の形成の企画及び総合調整に関する事項

環境対策課

(1)～(10) (略)

(11) 自然保護に関する事項

(12) 自然公園に関する事項

(13) 温泉に関する事項

(14) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事項

(15) 愛鳥センター紫雲寺さえずりの里に関する事項

(16) 佐渡トキ保護センターに関する事項

資源循環推進課 (略)

防災局

防災企画課

(1)～(5) (略)

(6) 東日本大震災による避難者の支援に関する事項

危機対策課～原子力安全対策課 (略)

福祉保健部

福祉保健総務課

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

国保・福祉指導課～子ども家庭課 (略)

産業労働部

産業政策課～産業立地課 (略)

しごと定住促進課

(2) 男女平等社会の形成の推進に関する事項  
環境企画課

(1) 環境施策の企画及び調整に関する事項

(2) 環境影響評価の審査及び指導に関する事項

(3) 自然保護に関する事項

(4) 自然公園に関する事項

(5) 温泉に関する事項

(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事項

(7) 地球温暖化対策に関する事項

(8) フロン類の管理の適正化に関する事項

(9) 愛鳥センター紫雲寺さえずりの里に関する事項

(10) 佐渡トキ保護センターに関する事項

環境対策課

(1)～(10) (略)

廃棄物対策課 (略)

防災局

防災企画課

(1)～(5) (略)

危機対策課～原子力安全対策課 (略)

福祉保健部

福祉保健総務課

(1)・(2) (略)

(3) 健康福祉計画の推進に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

国保・福祉指導課～子ども家庭課 (略)

産業労働部

産業政策課～産業立地課 (略)

しごと定住促進課

- (1)～(7) (略)
  - (8) (略)
  - (9) (略)
  - (10) 働き方改革の推進に関する事項  
雇用能力開発課
  - (1)～(7) (略)
  - (8) 雇用対策に関する事項  
観光文化スポーツ部  
観光企画課
  - (1) 観光文化スポーツ部所管の人事、予算及び経理に関する事項
  - (2)～(10) (略)  
国際観光推進課 (略)  
文化課
  - (1) 文化行政の企画及び調整に関する事項
  - (2) 文化行政の推進に関する事項
  - (3) 文化財に関する事項
  - (4) 埋蔵文化財に関する事項
  - (5) 古式銃砲及び刀剣類の登録等に関する事項
  - (6) 博物館に関する事項
  - (7) 世界遺産登録に関する事項
  - (8) 県民会館に関する事項
  - (9) 県政記念館に関する事項
  - (10) 自然科学館に関する事項
  - (11) 近代美術館に関する事項
  - (12) 埋蔵文化財センターに関する事項
  - (13) 歴史博物館に関する事項  
スポーツ課
  - (1) スポーツ施策の企画及び総合調整に関する事項
  - (2) 生涯スポーツの推進に関する事項
  - (3) 競技力の向上に関する事項
  - (4) 県立の社会体育施設に関する事項
  - (5) 大規模スポーツイベントの誘致及び開催に関する事項  
農林水産部・農地部 (略)  
土木部  
監理課・技術管理課 (略)  
用地・土地利用課
  - (1)～(10) (略)
  - (11) 盛土等の規制に関する事項  
道路管理課～営繕課 (略)  
交通政策局・出納局 (略)
- 2 各部（知事政策局、環境局、防災局、交通政策局及び出納局を含む。以下この項において同じ。）の筆頭に掲げる課を主管課といい、部内各課の連絡調整に関する事項及び部内他課に属しない事項を処理するものとする。

(名称、位置及び所管区域)

- (1)～(7) (略)
  - (8) 雇用対策に関する事項
  - (9) (略)
  - (10) (略)  
職業能力開発課
  - (1)～(7) (略)
  - 観光局  
観光企画課
  - (1) 観光局所管の人事、予算及び経理に関する事項
  - (2)～(10) (略)  
国際観光推進課 (略)
- 農林水産部・農地部 (略)  
土木部  
監理課・技術管理課 (略)  
用地・土地利用課
- (1)～(10) (略)
- 道路管理課～営繕課 (略)  
交通政策局・出納局 (略)
- 2 各部（知事政策局、防災局、観光局、交通政策局及び出納局を含む。以下この項において同じ。）の筆頭に掲げる課を主管課といい、部内各課の連絡調整に関する事項及び部内他課に属しない事項を処理するものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局設置条例(平成13年新潟県条例第60号)別表第2所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
(略)	
新潟地域振興局	新潟市 <u>三条市</u> <u>加茂市</u> <u>燕市</u> <u>五泉市</u> <u>佐渡市</u> <u>西蒲原郡</u> <u>南蒲原郡</u> <u>東蒲原郡</u>

(略)

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、軽油引取税に関する事務(新潟県地域振興局設置条例別表第3所掌事務の欄第4号に掲げる事務及び免税証の交付に関する事務を除く。)についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
(略)	
新潟地域振興局	新潟市 <u>五泉市</u> <u>佐渡市</u> <u>東蒲原郡</u>
長岡地域振興局	長岡市 <u>三条市</u> <u>柏崎市</u> <u>小千谷市</u> <u>加茂市</u> <u>見附市</u> <u>燕市</u> <u>西蒲原郡</u> <u>南蒲原郡</u> <u>三島郡</u> <u>刈羽郡</u>

(略)

5 第1項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局設置条例別表第5所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

(略)

6 (略)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局設置条例(平成13年新潟県条例第60号)別表第2所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
(略)	
新潟地域振興局	新潟市 <u>五泉市</u> <u>東蒲原郡</u>
<u>三条地域振興局</u>	<u>三条市</u> <u>加茂市</u> <u>燕市</u> <u>西蒲原郡</u> <u>南蒲原郡</u>

(略)

佐渡地域振興局 佐渡市

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、軽油引取税に関する事務(新潟県地域振興局設置条例別表第3所掌事務の欄第4号に掲げる事務及び免税証の交付に関する事務を除く。)についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
(略)	
新潟地域振興局	新潟市 <u>五泉市</u> <u>東蒲原郡</u>
長岡地域振興局	長岡市 <u>三条市</u> <u>柏崎市</u> <u>小千谷市</u> <u>加茂市</u> <u>見附市</u> <u>南蒲原郡</u> <u>三島郡</u> <u>刈羽郡</u>

(略)

佐渡地域振興局 佐渡市

5 第1項の規定にかかわらず、保健に関する事務(衛生に関する事務を除く。)並びに福祉に関する事務のうち母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。

(略)

6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、衛生及び環境に関する事務(公害の防止及び廃棄物の処理に関する事務を除く。)についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
<u>村上地域振興局</u>	<u>村上市</u> <u>岩船郡</u>
<u>新発田地域振興局</u>	<u>新発田市</u> <u>阿賀野市</u> <u>胎内市</u> <u>北蒲原郡</u>
<u>新潟地域振興局</u>	<u>五泉市</u> <u>東蒲原郡</u>
<u>三条地域振興局</u>	<u>三条市</u> <u>加茂市</u> <u>燕市</u> <u>西蒲原郡</u> <u>南蒲原郡</u>
<u>長岡地域振興局</u>	<u>長岡市</u> <u>小千谷市</u> <u>見附市</u> <u>三島郡</u>
<u>魚沼地域振興局</u>	<u>魚沼市</u>
<u>南魚沼地域振興局</u>	<u>南魚沼市</u> <u>南魚沼郡</u>

7 (略)

8 (略)

9 第 1 項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局設置条例別表第 8 所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

名 称	所 管 区 域
新発田地域振興局	新発田市 村上市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 岩船郡
新潟地域振興局	新潟市 五泉市 東蒲原郡
三条地域振興局	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
長岡地域振興局	長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼地域振興局	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡
上越地域振興局	上越市 糸魚川市 妙高市
佐渡地域振興局	佐渡市

10 第 1 項の規定にかかわらず、林業に関する事務(木材産業に関する事務を除く。)についての所管区域は、次のとおりである。  
(略)

11 第 1 項の規定にかかわらず、林業に関する事務のうち木材産業に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。

名 称	所 管 区 域
村上地域振興局	村上市 岩船郡
新潟地域振興局	新潟市 新発田市 五泉市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 東蒲原郡
長岡地域振興局	長岡市 三条市 柏崎市 小千谷市 加茂市 見附市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡 三島郡 刈羽郡
南魚沼地域振興局	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡
上越地域振興局	上越市 糸魚川市 妙高市
佐渡地域振興局	佐渡市

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 新潟地域振興局の新潟県地域振興局設置条例別表第 9 所掌事務の欄に掲げる事務の一部の分掌については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
(略)

16 地域振興局の部又は港湾事務所の事務の一部を

十日町地域振興局	十日町市 中魚沼郡
柏崎地域振興局	柏崎市 刈羽郡
上越地域振興局	上越市 妙高市
糸魚川地域振興局	糸魚川市
佐渡地域振興局	佐渡市

8 (略)

9 (略)

10 第 1 項の規定にかかわらず、林業に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。  
(略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 新潟地域振興局の新潟県地域振興局設置条例別表第 9 所掌事務の欄に掲げる事務の一部の分掌については、第 13 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
(略)

15 地域振興局の部又は港湾事務所の事務の一部を

分掌させるため、次のとおり農林事務所、維持管理事務所及び分所を置く。

名称	位置	担当区域
(略)		

(略)

17 (略)

18 地域振興局県税部の事務の一部を分掌させるため、次のとおり収税課を置く。

名称	位置	担当区域
(略)		

新潟地域振興局県税部新津収税課	(略)	(略)
-----------------	-----	-----

新潟地域振興局県税部三条収税課	三条市	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
-----------------	-----	----------------------

新潟地域振興局県税部佐渡収税課	佐渡市	佐渡市
-----------------	-----	-----

(略)

(略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1) 村上地域振興局

健康福祉部

地域保健課・衛生環境課 (略)

農林振興部

庶務課 (略)

普及課

農村整備課～森林施設課 (略)

地域整備部

総務課

業務課

業務係 行政係

用地課

維持管理課～ダム管理課 (略)

(2) 新発田地域振興局

企画振興部

分掌させるため、次のとおり農林事務所、維持管理事務所、地区センター及び分所を置く。

名称	位置	担当区域
(略)		

新潟地域振興局健康福祉部

津川地区センター

賀町

ター

(略)

16 (略)

17 地域振興局県税部の事務の一部を分掌させるため、次のとおり収税課を置く。

名称	位置	担当区域
(略)		

新潟地域振興局県税部新津収税課	(略)	(略)
-----------------	-----	-----

(略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1) 村上地域振興局

企画振興部

総務課

総務係

地域振興課

健康福祉部

企画調整課

地域保健課・衛生環境課 (略)

農林振興部

庶務課 (略)

企画振興課

普及課

農村計画課

農村整備課～森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課

庶務係 行政係

用地課

計画調整課

維持管理課～ダム管理課 (略)

(2) 新発田地域振興局

企画振興部

県民サービスセンター  
 県税部 (略)  
 健康福祉環境部  
   庶務課～生活衛生課 (略)  
   環境センター (略)  
  
児童・障害者相談センター  
   庶務課  
     庶務係  
     企画指導課  
     相談判定課  
   農業振興部～地域整備部 (略)  
 (3) 新潟地域振興局  
   企画振興部  
  
 県税部  
   庶務課～新津収税課 (略)  
     三条収税課  
     佐渡収税課  
   健康福祉部 (略)  
   農林振興部  
     庶務課～生産振興課 (略)  
     普及課  
  
     農村計画課～森林施設課 (略)  
   地域整備部 (略)  
 (4) 三条地域振興局  
  
  
  
 健康福祉環境部 (略)  
 農業振興部  
   庶務課～普及課 (略)  
  
   農村整備課  
   地域整備部  
     総務課  
     業務課  
       業務係 行政係  
     用地課

総務課  
   総務係  
   地域振興課  
   県民サービスセンター  
   県税部 (略)  
   健康福祉環境部  
     庶務課～生活衛生課 (略)  
     環境センター (略)  
     児童・障害者相談センター  
       相談課  
  
   農業振興部～地域整備部 (略)  
 (3) 新潟地域振興局  
   企画振興部  
     総務課  
       総務係  
       地域振興課  
   県税部  
     庶務課～新津収税課 (略)  
  
   健康福祉部 (略)  
   農林振興部  
     庶務課～生産振興課 (略)  
     普及第1課  
     普及第2課  
     農村計画課～森林施設課 (略)  
   地域整備部 (略)  
 (4) 三条地域振興局  
   企画振興部  
     総務課  
       総務係  
       地域振興課  
   県税部  
     課税課  
     収税課  
   健康福祉環境部 (略)  
   農業振興部  
     庶務課～普及課 (略)  
     農村計画課  
     農村整備課  
   地域整備部  
  
     庶務課  
       庶務係 行政係  
     用地課  
     計画調整課

維持管理課～建築課 (略)

(5) 長岡地域振興局  
企画振興部

県民サービスセンター  
県税部 (略)  
健康福祉環境部  
庶務課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)

児童・障害者相談センター  
庶務課  
庶務係  
指導保護課  
相談判定課

農林振興部・地域整備部 (略)

(6) 魚沼地域振興局

健康福祉部

地域保健課・衛生環境課 (略)  
農業振興部  
庶務課 (略)

普及課

農村整備課  
地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係 行政係  
用地課

維持管理課～治水課 (略)

(7) 南魚沼地域振興局  
企画振興部

県民サービスセンター  
県税部 (略)  
健康福祉環境部  
庶務課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)

維持管理課～建築課 (略)

(5) 長岡地域振興局  
企画振興部  
総務課  
総務係  
地域振興課  
県民サービスセンター  
県税部 (略)  
健康福祉環境部  
庶務課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)  
児童・障害者相談センター  
指導保護課  
相談判定課

農林振興部・地域整備部 (略)

(6) 魚沼地域振興局  
企画振興部  
総務課  
総務係  
地域振興課  
健康福祉部  
企画調整課  
地域保健課・衛生環境課 (略)  
農業振興部  
庶務課 (略)  
企画振興課  
普及課  
農村計画課  
農村整備課  
地域整備部

庶務課  
庶務係 行政係  
用地課  
計画調整課  
維持管理課～治水課 (略)

(7) 南魚沼地域振興局  
企画振興部  
総務課  
総務係  
地域振興課  
県民サービスセンター  
県税部 (略)  
健康福祉環境部  
庶務課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)

<p>児童・障害者相談センター  <u>庶務課</u>  <u>庶務係</u>  <u>企画指導課</u>  <u>相談判定課</u>          農林振興部          庶務課 (略)  <u>農業企画課</u>  <u>生産振興課</u>          普及課～森林施設課 (略)          地域整備部 (略)          (8) 十日町地域振興局</p>	<p>児童・障害者相談センター  <u>相談課</u>          農林振興部          庶務課 (略)  <u>企画振興課</u>          普及課～森林施設課 (略)          地域整備部 (略)          (8) 十日町地域振興局  <u>企画振興部</u>  <u>総務課</u>  <u>総務係</u>  <u>地域振興課</u></p>
<p>健康福祉部          地域保健課・衛生環境課 (略)          農業振興部          庶務課 (略)          普及課          農村整備課          地域整備部  <u>総務課</u>  <u>業務課</u>  <u>業務係</u> 行政係          用地課          維持管理課～治水課 (略)          (9) 柏崎地域振興局</p>	<p>健康福祉部  <u>企画調整課</u>          地域保健課・衛生環境課 (略)          農業振興部          庶務課 (略)  <u>企画振興課</u>          普及課  <u>農村計画課</u>          農村整備課          地域整備部          庶務課  <u>庶務係</u> 行政係          用地課  <u>計画調整課</u>          維持管理課～治水課 (略)          (9) 柏崎地域振興局  <u>企画振興部</u>  <u>総務課</u>  <u>総務係</u>  <u>地域振興課</u></p>
<p>健康福祉部          地域保健課・衛生環境課 (略)          農業振興部          庶務課 (略)          普及課          農村整備課          地域整備部  <u>総務課</u>  <u>業務課</u></p>	<p>健康福祉部  <u>企画調整課</u>          地域保健課・衛生環境課 (略)          農業振興部          庶務課 (略)  <u>企画振興課</u>          普及課  <u>農村計画課</u>          農村整備課          地域整備部          庶務課</p>

<p><u>業務係</u> 行政係 用地課</p> <p>維持管理課～ダム管理課 (略)</p> <p>(10) 上越地域振興局 企画振興部</p> <p>県民サービスセンター 県税部 (略) 健康福祉環境部 総務福祉課～生活衛生課 (略) 環境センター (略)</p> <p><u>児童・障害者相談センター</u> <u>庶務課</u> <u>庶務係</u> <u>指導保護課</u> <u>相談判定課</u></p> <p>農林振興部・地域整備部 (略)</p> <p>(11) 糸魚川地域振興局</p> <p>健康福祉部</p> <p>地域保健課・衛生環境課 (略)</p> <p>農林振興部 庶務課 (略)</p> <p>普及課</p> <p>農村整備課～森林施設課 (略)</p> <p>地域整備部 <u>総務課</u> <u>業務課</u> <u>業務係</u> 行政係 用地課</p> <p>維持管理課～河川・砂防課 (略)</p> <p>(12) 佐渡地域振興局</p>	<p><u>庶務係</u> 行政係 用地課 <u>計画調整課</u> 維持管理課～ダム管理課 (略)</p> <p>(10) 上越地域振興局 企画振興部 <u>総務課</u> <u>総務係</u> <u>地域振興課</u> 県民サービスセンター 県税部 (略) 健康福祉環境部 総務福祉課～生活衛生課 (略) 環境センター (略) <u>児童・障害者相談センター</u> <u>指導保護課</u> <u>相談判定課</u></p> <p>農林振興部・地域整備部 (略)</p> <p>(11) 糸魚川地域振興局 <u>企画振興部</u> <u>総務課</u> <u>総務係</u> <u>地域振興課</u> 健康福祉部 <u>企画調整課</u> 地域保健課・衛生環境課 (略) 農林振興部 庶務課 (略) <u>企画振興課</u> 普及課 <u>農村計画課</u> 農村整備課～森林施設課 (略) 地域整備部</p> <p><u>庶務課</u> <u>庶務係</u> 行政係 用地課 <u>計画調整課</u> 維持管理課～河川・砂防課 (略)</p> <p>(12) 佐渡地域振興局 <u>企画振興部</u> <u>総務課</u> <u>総務係</u> <u>地域振興課</u> <u>県民サービスセンター</u> 県税部</p>
---	---

健康福祉環境部 (略)  
 農林水産振興部  
 庶務課 (略)  
企画振興課

普及課～振興課 (略)  
 地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係 行政係  
 用地課

維持管理課～建築課 (略)  
港湾空港業務課 (略)  
 空港用地課～漁港課 (略)  
県民サービスセンター

2 新潟地域振興局巻農業振興部に次の課及び係を置く。

庶務課 (略)

普及課

農村整備課・農地整備課 (略)

3 新潟地域振興局新津地域整備部に次の課及び係を置く。

庶務課・用地課 (略)

維持管理課～ダム管理課 (略)

4～8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

(分掌事務)

**第12条** 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

課税課

収税課

健康福祉環境部 (略)  
 農林水産振興部

庶務課 (略)

農業企画課

生産振興課

普及課～振興課 (略)

地域整備部

庶務課

庶務係 行政係

用地課

計画調整課

維持管理課～建築課 (略)

業務課 (略)

空港用地課～漁港課 (略)

2 新潟地域振興局巻農業振興部に次の課及び係を置く。

庶務課 (略)

企画振興課

普及課

農村計画課

農村整備課・農地整備課 (略)

3 新潟地域振興局新津地域整備部に次の課及び係を置く。

庶務課・用地課 (略)

計画調整課

維持管理課～ダム管理課 (略)

4～8 (略)

9 新潟地域振興局健康福祉部津川地区センターに次の課を置く。

地域福祉課

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

(分掌事務)

**第12条** 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課

(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項

(2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(3) 庁舎管理に関する事項 (健康福祉部の所管に属する事項を除く。)

(4) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項

健康福祉部

- 地域保健課
- (1)～(7) (略)
- (8) 介護保険に関する事業に関する事項
- (9)～(19) (略)
- (20) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6又は第32条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭等の相談支援に関する事項
- 衛生環境課 (略)
- 農林振興部
- 庶務課
- (1)～(13) (略)
- (14) 動物感染症に係る総合調整に関する事項
- (15) (略)

- (5) 県民相談に関する事項
- (6) 行政資料の閲覧に関する事項
- (7) 地域振興課に属しない事項
- 地域振興課
- (1) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (3) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項
- (4) 地域振興計画に関する事項
- (5) 市町村合併の支援に関する事項
- (6) 広域行政の推進に関する事項
- (7) 地域広報広聴活動に関する事項
- 健康福祉部
- 企画調整課
- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 庁舎管理に関する事項（健康福祉部が設置されている庁舎に限る。）
- (3) 保健所の庶務及び会計に関する事項
- (4) 健康福祉計画の推進に関する事項
- (5) 保健、福祉及び医療情報に関する事項
- (6) 事業計画及び業務調整に関する事項
- (7) 保健福祉関係職員研修に関する事項
- (8) 総合相談に関する事項
- (9) 介護保険に関する事業の企画調整に関する事項
- (10) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6又は第32条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭等の相談支援に関する事項
- (11) 部内他課に属しない事項
- 地域保健課
- (1)～(7) (略)
- (8) 介護保険に関する事業に関する事項（保健に関する事項に限る。）
- (9)～(19) (略)
- 衛生環境課 (略)
- 農林振興部
- 庶務課
- (1)～(13) (略)
- (14) (略)
- 企画振興課
- (1) 地域農政の総合推進に関する事項
- (2) 農業構造の改善に関する事項
- (3) 農山村地域等の振興に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>(4) 農業経営改善の企画に関する事項（農業普及指導センターの所管に属する事項を除く。）</u></li> <li><u>(5) 農業の担い手及び経営体の育成指導の企画に関する事項</u></li> <li><u>(6) 農業情報に関する事項</u></li> <li><u>(7) 制度資金に関する事項</u></li> <li><u>(8) 主要作物の生産振興に関する事項</u></li> <li><u>(9) 環境保全型農業の推進に関する事項</u></li> <li><u>(10) 農用地の土壌保全に関する事項</u></li> <li><u>(11) 農業機械に関する事項</u></li> <li><u>(12) 農薬の適正使用等に関する事項</u></li> <li><u>(13) 肥料に関する事項</u></li> <li><u>(14) 農業災害に関する事項</u></li> <li><u>(15) 野菜、果樹、花き及び特産作物の生産振興及び出荷指導に関する事項</u></li> <li><u>(16) 養蚕の振興に関する事項</u></li> <li><u>(17) 卸売市場に関する事項</u></li> <li><u>(18) 農林水産物の品質表示等の適正化に関する事項</u></li> <li><u>(19) 畜産の振興に関する事項</u></li> <li><u>(20) 草地開発及び自給飼料に関する事項</u></li> <li><u>(21) 流通飼料の品質の改善に関する事項</u></li> <li><u>(22) 家畜及び畜産物の流通に関する事項</u></li> <li><u>(23) 家畜市場及び家畜商に関する事項</u></li> </ul>
<p>普及課 (略)</p>	<p>普及課 (略)</p>
	<p>農村計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 土地改良事業の計画樹立に関する事項</u></li> <li><u>(2) 農地に係る土地利用及び水利の調査及び調整に関する事項</u></li> <li><u>(3) 農業農村整備事業に係る設計、積算及び検査に関する事項</u></li> <li><u>(4) 団体営農業農村整備事業の審査及び助言に関する事項</u></li> <li><u>(5) 土地改良施設の維持管理に関する事項</u></li> <li><u>(6) 農地及び農業用施設の災害復旧事業の執行に関する事項</u></li> <li><u>(7) 国土調査に関する事項</u></li> <li><u>(8) 農地に係る各種調査及び農業農村整備事業に係る技術職員の研修に関する事項</u></li> <li><u>(9) 多面的機能支払制度に係る指導、助言及び検査に関する事項</u></li> </ul>
<p>農村整備課～森林施設課 (略)</p>	<p>農村整備課～森林施設課 (略)</p>
<p>地域整備部</p>	<p>地域整備部</p>
<p>総務課</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項</u></li> <li><u>(2) 庁舎管理に関する事項（健康福祉部の所管に属する事項を除く。）</u></li> <li><u>(3) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項</u></li> <li><u>(4) 危機管理に係る総合調整に関する事項（他部の所管に属する事項を除く。）</u></li> <li><u>(5) 県民相談に関する事項</u></li> </ul>	

(6) 行政資料の閲覧に関する事項

業務課 (略)

用地課 (略)

維持管理課～ダム管理課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項

(2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項

(4) 庁舎管理に関する事項

(5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項

(6) 危機管理に係る総合調整に関する事項(他部等の所管に属する事項を除く。)

(7) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項

(8) 地域振興に係る局内の調整に関する事項

(9) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項

(10) 地域振興計画に関する事項

県民サービスセンター (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1) 県税(利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)第69条第1項又は第69条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税の種別割、核燃料税並びに同条例第58条第1項に規定する方法により納付される自動車税の環境性能割を除く。)に係る徴

庶務課 (略)

用地課 (略)

計画調整課

(1) 土木事業に係る調査、計画及び調整に関する事項

(2) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項

(3) 土木事業に係る市町村事業の助言に関する事項

維持管理課～ダム管理課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課

(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項

(2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項

(4) 庁舎管理に関する事項

(5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項

(6) 部内他課等に属しない事項

地域振興課

前項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

県民サービスセンター (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1) 県税(利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税(手持品課税を除く。)、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)第69条第1項又は第69条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税の種別割、核燃料税並びに同条例第58条第1項に規定する方法により納付される自動車

税金 (以下「県税徴収金」という。)及び過料の  
 収納に関する事項 (村上収税課の所管に属する  
 事項を除く。次号から第 7 号までにおいて同じ。)

(2)～(7) (略)

村上収税課 (略)  
 健康福祉環境部  
 庶務課

(1) (略)

(2) 保健所及び福祉事務所の庶務及び会計に關する事項

(3) (略)

企画調整課

(1) 地域保健医療計画の調整及び推進に関する事項

(2)～(6) (略)

(7) 新型インフルエンザ等に係る総合調整に関する事項

地域福祉課

(1)～(13) (略)

(14) 家庭児童相談その他の福祉に関する相談に関する事項 (児童・障害者相談センター相談判定課の所管に属する事項を除く。)

(15)・(16) (略)

地域保健課～生活衛生課 (略)  
 環境センター (略)

児童・障害者相談センター

庶務課

(1) センター所管の人事、文書及び会計に関する事項

(2) 児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の庶務及び会計に関する事項

(3) センター内他課に属しない事項

企画指導課

(1) センター所管の公印に関する事項

税の環境性能割を除く。)に係る徴収金 (以下「県  
 税徴収金」という。)及び過料の収納に関する事  
 項 (村上収税課の所管に属する事項を除く。次  
 号から第 7 号までにおいて同じ。)

(2)～(7) (略)

村上収税課 (略)  
 健康福祉環境部  
 庶務課

(1) (略)

(2) 保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の庶務及び会計に関する事項

(3) (略)

企画調整課

(1) 健康福祉計画の推進に関する事項

(2)～(6) (略)

地域福祉課

(1)～(13) (略)

(14) 家庭児童相談その他の福祉に関する相談に関する事項 (児童・障害者相談センター相談課の所管に属する事項を除く。)

(15)・(16) (略)

地域保健課～生活衛生課 (略)  
 環境センター (略)

児童・障害者相談センター  
 相談課

(1) 児童福祉、身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関する相談に関する事項 (福祉事務所地域福祉課、児童相談所相談課、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。)

(2) 児童福祉に関する調査及び援助に関する事項 (福祉事務所地域福祉課及び児童相談所相談課の所管に属する事項を除く。)

(3) 身体障害者に関する専門的な指導に関する事項 (身体障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。)

(4) 知的障害者の指導に関する事項 (知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。)

(2) 児童福祉に関する相談、調査及び援助に関する事項（継続的事例に係るものに限り、児童相談所企画指導課の所管に属する事項を除く。）

相談判定課

(1) 児童福祉、身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関する相談に関する事項（企画指導課、福祉事務所地域福祉課、児童相談所相談判定課、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

(2) 児童福祉に関する調査及び援助に関する事項（企画指導課、福祉事務所地域福祉課及び児童相談所相談判定課の所管に属する事項を除く。）

(3) 身体障害者に関する専門的な指導に関する事項（身体障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

(4) 知的障害者の指導に関する事項（知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

農業振興部

庶務課

(1) (略)

(2) 動物感染症に係る総合調整に関する事項

(3) (略)

農業企画課

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

生産振興課

(1) (略)

(2) 米政策の推進に関する事項

(3) 園芸作物及び特産作物の生産振興等に関する事項

(4) 環境と調和した持続可能な農業の推進に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 鳥獣被害防止対策に関する事項

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) 農畜産物の出荷及び流通に関する事項

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

農業振興部

庶務課

(1) (略)

(2) (略)

農業企画課

(1)～(4) (略)

(5) 農業経営改善の企画に関する事項（農業普及指導センターの所管に属する事項を除く。）

(6) (略)

(7) 農業情報に関する事項

(8) (略)

生産振興課

(1) (略)

(2) 環境保全型農業の推進に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 野菜、果樹、花き及び特産作物の生産振興及び出荷指導に関する事項

(9) 養蚕の振興に関する事項

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

- (17) (略)
- 普及課 (略)
- 農村整備部
- 庶務課・農用地課 (略)
- 農村計画課

- (1) 土地改良事業の計画樹立に関する事項
- (2) 農地に係る土地利用及び水利の調査及び調整に関する事項
- (3) 農業農村整備事業に係る設計、積算及び検査に関する事項
- (4) 団体営農業農村整備事業の審査及び助言に関する事項
- (5) 土地改良施設の維持管理に関する事項
- (6) 農地及び農業用施設の災害復旧事業の執行に関する事項
- (7) 国土調査に関する事項
- (8) 農地に係る各種調査及び農業農村整備事業に係る技術職員の研修に関する事項
- (9) 多面的機能支払制度に係る指導、助言及び検査に関する事項

農村整備課～防災課 (略)

地域整備部

庶務課・用地課 (略)

計画調整課

- (1) 土木事業に係る調査、計画及び調整に関する事項
- (2) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項
- (3) 土木事業に係る市町村事業の助言に関する事項

維持管理課

前項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課～ダム管理課 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

- 企画振興部
- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

- (15) 家畜及び畜産物の流通に関する事項
- (16) (略)
- 普及課 (略)
- 農村整備部
- 庶務課・農用地課 (略)
- 農村計画課

前項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課～防災課 (略)

地域整備部

庶務課・用地課 (略)

計画調整課

前項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

維持管理課

- (1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項
- (2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項
- (3) 交通安全施設、防雪及び凍雪害等の防止工事の執行に関する事項

道路課～ダム管理課 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

- (3) 庁舎管理に関する事項
- (4) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (5) 危機管理に係る総合調整に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）
- (6) 県民相談に関する事項
- (7) 行政資料の閲覧に関する事項
- (8) 労働行政に関する事項
- (9) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項
- (10) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (11) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項
- (12) 地域振興計画に関する事項

県税部

庶務課～直税第2課（略）

間税課

- (1) 県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税（免税証に関する事項を除く。）及び産業廃棄物税に係る徴収金の賦課に関する事項
- (2) 県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税に係る犯則事件に関する事項
- (3) 軽油引取税の免税証に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）

収税第1課

- (1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なもの並びに新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）
- (2) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号及び第4号において同じ。）
- (3)・(4)（略）

収税第2課

- (1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（新

総務課

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (3) 庁舎管理に関する事項
- (4) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (5) 県民相談に関する事項
- (6) 行政資料の閲覧に関する事項
- (7) 労働行政に関する事項
- (8) 部内他課等に属しない事項

地域振興課

第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

県税部

庶務課～直税第2課（略）

間税課

- (1) 県たばこ税（手持品課税に限る。）、ゴルフ場の利用税、軽油引取税（免税証に関する事項を除く。）及び産業廃棄物税に係る徴収金の賦課に関する事項
- (2) 県たばこ税（手持品課税に限る。）、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税に係る犯則事件に関する事項
- (3) 軽油引取税の免税証に関する事項（新津収税課の所管に属する事項を除く。）

収税第1課

- (1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なもの並びに新津収税課の所管に属する事項を除く。）
- (2) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項（新津収税課の所管に属する事項を除く。次号及び第4号において同じ。）
- (3)・(4)（略）

収税第2課

- (1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（新

津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号から第 4 号までにおいて同じ。)

(2)～(4) (略)

収税第 3 課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他収納が困難なもの並びに新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他滞納処分が困難なもの並びに新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）

(4) (略)

新津収税課 (略)

三条収税課

前項に規定する県税部村上収税課の分掌事務

佐渡収税課

前項に規定する県税部村上収税課の分掌事務

健康福祉部

総務福祉課

(1)～(4) (略)

(5) 新型インフルエンザ等に係る総合調整に関する事項

(6) (略)

地域保健課

前項に規定する健康福祉環境部地域保健課及び医薬予防課の分掌事務

衛生環境課 (略)

農林振興部

庶務課

(1)・(2) (略)

(3) 動物感染症に係る総合調整に関する事項

(4) (略)

農用地課 (略)

農業企画課

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

生産振興課 (略)

普及課

第 1 項に規定する農林振興部普及課の分掌事務

津収税課の所管に属する事項を除く。次号から第 4 号までにおいて同じ。)

(2)～(4) (略)

収税第 3 課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他収納が困難なもの並びに新津収税課の所管に属する事項を除く。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他滞納処分が困難なもの並びに新津収税課の所管に属する事項を除く。）

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項（新津収税課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）

(4) (略)

新津収税課 (略)

健康福祉部

総務福祉課

(1)～(4) (略)

(5) (略)

地域保健課

(1) 第 1 項に規定する健康福祉部地域保健課の分掌事務

(2) 血液対策に関する事項

衛生環境課 (略)

農林振興部

庶務課

(1)・(2) (略)

(3) (略)

農用地課 (略)

農業企画課

(1)～(3) (略)

(4) 農業経営改善の企画に関する事項（農業普及指導センターの所管に属する事項を除く。）

(5) (略)

(6) 農業情報に関する事項

(7) (略)

生産振興課 (略)

普及第 1 課

第 1 項に規定する農林振興部普及課の分掌事務

農村計画課  
前項に規定する農村整備部農村計画課の分掌事務

農村整備課～森林施設課 (略)  
地域整備部  
庶務課・用地課 (略)  
計画調整課

前項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

治水課～都市整備課 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第25項及び第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

(作物に関するもの及び東蒲原郡の区域に係るものに限る。)

普及第2課

第1項に規定する農林振興部普及課の分掌事務(普及第1課の所管に属する事項を除く。)

農村計画課

第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課～森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課・用地課 (略)

計画調整課

第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

治水課～都市整備課 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項
- (4) 庁舎管理に関する事項
- (5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (6) 県民相談に関する事項
- (7) 行政資料の閲覧に関する事項
- (8) 地域振興課に属しない事項

地域振興課

第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

県税部

課税課

- (1) 部所管の公印に関する事項
- (2) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税(手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固定資産税及び産業廃棄物税に係る徴収金の賦課に関する事項
- (3) 狩猟税に係る徴収金の賦課及び証紙徴収に関する事項
- (4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税(手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に係る犯則事件に関する事項
- (5) 税理士の登録に関する事項
- (6) 軽油引取税の免税証に関する事項
- (7) 収税課に属しない事項

収税課

- (1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項

健康福祉環境部 (略)  
 農業振興部  
 庶務課  
 (1)～(10) (略)  
(11) 動物感染症に係る総合調整に関する事項  
(12) (略)  
 企画振興課  
 第 2 項に規定する農業振興部農業企画課及び生  
産振興課の分掌事務 (農業振興地域の整備に關す  
る事項を除く。)  
 普及課 (略)

農村整備課 (略)  
 地域整備部  
 総務課  
(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項  
(2) 庁舎管理に関する事項  
(3) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項  
(4) 危機管理に係る総合調整に関する事項 (他部  
の所管に属する事項を除く。)  
(5) 県民相談に関する事項  
(6) 行政資料の閲覧に関する事項  
 業務課 (略)  
 用地課 (略)

維持管理課  
第 1 項に規定する地域整備部維持管理課の分掌  
事務

道路課～ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事  
 務 (与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事  
 務を除く。)は、次のとおりとする。  
 企画振興部

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項  
(3) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する  
事項  
(4) 納税証明書及びこれに係る手数料の徴収に關  
する事項  
(5) 納税貯蓄組合に関する事項  
(6) 県税徴収金の徴収の囑託に関する事項  
(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種  
別割に係る徴収金の賦課に関する事項  
 健康福祉環境部 (略)  
 農業振興部  
 庶務課  
 (1)～(10) (略)

(11) (略)  
 企画振興課  
第 1 項に規定する農林振興部企画振興課の分掌  
事務

普及課 (略)  
 農村計画課  
第 1 項に規定する農林振興部農村計画課の分掌  
事務  
 農村整備課 (略)  
 地域整備部

庶務課 (略)  
 用地課 (略)  
 計画調整課  
第 1 項に規定する地域整備部計画調整課の分掌  
事務  
 維持管理課

(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する  
事項  
(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項  
(3) 交通安全施設、防雪及び凍雪害等の防止工事  
の執行に関する事項  
 道路課～ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事  
 務 (与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事  
 務を除く。)は、次のとおりとする。  
 企画振興部

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項
- (4) 庁舎管理に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）
- (5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (6) 危機管理に係る総合調整に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）
- (7) 労働行政に関する事項
- (8) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項
- (9) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (10) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項
- (11) 地域振興計画に関する事項

県民サービスセンター（略）  
 県税部（略）  
 健康福祉環境部  
 庶務課  
 (1)・(2)（略）  
 (3) 保健所及び福祉事務所の庶務及び会計に関する事項  
 (4)（略）  
 企画調整課～生活衛生課（略）  
 環境センター（略）

総務課

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項
- (4) 庁舎管理に関する事項（他部の所管に属する事項を除く。）
- (5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (6) 労働行政に関する事項
- (7) 部内他課等に属しない事項

地域振興課

- (1) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (3) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項
- (4) 地域振興計画に関する事項
- (5) 市町村合併の支援に関する事項
- (6) 広域行政の推進に関する事項
- (7) 地域広報広聴活動に関する事項
- (8) 平成16年新潟県中越地震による被災地域の復興の支援に関する事項

県民サービスセンター（略）  
 県税部（略）  
 健康福祉環境部  
 庶務課  
 (1)・(2)（略）  
 (3) 保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の庶務及び会計に関する事項  
 (4)（略）  
 企画調整課～生活衛生課（略）  
 環境センター（略）

児童・障害者相談センター指導保護課

- (1) 児童福祉に関する相談、調査及び援助に関する事項（継続的事例に係るものに限り、児童相談所指導保護課の所管に属する事項を除く。）
- (2) 児童の一時保護に関する事項（児童相談所指導保護課の所管に属する事項を除く。）

相談判定課

- (1) 児童福祉、身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関する相談に関する事項（指導保護課、福祉事務所地域福祉課、児童相談所相談判定課、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）
- (2) 児童福祉に関する調査及び援助に関する事項（指導保護課、福祉事務所地域福祉課及び児童相談所相談判定課の所管に属する事項を除く。）
- (3) 身体障害者に関する専門的な指導に関する事項（身体障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）
- (4) 知的障害者の指導に関する事項（知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

児童・障害者相談センター庶務課

- (1) センター所管の人事、文書及び会計に関する事項
- (2) 庁舎管理に関する事項（児童・障害者相談センターが設置されている庁舎に限る。）
- (3) 児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の庶務及び会計に関する事項
- (4) センター内他課に属しない事項

指導保護課

- (1) センター所管の公印に関する事項
- (2) 児童福祉に関する相談、調査及び援助に関する事項（継続的事例に係るものに限り、児童相談所指導保護課の所管に属する事項を除く。）
- (3) 児童の一時保護に関する事項（児童相談所指導保護課の所管に属する事項を除く。）

相談判定課

- (1) 児童福祉、身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関する相談に関する事項（指導保護課、福祉事務所地域福祉課、児童相談所相談判定課、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）
- (2) 児童福祉に関する調査及び援助に関する事項（指導保護課、福祉事務所地域福祉課及び児童相談所相談判定課の所管に属する事項を除く。）
- (3) 身体障害者に関する専門的な指導に関する事項（身体障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）
- (4) 知的障害者の指導に関する事項（知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

<p>農林振興部                  庶務課～普及課 (略)                  農村計画課  <u>第2項に規定する農村整備部農村計画課の分掌事務</u>                  農村整備課～森林施設課 (略)                  地域整備部                  庶務課 (略)                  用地課  <u>第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務</u>                    計画調整課  <u>第2項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務</u>                  維持管理課  <u>第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</u>                  道路・都市整備課～建築課 (略)</p> <p>6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、<u>第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</u></p> <p>健康福祉部</p> <p>地域保健課・衛生環境課 (略)                  農業振興部                  庶務課                  (1)～(10) (略)  <u>(11) 動物感染症に係る総合調整に関する事項</u>  <u>(12) (略)</u></p> <p>普及課 (略)</p> <p>農村整備課 (略)                  地域整備部                  総務課  <u>第1項に規定する地域整備部総務課の分掌事務</u>                  業務課                  第1項に規定する<u>地域整備部業務課の分掌事務</u></p>	<p>農林振興部                  庶務課～普及課 (略)                  農村計画課  <u>第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務</u>                  農村整備課～森林施設課 (略)                  地域整備部                  庶務課 (略)                  用地課  <u>土木事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項</u>                  計画調整課  <u>第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務</u>                  維持管理課  <u>前項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</u>                  道路・都市整備課～建築課 (略)</p> <p>6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>企画振興部</u>  <u>総務課</u>  <u>第1項に規定する企画振興部総務課の分掌事務</u>  <u>地域振興課</u>  <u>第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務</u></p> <p>健康福祉部  <u>企画調整課</u>  <u>第1項に規定する健康福祉部企画調整課の分掌事務</u>                  地域保健課・衛生環境課 (略)                  農業振興部                  庶務課                  (1)～(10) (略)                  (11) (略)  <u>企画振興課</u>  <u>第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務</u>                  普及課 (略)  <u>農村計画課</u>  <u>第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務</u>                  農村整備課 (略)                  地域整備部                    庶務課                  第1項に規定する<u>地域整備部庶務課の分掌事務</u></p>
--	--

<p>用地課 (略)</p> <p>維持管理課 第 1 項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課・治水課 (略)</p> <p>7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部</p> <p>(1) <u>局所管の人事の総合調整に関する事項</u></p> <p>(2) <u>部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項</u></p> <p>(3) <u>県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項</u></p> <p>(4) <u>庁舎管理に関する事項 (健康福祉環境部の所管に属する事項を除く。)</u></p> <p>(5) <u>局及び地域機関の連絡調整に関する事項</u></p> <p>(6) <u>危機管理に係る総合調整に関する事項 (他部等の所管に属する事項を除く。)</u></p> <p>(7) <u>地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項</u></p> <p>(8) <u>地域振興に係る局内の調整に関する事項</u></p> <p>(9) <u>地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項</u></p> <p>(10) <u>地域振興計画に関する事項</u></p> <p>県民サービスセンター (略)</p> <p>県税部 (略)</p> <p>健康福祉環境部</p> <p>庶務課～生活衛生課 (略)</p> <p>環境センター (略)</p> <p>児童・障害者相談センター</p>	<p>用地課 (略)</p> <p>計画調整課</p> <p>第 1 項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務</p> <p>維持管理課</p> <p>第 2 項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課・治水課 (略)</p> <p>7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部</p> <p>総務課</p> <p>(1) <u>局所管の人事の総合調整に関する事項</u></p> <p>(2) <u>部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項</u></p> <p>(3) <u>県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項</u></p> <p>(4) <u>庁舎管理に関する事項 (健康福祉環境部の所管に属する事項を除く。)</u></p> <p>(5) <u>局及び地域機関の連絡調整に関する事項</u></p> <p>(6) <u>部内他課等に属しない事項</u></p> <p>地域振興課</p> <p>第 1 項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務</p> <p>県民サービスセンター (略)</p> <p>県税部 (略)</p> <p>健康福祉環境部</p> <p>庶務課～生活衛生課 (略)</p> <p>環境センター (略)</p> <p>児童・障害者相談センター</p> <p>相談課</p> <p>第 2 項に規定する健康福祉環境部児童・障害者相談センター相談課の分掌事務</p>
--	---

<p>庶務課 第2項に規定する児童・障害者相談センター庶務課の分掌事務</p> <p>企画指導課 第2項に規定する児童・障害者相談センター企画指導課の分掌事務</p> <p>相談判定課 第2項に規定する児童・障害者相談センター相談判定課の分掌事務</p> <p>農林振興部 庶務課 第1項に規定する農林振興部庶務課の分掌事務</p>	<p>農林振興部 庶務課</p> <p>(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項</p> <p>(2) 農業振興地域の整備に関する事項</p> <p>(3) 林業及び農業農村整備事業に係る入札及び契約に関する事項</p> <p>(4) 林業及び農業農村整備事業に係る用地の買収及び各種補償に関する事項</p> <p>(5) 入会林野等の権利関係の近代化に関する事項</p> <p>(6) 保安林の管理に関する事項</p> <p>(7) 林地転用に関する事項</p> <p>(8) 土地改良区に関する事項</p> <p>(9) 農業基盤整備資金に関する事項</p> <p>(10) 土地改良財産の管理及び処分に関する事項</p> <p>(11) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用等に関する事項</p> <p>(12) 国有農地及び開拓財産等の管理処分等に関する事項</p> <p>(13) 農用地等の集団化に関する事項</p> <p>(14) 部内他課に属しない事項</p>
<p>農業企画課 第3項に規定する農林振興部農業企画課の分掌事務</p> <p>生産振興課 第2項に規定する農業振興部生産振興課の分掌事務</p> <p>普及課 (略) 農村計画課 第2項に規定する農村整備部農村計画課の分掌事務</p> <p>農村整備課～森林施設課 (略) 地域整備部 庶務課・用地課 (略) 計画調整課 (1) 第2項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務 (2) (略)</p> <p>維持管理課 第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p>	<p>企画振興課 第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務</p> <p>普及課 (略) 農村計画課 第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務</p> <p>農村整備課～森林施設課 (略) 地域整備部 庶務課・用地課 (略) 計画調整課 (1) 第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務 (2) (略)</p> <p>維持管理課 第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p>

道路課～建築課 (略)  
8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部

地域保健課・衛生環境課 (略)  
農業振興部  
庶務課 (略)

普及課 (略)

農村整備課 (略)  
地域整備部  
総務課  
第1項に規定する地域整備部総務課の分掌事務  
業務課  
第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務  
用地課 (略)

維持管理課  
第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課・治水課 (略)  
9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部

道路課～建築課 (略)  
8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部  
総務課  
第1項に規定する企画振興部総務課の分掌事務  
地域振興課  
第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

健康福祉部  
企画調整課  
第1項に規定する健康福祉部企画調整課の分掌事務

地域保健課・衛生環境課 (略)  
農業振興部  
庶務課 (略)  
企画振興課  
第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務

普及課 (略)  
農村計画課  
第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課 (略)  
地域整備部

庶務課  
第1項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務  
用地課 (略)  
計画調整課  
第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

維持管理課  
第4項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課・治水課 (略)  
9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部  
総務課  
第1項に規定する企画振興部総務課の分掌事務  
地域振興課  
第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

健康福祉部  
企画調整課  
第1項に規定する健康福祉部企画調整課の分掌事務

<p>地域保健課・衛生環境課 (略) 農業振興部 庶務課 (略)</p> <p>普及課 (略)</p> <p>農村整備課 (略) 地域整備部 総務課 <u>第1項に規定する地域整備部総務課の分掌事務</u> 業務課 第1項に規定する<u>地域整備部業務課</u>の分掌事務 用地課 (略)</p> <p>維持管理課 <u>第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</u></p> <p>道路課～ダム管理課 (略)</p> <p>10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部 <u>(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項</u> <u>(2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項</u> <u>(3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項</u> <u>(4) 庁舎管理に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）</u> <u>(5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項</u> <u>(6) 危機管理に係る総合調整に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）</u> <u>(7) 労働行政に関する事項</u> <u>(8) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項</u> <u>(9) 地域振興に係る局内の調整に関する事項</u> <u>(10) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項</u></p>	<p>地域保健課・衛生環境課 (略) 農業振興部 庶務課 (略) 企画振興課 <u>第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務</u> 普及課 (略) 農村計画課 <u>第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務</u> 農村整備課 (略) 地域整備部</p> <p>庶務課 第1項に規定する<u>地域整備部庶務課</u>の分掌事務 用地課 (略) 計画調整課 <u>第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務</u> 維持管理課</p> <p><u>(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項</u> <u>(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項</u> <u>(3) 交通安全施設、防雪及び凍雪害等の防止工事の執行に関する事項</u></p> <p>道路課～ダム管理課 (略)</p> <p>10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部</p>
---	--

(11) 地域振興計画に関する事項

県民サービスセンター (略)  
 県税部 (略)  
 健康福祉環境部  
 総務福祉課  
 (1)・(2) (略)  
 (3) 保健所の庶務及び会計に関する事項  
  
 (4)・(5) (略)  
 企画調整課～生活衛生課 (略)  
 環境センター (略)

児童・障害者相談センター  
 庶務課  
第 5 項に規定する児童・障害者相談センター庶務課の分掌事務  
 指導保護課  
第 5 項に規定する児童・障害者相談センター指導保護課の分掌事務  
 相談判定課  
第 5 項に規定する児童・障害者相談センター相談判定課の分掌事務  
 農林振興部  
 庶務課～普及課 (略)  
 農村計画課  
第 2 項に規定する農村整備部農村計画課の分掌事務  
 農村整備課～森林施設課 (略)  
 地域整備部  
 庶務課・用地課 (略)  
 計画調整課  
第 2 項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務  
 維持管理課  
第 1 項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務  
 道路課～都市整備課 (略)

11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、第 24 項から第 26 項までに規定するもののほか、次の

総務課

第 5 項に規定する企画振興部総務課の分掌事務  
地域振興課  
第 1 項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務  
 県民サービスセンター (略)  
 県税部 (略)  
 健康福祉環境部  
 総務福祉課  
 (1)・(2) (略)  
 (3) 保健所、児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の庶務及び会計に関する事項  
 (4)・(5) (略)  
 企画調整課～生活衛生課 (略)  
 環境センター (略)  
児童・障害者相談センター  
 指導保護課  
第 5 項に規定する健康福祉環境部児童・障害者相談センター指導保護課の分掌事務  
 相談判定課  
第 5 項に規定する健康福祉環境部児童・障害者相談センター相談判定課の分掌事務

農林振興部  
 庶務課～普及課 (略)  
 農村計画課  
第 1 項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務  
 農村整備課～森林施設課 (略)  
 地域整備部  
 庶務課・用地課 (略)  
 計画調整課  
第 1 項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務  
 維持管理課  
第 2 項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務  
 道路課～都市整備課 (略)

11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

とおりとする。

健康福祉部

地域保健課・衛生環境課 (略)  
農林振興部  
庶務課 (略)

普及課 (略)

農村整備課 (略)  
林業振興課

- (1) 流域林業に関する事項
- (2) 林業構造改善に関する事項
- (3) 森林組合に関する事項
- (4) 林業金融に関する事項
- (5) 民有林の造林奨励に関する事項
- (6) 林業種苗及び林木育種に関する事項
- (7) 県有林に関する事項
- (8) 県行造林に関する事項

企画振興部

総務課

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (3) 庁舎管理に関する事項
- (4) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (5) 県民相談に関する事項
- (6) 行政資料の閲覧に関する事項
- (7) 地域振興課に属しない事項

地域振興課

第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

健康福祉部

企画調整課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 保健所の庶務及び会計に関する事項
- (3) 健康福祉計画の推進に関する事項
- (4) 保健、福祉及び医療情報に関する事項
- (5) 事業計画及び業務調整に関する事項
- (6) 保健福祉関係職員研修に関する事項
- (7) 総合相談に関する事項
- (8) 介護保険に関する事業の企画調整に関する事項
- (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6又は第32条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭等の相談支援に関する事項
- (10) 部内他課に属しない事項

地域保健課・衛生環境課 (略)

農林振興部

庶務課 (略)

企画振興課

第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務

普及課 (略)

農村計画課

第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課 (略)

林業振興課

- (9) 林業の普及指導に関する事項
- (10) 森林計画に関する事項
- (11) 森林に係る保健休養に関する事項
- (12) 特用林産業に関する事項
- (13) 森林病虫害等の防除に関する事項
- (14) 森林国営保険に関する事項
- (15) 緑化に関する事項

森林施設課 (略)

地域整備部

総務課

第 4 項に規定する地域整備部総務課の分掌事務  
業務課

第 1 項に規定する地域整備部業務課の分掌事務  
用地課 (略)

維持管理課・道路課 (略)

港湾課

- (1) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の工事の執行に関する事項
- (2) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の災害復旧工事の執行に関する事項
- (3) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸の維持及び修繕工事の執行に関する事項

河川・砂防課 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第 26 項に規定するもののほか、次のとおりとする。

第 1 項に規定する農林振興部林業振興課の分掌事務

森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課

第 1 項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務  
用地課 (略)

計画調整課

第 1 項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

維持管理課・道路課 (略)

港湾課

第 1 項に規定する地域整備部港湾課の分掌事務  
河川・砂防課 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課

第 5 項に規定する企画振興部総務課の分掌事務  
地域振興課

(1) 第 1 項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

(2) 産業及び観光の振興に関する事項

(3) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事項

県民サービスセンター

第 5 項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務

県税部

課税課

(1) 部所管の公印に関する事項

(2) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税(手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固定資産税、軽油引取税及び産業廃棄物税に係る徴収金の賦課に関する事項

(3) 狩猟税に係る徴収金の賦課及び証紙徴収に関

<p>健康福祉環境部 総務福祉課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2項に規定する健康福祉環境部企画調整課及び地域福祉課の分掌事務(生活保護、児童福祉並びに母子家庭等及び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>地域保健課</p> <p>(1) 第2項に規定する健康福祉環境部地域保健課及び医薬予防課の分掌事務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>生活衛生課 (略)</p> <p>環境センター (略)</p> <p>農林水産振興部 庶務課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 動物感染症に係る総合調整に関する事項</p> <p>(4) (略)</p> <p>企画振興課</p> <p>第2項に規定する農業振興部農業企画課及び生産振興課の分掌事務</p> <p>普及課・農地庶務課 (略)</p> <p>農村計画課</p> <p>第2項に規定する農村整備部農村計画課の分掌事務</p> <p>農地整備課～振興課 (略)</p> <p>地域整備部 総務課</p> <p>(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項</p> <p>(2) 庁舎管理に関する事項(他部の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(3) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項</p> <p>(4) 危機管理に係る総合調整に関する事項(他部の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(5) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事項</p>	<p>する事項</p> <p>(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税(手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固定資産税、軽油引取税、狩猟税及び産業廃棄物税に係る犯則事件に関する事項</p> <p>(5) 税理士の登録に関する事項</p> <p>(6) 収税課に属しない事項</p> <p>収税課</p> <p>第4項に規定する県税部収税課の分掌事務</p> <p>健康福祉環境部 総務福祉課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2項に規定する健康福祉環境部企画調整課の分掌事務及び第10項に規定する健康福祉環境部地域福祉課の分掌事務</p> <p>(4) (略)</p> <p>地域保健課</p> <p>(1) 第1項に規定する健康福祉部地域保健課の分掌事務(医薬品等の安全確保に関する事項は、薬事監視に関するものを含む。)</p> <p>(2) 血液対策に関する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>生活衛生課 (略)</p> <p>環境センター (略)</p> <p>農林水産振興部 庶務課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>農業企画課</p> <p>第2項に規定する農業振興部農業企画課の分掌事務</p> <p>生産振興課</p> <p>第2項に規定する農業振興部生産振興課の分掌事務</p> <p>普及課・農地庶務課 (略)</p> <p>農村計画課</p> <p>第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務</p> <p>農地整備課～振興課 (略)</p> <p>地域整備部</p>
---	---

<p>業務課 (略) 用地課 (略)</p>	<p>庶務課 (略) 用地課 (略) 計画調整課 <u>(1) 土木事業に係る調査、計画及び調整に関する事項</u> <u>(2) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項</u> (港湾課の所管に属する事項を除く。) <u>(3) 土木事業に係る市町村事業の助言に関する事項</u></p>
<p>維持管理課 <u>第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</u></p>	<p>維持管理課 <u>(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項</u> <u>(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項</u> <u>(3) 交通安全施設、防雪及び凍雪害等の防止工事の執行に関する事項</u></p>
<p>道路課～建築課 (略) 港湾空港業務課 (1) 庁舎管理に関する事項 (地域整備部港湾空港業務課が設置されている庁舎に限る。) (2)～(7) (略) 空港用地課～漁港課 (略) 県民サービスセンター <u>第5項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務</u></p>	<p>道路課～建築課 (略) 業務課 (1) 庁舎管理に関する事項 (地域整備部業務課が設置されている庁舎に限る。) (2)～(7) (略) 空港用地課～漁港課 (略)</p>
<p>13 新潟地域振興局巻農業振興部の部及び課の分掌事務は、<u>第25項に規定するもののほか、次のとおりとする。</u></p>	<p>13 新潟地域振興局巻農業振興部の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>庶務課 (略)  普及課 (略)  農村整備課・農地整備課 (略)</p>	<p>庶務課 (略) 企画振興課 <u>第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務</u> 普及課 (略) 農村計画課 <u>第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務</u> 農村整備課・農地整備課 (略)</p>
<p>14 新潟地域振興局新津地域整備部の部及び課の分掌事務は、<u>第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</u></p>	<p>14 新潟地域振興局新津地域整備部の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>庶務課 <u>第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務</u> 用地課 (略)  維持管理課</p>	<p>庶務課 <u>第1項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務</u> 用地課 (略) 計画調整課 <u>(1) 土木事業に係る調査、計画及び調整に関する事項</u> <u>(2) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項</u> <u>(3) 土木事業に係る市町村事業の助言に関する事項</u> 維持管理課</p>

<p>第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務 工務課・ダム管理課 (略)</p>	<p>第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務 工務課・ダム管理課 (略)</p>
<p>15 (略)</p>	<p>15 (略)</p>
<p>16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>総務課～土木整備課 (略) 林業振興課</p>	<p>総務課～土木整備課 (略) 林業振興課</p>
<p>第11項に規定する農林振興部林業振興課の分掌事務 森林施設課 (略)</p>	<p>第1項に規定する農林振興部林業振興課の分掌事務 森林施設課 (略)</p>
<p>17～23 (略)</p>	<p>17～23 (略)</p>
<p>24 村上、魚沼、十日町、柏崎及び糸魚川の各地域振興局の健康福祉部は、次に掲げる事項(糸魚川地域振興局健康福祉部にあつては、第1号及び第3号から第10号までに掲げる事項)に係る事務を分掌する。</p>	
<p>(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項</p>	
<p>(2) 庁舎管理に関する事項(健康福祉部が設置されている庁舎に限る。)</p>	
<p>(3) 保健所の庶務及び会計に関する事項</p>	
<p>(4) 地域保健医療計画の推進に関する事項</p>	
<p>(5) 保健、福祉及び医療情報に関する事項</p>	
<p>(6) 事業計画及び業務調整に関する事項</p>	
<p>(7) 保健福祉関係職員研修に関する事項</p>	
<p>(8) 総合相談に関する事項</p>	
<p>(9) 新型インフルエンザ等に係る総合調整に関する事項</p>	
<p>(10) 地域保健課及び衛生環境課に属しない事項</p>	
<p>25 村上及び糸魚川の各地域振興局の農林振興部、三条、魚沼、十日町及び柏崎の各地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部は、次に掲げる事項に係る事務を分掌する。</p>	
<p>(1) 土地改良事業の計画樹立に関する事項</p>	
<p>(2) 農地に係る土地利用及び水利の調査及び調整に関する事項</p>	
<p>(3) 農業農村整備事業に係る設計、積算及び検査に関する事項</p>	
<p>(4) 団体営農業農村整備事業の審査及び助言に関する事項</p>	
<p>(5) 土地改良施設の維持管理に関する事項</p>	
<p>(6) 農地及び農業用施設の災害復旧事業の執行に関する事項</p>	
<p>(7) 国土調査に関する事項</p>	
<p>(8) 農地に係る各種調査及び農業農村整備事業に係る技術職員の研修に関する事項</p>	
<p>(9) 多面的機能支払制度に係る指導、助言及び検査に関する事項</p>	
<p>26 村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局の地域整備部並びに新潟地域</p>	

振興局新津地域整備部は、次に掲げる事項に係る事務を分掌する。

- (1) 土木事業に係る調査、計画及び調整に関する事項
- (2) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項  
(佐渡地域振興局地域整備部にあつては、港湾課の所管に属する事項を除く。)
- (3) 土木事業に係る市町村事業の助言に関する事項

**第13条** 村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項に係る事務を分掌する。

- (1) 地域振興(広域的な見地から行うものを除く。次号及び第3号において同じ。)に係る施策の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (3) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項
- (4) 地域振興計画に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項に係る公印、文書及び会計に関する事項

第1款から第4款まで (略)

**第14条から第24条まで** 削除

(名称、位置及び所管区域)

**第25条** (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、新潟県保健所条例別表第2の3の項所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
新発田保健所	新発田市 <u>村上市</u> 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 <u>岩船郡</u>

(略)

長岡保健所	長岡市 <u>柏崎市</u> 小千谷市 見附市 三島郡 <u>刈羽郡</u>
-------	---

南魚沼保健所	<u>十日町市</u> <u>魚沼市</u> 南魚沼市 南魚沼郡 <u>中魚沼郡</u>
--------	---

上越保健所	上越市 <u>糸魚川市</u> 妙高市
-------	---------------------

(略)

第1款から第4款まで (略)

**第13条から第24条まで** 削除

(名称、位置及び所管区域)

**第25条** (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、新潟県保健所条例別表第2の3の項所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
<u>村上保健所</u>	<u>村上市</u> 岩船郡
新発田保健所	新発田市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡

(略)

長岡保健所	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡
-------	---------------------

<u>魚沼保健所</u>	<u>魚沼市</u>
南魚沼保健所	南魚沼市 南魚沼郡

<u>十日町保健所</u>	<u>十日町市</u> <u>中魚沼郡</u>
---------------	-------------------------

<u>柏崎保健所</u>	<u>柏崎市</u> 刈羽郡
--------------	----------------

上越保健所	上越市 妙高市
-------	---------

<u>糸魚川保健所</u>	<u>糸魚川市</u>
---------------	-------------

(略)

(名称、位置及び所管区域)

第28条 (略)

(組織及び分掌事務)

第29条 (略)

2 (略)

(組織)

第32条 児童相談所に次の課を置く。

- (1) 新発田及び南魚沼の各児童相談所  
     企画指導課  
     相談判定課
- (2)・(3) (略)

(分掌事務)

第33条 新発田及び南魚沼の各児童相談所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画指導課

- (1) 児童福祉に関する相談、調査及び援助に関する事項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童相談所が行うものであつて継続的事例に係るものに限る。）
- (2) 児童の一時保護に関する事項（児童福祉法の規定により児童相談所が行うものに限る。）

相談判定課

児童福祉に関する相談、調査、判定及び援助に関する事項（児童福祉法の規定により児童相談所が行うものに限り、企画指導課の所管に属する事項を除く。）

2・3 (略)

第5款の2 削除

第76条の2及び第76条の3 削除

(名称、位置及び所管区域)

第28条 (略)

2 福祉事務所の事務の一部を分掌させるため、次のとおり地区センターを置く。

名称	位置	担当区域
新津地域福祉事務所津川地区センター	東蒲原郡阿賀町	東蒲原郡

(組織及び分掌事務)

第29条 (略)

2 (略)

3 新津地域福祉事務所津川地区センターに次の課を置く。

地域福祉課

(組織)

第32条 児童相談所に次の課を置く。

- (1) 新発田及び南魚沼の各児童相談所  
     相談課
- (2)・(3) (略)

(分掌事務)

第33条 新発田及び南魚沼の各児童相談所の相談課の分掌事務は、次のとおりとする。

児童福祉に関する相談、調査、判定、援助及び一時保護に関する事項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童相談所が行うものに限る。）

2・3 (略)

第5款の2 歴史博物館

(名称及び位置)

第76条の2 歴史博物館の名称及び位置は次のとおりである。

名	称	位	置
新潟県立歴史博物館		長岡市	

(組織及び分掌事務)

**第76条の3** 歴史博物館に経営企画課及び学芸課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

経営企画課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 庁舎管理に関する事項
- (3) 講演会、研究会等の開催に関する事項
- (4) 博物館学習の促進、支援に関する事項
- (5) 広報及び利用者サービスに関する事項
- (6) 学校及び社会教育関係機関、団体等との連携に関する事項
- (7) 学芸課に属しない事項

学芸課

- (1) 資料の収集、保管及び展示に関する事項
- (2) 資料の調査研究に関する事項
- (3) 資料の情報提供に関する事項
- (4) 資料の利用についての助言に関する事項
- (5) 展覧会の企画及び開催に関する事項

(組織及び分掌事務)

**第131条** (略)

2 上越テクノスクールに能力開発支援課、訓練第1課及び訓練第2課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

能力開発支援課

- (1) 前項に規定する総務課の分掌事務
  - (2) 前項に規定する開発援助課の分掌事務
- 訓練第1課
- (1)～(3) (略)

訓練第2課

前項に規定する訓練第2課の分掌事務

3 三条テクノスクールに庶務課、訓練課及び能力開発支援課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

訓練課

前項に規定する訓練第1課の分掌事務

能力開発支援課

- (1) 短期課程の職業訓練に関する事項
- (2) 事業主等の行う職業訓練に関する事項
- (3) 職業訓練指導員試験及び技能検定の援助及び協力に関する事項
- (4) 無料職業紹介事業に関する事項

4 (略)

(組織及び分掌事務)

**第131条** (略)

2 上越テクノスクールに総務課及び訓練課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

前項に規定する総務課の分掌事務

訓練課

(1)～(3) (略)

(4) 前項に規定する訓練第2課及び開発援助課の分掌事務

3 三条テクノスクールに総務課及び訓練課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練課

前項に規定する訓練課の分掌事務

4 (略)

**第29款の2 近代美術館**

(名称及び位置)

**第131条の2** 近代美術館及び分館として設置される万代島美術館の名称及び位置は、次のとおりである。

<u>名</u>	<u>称</u>	<u>位</u>	<u>置</u>
新潟県立近代美術館		長岡市	
新潟県立近代美術館万代島美術館		新潟市	

(組織及び分掌事務)

**第131条の3** 近代美術館に総務課及び学芸課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 庁舎管理に関する事項
- (3) 学芸課に属しない事項

学芸課

- (1) 美術品等の収集、保管及び展示に関する事項
- (2) 美術に係る調査研究に関する事項
- (3) 講演会、研究会等の開催に関する事項
- (4) 広報及び利用者サービスに関する事項
- (5) 学校及び社会教育関係機関、団体等との連携に関する事項
- (6) 資料の利用についての助言に関する事項
- (7) 展覧会の企画及び開催に関する事項

**2** 万代島美術館に業務課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

前項に規定する総務課及び学芸課の分掌事務

**第29款の3 歴史博物館**

(名称及び位置)

**第131条の4** 歴史博物館の名称及び位置は、次のとおりである。

<u>名</u>	<u>称</u>	<u>位</u>	<u>置</u>
新潟県立歴史博物館		長岡市	

(組織及び分掌事務)

**第131条の5** 歴史博物館に経営企画課及び学芸課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

経営企画課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 庁舎管理に関する事項
- (3) 講演会、研究会等の開催に関する事項
- (4) 博物館学習の促進、支援に関する事項
- (5) 広報及び利用者サービスに関する事項
- (6) 学校及び社会教育関係機関、団体等との連携に関する事項
- (7) 学芸課に属しない事項

## 学芸課

- (1) 資料の収集、保管及び展示に関する事項
- (2) 資料の調査研究に関する事項
- (3) 資料の情報提供に関する事項
- (4) 資料の利用についての助言に関する事項
- (5) 展覧会の企画及び開催に関する事項

(組織)

**第133条** 農業総合研究所に次の部、課、室及び係を置く。

管理部 (略)  
 企画経営部  
 企画調整室

基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略)  
 2～5 (略)

(分掌事務)

**第134条** 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)  
 企画経営部

- (1) 経営的視点に基づいた農業技術の評価及び経営研究に関する事項
- (2) 農業及び食品産業の革新的技術開発に係る産学官連携に関する事項
- (3) 各研究センター及び各農業技術センターとの研究業務の連絡調整に関する事項
- (4) 開発技術の情報発信及び知的財産権管理に関する事項

企画調整室 (略)

基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略)  
 2～8 (略)

(職の設置)

**第164条** 本庁及び各地域機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員、技術職員及び教員をもつて充てる職

- (1)～(8) (略)
- (8)の2 美術学芸員
- (8)の3 文化財調査員

(組織)

**第133条** 農業総合研究所に次の部、課、室及び係を置く。

管理部 (略)  
 企画経営部  
 企画調整室  
連携推進室

基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略)  
 2～5 (略)

(分掌事務)

**第134条** 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)  
 企画経営部

企画調整室 (略)

連携推進室

- (1) 経営的視点に基づいた農業技術の評価及び経営研究に関する事項
- (2) 農業及び食品産業の革新的技術開発に係る産学官連携に関する事項
- (3) 各研究センター及び各農業技術センターとの研究業務の連絡調整に関する事項
- (4) 開発技術の情報発信及び知的財産権管理に関する事項

基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略)  
 2～8 (略)

(職の設置)

**第164条** 本庁及び各地域機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員、技術職員及び教員をもつて充てる職

- (1)～(8) (略)
- (8)の2 廃棄物監視員

(9)～(41) (略)  
用員をもつて充てる職 (略)

(部長等)

**第165条** 部(知事政策局、環境局、防災局、交通政策局及び出納局を含む。以下この節において同じ。)に部長(知事政策局長、環境局長、防災局長、交通政策局長及び出納局長を含む。以下この節において同じ。)を置く。

2～4 (略)

5 部に副部長(知事政策局、環境局、交通政策局及び出納局にあつては、副局長。次項において同じ。)を置くことができる。

6～8 (略)

(デジタル改革監)

**第165条の5** 知事政策局にデジタル改革監を置くことができる。

2 デジタル改革監は、部長の命を受けてデジタル改革に関する事務を処理するとともに部長を補佐してデジタル改革に関する技術的助言及び指導を行う。

(行政調査員)

**第171条** 総務部市町村課に行政調査員を置く。

(法務管理監等)

**第172条** 総務部法務文書課に法務管理監を置くことができる。

2 総務部法務文書課に法務調整員を置く。

3 総務部法務文書課に浄書印刷長及び副浄書印刷長を置くことができる。

(財政調整員)

**第173条** 総務部財政課に財政調整員を置く。

(人事調査員)

**第174条の2** 総務部人事課に人事調査員を置くことができる。

(警備長等)

**第175条** 総務部管財課に警備長、副警備長、車庫長、副車庫長及び設備長を置くことができる。

(技術専門員)

**第176条** 総務部管財課及び防災局消防課に技術専門員を置くことができる。

(総括政策企画員等)

**第177条** (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策

(9)～(41) (略)  
用員をもつて充てる職 (略)

(部長等)

**第165条** 部(知事政策局、防災局、観光局、交通政策局及び出納局を含む。以下この節において同じ。)に部長(知事政策局長、防災局長、観光局長、交通政策局長及び出納局長を含む。以下この節において同じ。)を置く。

2～4 (略)

5 部に副部長(知事政策局、観光局、交通政策局及び出納局にあつては、副局長。次項において同じ。)を置くことができる。

6～8 (略)

(情報企画監)

**第165条の5** 総務管理部に情報企画監を置くことができる。

2 情報企画監は、部長の命を受けて行政情報化及び地域情報化に関する事務を処理するとともに部長を補佐して行政情報化及び地域情報化に関する重要事項の企画及び調整を行う。

(行政調査員)

**第171条** 総務管理部市町村課に行政調査員を置く。

(法務管理監等)

**第172条** 総務管理部法務文書課に法務管理監を置くことができる。

2 総務管理部法務文書課に法務調整員を置く。

3 総務管理部法務文書課に浄書印刷長及び副浄書印刷長を置くことができる。

(財政調整員)

**第173条** 総務管理部財政課に財政調整員を置く。

(人事調査員)

**第174条の2** 総務管理部人事課に人事調査員を置くことができる。

(警備長等)

**第175条** 総務管理部管財課に警備長、副警備長、車庫長、副車庫長及び設備長を置くことができる。

(技術専門員)

**第176条** 総務管理部管財課及び防災局消防課に技術専門員を置くことができる。

(総括政策企画員等)

**第177条** (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策

課、ICT推進課及び国際課、総務部行政改革課、県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境局環境政策課、防災局防災企画課、原子力安全対策課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課及び障害福祉課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企画課及び国際観光推進課、文化課及びスポーツ課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

**第179条** (略)

(専門学芸員等)

**第179条の2** 観光文化スポーツ部文化課に専門学芸員、主任学芸員、専門調査員及び主任調査員を置くことができる。

**第179条の3** (略)

(建築調整員等)

**第181条の2** 総務部管財課及び土木部都市局営繕課に建築調整員を置く。

2 土木部都市局営繕課に建築設備専門員を置くことができる。

(政策統括監等)

**第182条の2** 知事政策局に政策統括監及び男女平等・共同参画統括監を置くことができる。

2 政策統括監及び男女平等・共同参画統括監は、上司の命を受けて県政の重要課題に係る企画立案及び政策調整を総括整理する。

(企画主幹等)

**第183条** (略)

2 (略)

3 主管課及び総務部人事課に参与を置くことができる。

4 (略)

(電話交換長)

**第186条** 総務部管財課通信管理室に電話交換長を置くことができる。

(廃棄物特別監視員)

**第187条** 環境局資源循環推進課不法投棄対策室に廃棄物特別監視員を置くことができる。

課、ICT推進課及び国際課、総務管理部行政改革課、大学・私学振興課及び税務課、県民生活・環境部県民生活課、スポーツ課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課及び障害福祉課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課、しごと定住促進課及び職業能力開発課、観光局観光企画課及び国際観光推進課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

**第179条** (略)

(建築調整員等)

**第179条の2** (略)

**第179条の2** (略)

(建築調整員等)

**第181条の2** 総務管理部管財課及び土木部都市局営繕課に建築調整員を置く。

2 土木部都市局営繕課に建築設備専門員を置く。

(政策統括監)

**第182条の2** 知事政策局に政策統括監を置くことができる。

2 政策統括監は、上司の命を受けて県政の重要事項に係る企画立案及び政策調整を総括整理する。

(企画主幹等)

**第183条** (略)

2 (略)

3 主管課及び総務管理部人事課に参与を置くことができる。

4 (略)

(電話交換長)

**第186条** 総務管理部管財課通信管理室に電話交換長を置くことができる。

(廃棄物特別監視員)

**第187条** 県民生活・環境部廃棄物対策課不法投棄対策室に廃棄物特別監視員を置くことができる。

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2 近代美術館及び歴史博物館に副館長を置くことができる。

3 (略)

(地域振興局の部長等)

第190条 (略)

2 地域振興局の事務所及び児童・障害者相談センターに所長を置く。

3 部長及び所長は、局長の命を受けて部、事務所及び児童・障害者相談センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(地域振興局の副部長等)

第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

村上及び糸魚川の各地域振興局 (略)

(略)

新潟地域振興局 (略) 県税部 (略)

副部長 (新津収税担当)

副部長 (三条収税担当)

副部長 (佐渡収税担当)

(略)

三条地域振興局

(略)

(略)

魚沼地域振興局

(略)

(略)

十日町地域振興局 (略)

(略)

柏崎地域振興局 (略)

(略)

佐渡地域振興局

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2 歴史博物館に副館長を置くことができる。

3 (略)

(地域振興局の部長等)

第190条 (略)

2 地域振興局の事務所に所長を置く。

3 部長及び所長は、局長の命を受けて部及び事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(地域振興局の副部長等)

第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

村上及び糸魚川 企画振興部 副部長 の各地域振興局 (略)

(略)

新潟地域振興局 (略) 県税部 (略)

副部長 (新津収税担当)

(略)

三条地域振興局 企画振興部 副部長 県税部 副部長

(略)

(略)

魚沼地域振興局 企画振興部 副部長 (略)

(略)

十日町地域振興局 企画振興部 副部長 (略)

(略)

柏崎地域振興局 企画振興部 副部長 (略)

(略)

佐渡地域振興局 企画振興部 副部長

(略)

2～4 (略)

5 地域振興局の事務所、児童・障害者相談センター及び佐渡地域振興局の部並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所並びに長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所に次長を置くことができる。

6 次長は、所長又は副部長を補佐して部、事務所、児童・障害者相談センター、農林事務所又は維持管理事務所の事務を整理するとともに所長又は副所長の命を受けて部、事務所、児童・障害者相談センター、農林事務所又は維持管理事務所の事務を処理する。

(地域振興監)

**第191条** 地域振興局に地域振興監を置くことができる。

2 地域振興監は、局長の命を受けて地域振興施策の企画立案及び調整を行う。

(内部組織の長等)

**第192条** 各地域機関の局、部（地域振興局及びはまぐみ小児療育センターの部を除く。）、課、室、センター（地域振興局の児童・障害者相談センターを除く。）、係、科（はまぐみ小児療育センターの科を除く。）、支所、分所、分館及び支場に長を置く。

2～9 (略)

(地域振興専門員)

**第194条** 地域振興局企画振興部に地域振興専門員を置くことができる。

2 地域振興局に地域振興専門員を置くことができる。

(廃棄物特別監視員)

**第197条** 地域振興局健康福祉環境部の環境センターに廃棄物特別監視員を置くことができる。

(企画専門員)

**第201条の2** 地域振興局の農林振興部、農業振興部及び農林水産振興部の企画振興課及び農業企画課に企画専門員を置くことができる。

(専門普及指導員等)

**第203条** 地域振興局の農林振興部、農業振興部及び農林水産振興部の企画振興課、農業企画課及び普及課、新潟地域振興局巻農業振興部の普及課並び

県税部 副部長  
(略)

2～4 (略)

5 地域振興局の事務所及び佐渡地域振興局の部並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所並びに長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所に次長を置くことができる。

6 次長は、所長又は副部長を補佐して部、事務所、農林事務所又は維持管理事務所の事務を整理するとともに所長又は副所長の命を受けて部、事務所、農林事務所又は維持管理事務所の事務を処理する。

**第191条** 削除

(内部組織の長等)

**第192条** 各地域機関の局、部（地域振興局及びはまぐみ小児療育センターの部を除く。）、課、室、センター、係、科（はまぐみ小児療育センターの科を除く。）、支所、分所及び支場に長を置く。

2～9 (略)

(地域振興専門員)

**第194条** 地域振興局企画振興部地域振興課に地域振興専門員を置くことができる。

(廃棄物特別監視員等)

**第197条** 地域振興局健康福祉環境部の環境センターに廃棄物特別監視員及び廃棄物監視員を置くことができる。

(企画専門員)

**第201条の2** 地域振興局の農林振興部、農業振興部及び農林水産振興部の企画振興課及び農業企画課並びに新潟地域振興局巻農業振興部の企画振興課に企画専門員を置くことができる。

(専門普及指導員等)

**第203条** 地域振興局の農林振興部、農業振興部及び農林水産振興部の企画振興課、農業企画課、普及課、普及第1課及び普及第2課、新潟地域振興局

に上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の普及課に専門普及指導員、主査普及指導員及び主任普及指導員を置くことができる。

(計画専門員)

第206条 地域振興局の健康福祉部及び健康福祉環境部の企画調整課、地域振興局の農林振興部、農業振興部、農村整備部及び農林水産振興部の農村計画課、地域振興局地域整備部の計画調整課、新潟地域振興局津川地区振興事務所土木整備課並びに上越地域振興局妙高砂防事務所工務課に計画専門員を置くことができる。

2 村上及び糸魚川の各地域振興局の農林振興部、三条、魚沼、十日町及び柏崎の各地域振興局の農業振興部、新潟地域振興局巻農業振興部、村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局の地域整備部並びに新潟地域振興局新津地域整備部に計画専門員を置くことができる。

(参事等)

第212条 地域機関及びその内部組織に、参事、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員を置くことができる。

2 参事、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		

(略)

新潟県景観  
審議会 (略)

新潟県文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条
-------------	---	---------------------------

新潟県立近代美術館協議会	近代美術館の運営に関する調査審議及び館長に対する意見の	博物館法(昭和26年法律第285号)第20
--------------	-----------------------------	-----------------------

巻農業振興部の企画振興課及び普及課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の普及課に専門普及指導員、主査普及指導員及び主任普及指導員を置くことができる。

(計画専門員)

第206条 地域振興局の健康福祉部及び健康福祉環境部の企画調整課、地域振興局の農林振興部、農業振興部、農村整備部及び農林水産振興部の農村計画課、地域振興局地域整備部の計画調整課、新潟地域振興局新津地域整備部計画調整課、新潟地域振興局津川地区振興事務所土木整備課並びに上越地域振興局妙高砂防事務所工務課に計画専門員を置くことができる。

2 佐渡地域振興局地域整備部に計画専門員を置くことができる。

(参事等)

第212条 地域機関及びその内部組織に、参事、副参事、専門研究員、主査、専門員、主任及び主任研究員を置くことができる。

2 参事、副参事、専門研究員、主査、専門員、主任及び主任研究員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		

新潟県屋外広告物審議会	屋外広告物に関する重要事項の調査審議及び必要な事項についての知事に対する建議	新潟県附属機関設置条例第2条第1項
-------------	--	-------------------

(略)

新潟県景観  
審議会 (略)

陳述	条第1項
----	------

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第213条の改正（新潟県屋外広告物審議会の項を削る部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

---

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第30号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p><b>第3条の3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(47) (略)</p> <p><u>(48)から(96)まで</u> 削除</p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p><b>第3条の3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(47) (略)</p> <p><u>(48)から(77)まで</u> 削除</p> <p><u>(78) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)第7条の規定による報告を求め、又は検査をすること（知事が指定したものを除く。）。</u></p> <p><u>(79)から(81)まで</u> 削除</p> <p><u>(82) 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる新潟県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成22年新潟県規則第54号）による廃止前の新潟県農業改良資金貸付規則（昭和45年新潟県規則第111号）第12条の規定により、事業計画の変更を承認すること。</u></p> <p><u>(83) 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる新潟県農業改良資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の新潟県農業改良資金貸付規則第14条の規定により、貸付金について報告を求め、又は職員をして調査させること。</u></p> <p><u>(84) 食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第1項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（酒類並びにアレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係</u></p>

- るものを除く。)(知事が指定したものを除く。次号から第87号までにおいて同じ。)
- (84)の2 食品表示法第6条第5項の規定により、指示(同条第1項の規定によるものに限る。)に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (84)の3 食品表示法第7条の規定による公表(同法第6条第1項の規定による指示及び当該指示に係る同条第5項の規定による命令に係るものに限る。)を行うこと。
- (85) 食品表示法第8条第1項及び第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること。
- (86) 食品表示法第12条第1項の規定による申出を受けること。
- (87) 食品表示法第12条第3項の規定により、必要な調査を行い、適切な措置をとること。
- (88) 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第14条において準用する同法第6条第2項の規定による軽微な変更の届出を受理すること。
- (89) 卸売市場法第14条において準用する同法第12条第1項の規定による運営の状況の報告を受理すること。
- (90) 卸売市場法第14条において準用する同法第12条第2項の規定により、開設者に対し報告又は資料の提出を求めること。
- (91) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第7条の3第1項の規定により、業務の方法を改善すべきことを勧告すること(知事が指定したものを除く。)
- (92) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条の3第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること(知事が指定したものを除く。)
- (93) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条第1項の規定により、報告をさせ、又は職員に立入検査させ、若しくは質問させること(知事が指定したものを除く。)
- (94) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第9条第1項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること(知事が指定したものを除く。)
- (95) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第9条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること(知事が指定したものを除く。)
- (96) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条第1項の規定により、報告を求め、又は職員に立入検査させ、若しくは質問させること(知事が指定したものを除く。)

(97)～(99) (略)  
(100)から(128)まで 削除

(97)～(99) (略)

(100) 農地法(昭和27年法律第229号)第36条第3項の規定により、当事者の意見を聴き、同法第35条第1項の指定をした農業委員会に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めること。

(101) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による市町村の協議を受けること。

(102) 新潟県主要農作物種子条例(平成30年新潟県条例第30号)第8条第1項の規定により、指定種子生産ほ場の指定を行うこと。

(102)の2 新潟県主要農作物種子条例第9条第4項の規定により、ほ場審査及び生産物審査の請求を受理し、職員に審査をさせ、その結果を通知すること。

(102)の3 新潟県主要農作物種子条例第11条第2項の規定により、指定原種ほ又は指定原原種ほの指定を行うこと。

(102)の4 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第22条第1項の規定による事業の開始の届出を受理すること(生産業者に係るものに限る。次号において同じ。)

(102)の5 肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項の規定による届出事項に係る変更又は事業の廃止の届出を受理すること。

(102)の6 肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定による販売業務の開始の届出を受理すること(届出に係る販売業務を行う事業場が一の地域振興局の所管区域内に存する場合に限り、かつ、当該届出を行う者が届出の際現に当該地域振興局以外の地域振興局の所管区域内に存する販売業務を行う事業場を有している場合を除く。次号において同じ。)

(102)の7 肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定による届出事項に係る変更又は販売業務の廃止の届出を受理すること。

(102)の8 肥料の品質の確保等に関する法律第29条第1項又は第3項の規定により、生産業者等から報告を徴すること(第102号の4から前号までに掲げる事務に係るものに限る。次号から第102号の11までにおいて同じ。)

(102)の9 肥料の品質の確保等に関する法律第30条第1項又は第3項の規定により、職員に立入検査、質問又は取去をさせること。

(102)の10 肥料の品質の確保等に関する法律第31条第2項又は第3項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、又は禁止すること。

- (102)の11 肥料の品質の確保等に関する法律第33条第1項の規定により、聴聞を行うこと。
- (103) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第25条の規定により、事業者に必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。
- (104) 家畜商法(昭和24年法律第208号)第11条の3第1項の規定により、職員に立入検査をさせること。
- (105) 家畜取引法(昭和31年法律第123号)第29条第1項の規定による業務又は家畜取引状況に関する報告を求めること。
- (106) 家畜取引法第29条第2項の規定により、立入検査をすること。
- (107) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査を行うこと。
- (108) 家畜改良増殖法第35条の規定により、地方種畜検査員に立入検査等をさせること。
- (109) 家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第7条第1項の規定による種畜証明書の返納を受けること。
- (110) 家畜改良増殖法施行令第7条第2項の規定による種畜証明書の提出を受けること。
- (111) 家畜改良増殖法施行令第7条第3項の規定により、種畜証明書を返還すること。
- (112) 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第4条の規定による検査申請を受理すること。
- (113) 養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第8条第1項の規定により、ふ化場の確認をすること。
- (114) 養鶏振興法第14条の規定により、措置命令をすること。
- (115) 養鶏振興法第16条第1項の規定により、登録ふ化業者から報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。
- (116) 牧野法(昭和25年法律第194号)第6条第1項の規定により、職員に牧野の立入検査をさせること。
- (117) 牧野法第6条第2項の規定により、牧野管理規程の遵守等について指示すること。
- (118) 牧野法第12条第1項の規定により、職員に保護牧野の立入検査をさせること。
- (119) 牧野法第18条の規定により、牧野の害虫駆除の指示をすること。
- (120) 牧野法第19条の規定により、牧野又はその施設に関し報告を求めること。
- (121) 養蜂振興法(昭和30年法律第180号)第3条第1項の規定による蜜蜂の飼育の届出を受理すること。

(129)～(169) (略)

(170) 農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可を申請すること(第151号に掲げる事務に係るものに限る。次号において同じ。)

(171)～(213) (略)

(214) 道路法第47条の14の規定により、車両の通行に関し必要な措置を命ずること。

(215) 道路法第47条の15の規定により、通行の禁止又は制限の場合における道路標識の設置をすること。

(216)～(221)の3 (略)

(221)の4 道路法第91条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可をすること。

(222)～(343) (略)

(344) 都市計画法第58条の7第2項の規定による遊休土地である旨の通知を受領すること。

(345)～(382)の5 (略)

(383)～(434) (略)

(435) 公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定による土地の買取り希望の申出を受けること。

(436)～(544) (略)

2 次に掲げる事務は、新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任す

(122) 養蜂振興法第3条第3項の規定による蜜蜂の飼育の届出事項の変更届を受領すること。

(123) 新潟県養蜂振興法施行細則(昭和39年新潟県規則第7号)第5条の規定により、返納された転飼許可証を受領すること。

(124) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第24条第1項の規定により、廃棄等を命ずること。

(125) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条の規定による販売業者の届出を受領すること。

(126) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第55条第1項から第3項までの規定により、製造業者等から報告を徴すること。

(127) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第6条第1項の規定により、必要な報告を命じ、又は職員に立入検査をさせること。

(128) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第9条第1項の規定による処理高度化施設整備計画の認定をすること。

(129)～(169) (略)

(170) 農地法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可を申請すること(第151号に掲げる事務に係るものに限る。次号において同じ。)

(171)～(213) (略)

(214) 道路法第47条の4の規定により、車両の通行に関し必要な措置を命ずること。

(215) 道路法第47条の5の規定により、通行の禁止又は制限の場合における道路標識の設置をすること。

(216)～(221)の3 (略)

(222)～(343) (略)

(344) 都市計画法第58条の6第2項の規定により、遊休土地である旨の通知を受領すること。

(345)～(382)の5 (略)

(382)の6 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第23条第1項の規定による土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出を受領すること。

(383)～(434) (略)

(435) 公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定による土地の買取り希望の届出を受領すること。

(436)～(544) (略)

- る。
- (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第7条の規定による報告を求め、又は検査をすること（知事が指定したものを除く。）。
  - (2) 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる新潟県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成22年新潟県規則第54号）による廃止前の新潟県農業改良資金貸付規則（昭和45年新潟県規則第111号）第12条の規定により、事業計画の変更を承認すること。
  - (3) 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる新潟県農業改良資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の新潟県農業改良資金貸付規則第14条の規定により、貸付金について報告を求め、又は職員をして調査させること。
  - (4) 食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第1項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（酒類並びにアレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものを除く。）（知事が指定したものを除く。次号から第9号までにおいて同じ。）。
  - (5) 食品表示法第6条第5項の規定により、指示（同条第1項の規定によるものに限る。）に係る措置をとるべきことを命ずること。
  - (6) 食品表示法第7条の規定による公表（同法第6条第1項の規定による指示及び当該指示に係る同条第5項の規定による命令に係るものに限る。）を行うこと。
  - (7) 食品表示法第8条第1項及び第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること。
  - (8) 食品表示法第12条第1項の規定による申出を受けること。
  - (9) 食品表示法第12条第3項の規定により、必要な調査を行い、適切な措置をとること。
  - (10) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において準用する同法第6条第2項の規定による軽微な変更の届出を受理すること。
  - (11) 卸売市場法第14条において準用する同法第12条第1項の規定による運営の状況の報告を受理すること。
  - (12) 卸売市場法第14条において準用する同法第

- 12条第2項の規定により、開設者に対し報告又は資料の提出を求めること。
- (13) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第7条の3第1項の規定により、業務の方法を改善すべきことを勧告すること(知事が指定したものを除く。)。
- (14) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条の3第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること(知事が指定したものを除く。)。
- (15) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条第1項の規定により、報告をさせ、又は職員に立入検査させ、若しくは質問させること(知事が指定したものを除く。)。
- (16) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第9条第1項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること(知事が指定したものを除く。)。
- (17) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第9条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること(知事が指定したものを除く。)。
- (18) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条第1項の規定により、報告を求め、又は職員に立入検査させ、若しくは質問させること(知事が指定したものを除く。)。
- (19) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による市町村の報告を受けること。
- (20) 新潟県主要農作物種子条例(平成30年新潟県条例第30号)第8条第1項の規定により、指定種子生産ほ場の指定を行うこと。
- (21) 新潟県主要農作物種子条例第9条第4項の規定により、ほ場審査及び生産物審査の請求を受理し、職員に審査をさせ、その結果を通知すること。
- (22) 新潟県主要農作物種子条例第11条第2項の規定により、指定原種ほ又は指定原原種ほの指定を行うこと。
- (23) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第22条第1項の規定による事業の開始の届出を受理すること(生産業者に係るものに限る。次号において同じ。)。
- (24) 肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項の規定による届出事項に係る変更又は事業の廃止の届出を受理すること。
- (25) 肥料の品質の確保等に関する法律第23条第

- 1 項の規定による販売業務の開始の届出を受理すること（届出に係る販売業務を行う事業場が一の地域振興局の所管区域内に存する場合に限り、かつ、当該届出を行う者が届出の際現に当該地域振興局以外の地域振興局の所管区域内に存する販売業務を行う事業場を有している場合を除く。次号において同じ。）。
- (26) 肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定による届出事項に係る変更又は販売業務の廃止の届出を受理すること。
- (27) 肥料の品質の確保等に関する法律第29条第1項又は第3項の規定により、生産業者等から報告を徴すること（第23号から前号までに掲げる事務に係るものに限る。次号から第30号までにおいて同じ。）。
- (28) 肥料の品質の確保等に関する法律第30条第1項又は第3項の規定により、職員に立入検査、質問又は収去をさせること。
- (29) 肥料の品質の確保等に関する法律第31条第2項又は第3項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、又は禁止すること。
- (30) 肥料の品質の確保等に関する法律第33条第1項の規定により、聴聞を行うこと。
- (31) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第25条の規定により、事業者に必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。
- (32) 家畜商法（昭和24年法律第208号）第11条の3第1項の規定により、職員に立入検査をさせること。
- (33) 家畜取引法（昭和31年法律第123号）第29条第1項の規定による業務又は家畜取引状況に関する報告を求めること。
- (34) 家畜取引法第29条第2項の規定により、立入検査をすること。
- (35) 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第8条第1項の規定により、ふ化場の確認をすること。
- (36) 養鶏振興法第14条の規定により、措置命令をすること。
- (37) 養鶏振興法第16条第1項の規定により、登録ふ化業者から報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。
- (38) 牧野法（昭和25年法律第194号）第6条第1項の規定により、職員に牧野の立入検査をさせること。
- (39) 牧野法第6条第2項の規定により、牧野管理規程の遵守等について指示すること。
- (40) 牧野法第12条第1項の規定により、職員に保護牧野の立入検査をさせること。
- (41) 牧野法第18条の規定により、牧野の害虫駆除の指示をすること。

- (42) 牧野法第19条の規定により、牧野又はその施設に関し報告を求めること。
- (43) 養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第3条第1項の規定による蜜蜂の飼育の届出を受理すること。
- (44) 養蜂振興法第3条第3項の規定による蜜蜂の飼育の届出事項の変更届を受理すること。
- (45) 新潟県養蜂振興法施行細則（昭和39年新潟県規則第7号）第5条の規定により、返納された転飼許可証を受理すること。
- (46) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第24条第1項の規定により、廃棄等を命ずること。
- (47) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条の規定による販売業者の届出を受理すること。
- (48) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第55条第1項から第3項までの規定により、製造業者等から報告を徴すること。
- (49) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第6条第1項の規定により、必要な報告を命じ、又は職員に立入検査をさせること。
- (50) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第9条第1項の規定による処理高度化施設整備計画の認定をすること。

3 (略)

4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。  
(1)から(9)まで 削除

(10)～(243) (略)

5 (略)

6 次に掲げる事務は、新発田、長岡、南魚沼及び上越の各地域振興局長に委任する。

(1) 税理士法（昭和26年法律第237号）第21条第2項の規定による税理士会から届出の受理をすること。

(2) 税理士法第23条の規定による登録申請に係る登録拒否理由について日本税理士会連合会に通知すること。

7 (略)

8 (略)

9 第5項第1号から第12号までに掲げる事務は、新発田地域振興局長に委任する。

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1) 税理士法（昭和26年法律第237号）第21条第2項の規定による税理士会から届出の受理をすること。

(2) 税理士法第23条の規定による登録申請に係る登録拒否理由について日本税理士会連合会に通知すること。

(3)から(9)まで 削除

(10)～(243) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 第4項第1号から第12号までに掲げる事務は、新発田地域振興局長に委任する。

10 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 第4項第134号、第135号及び第136号の2から第243号まで並びに第6項第1号及び第2号に掲げる事務

11 (略)

12 (略)

(近代美術館長等への委任)

**第4条** 次に掲げる事務は、近代美術館長及び万代島美術館長に委任する。

(1) 新潟県立近代美術館条例（平成5年新潟県条例第24号）第5条第1項の規定による講堂等の使用の許可をすること。

(2) 新潟県立近代美術館条例第6条の規定により、使用許可の取消し等をする事。

(3) 新潟県立近代美術館条例第8条の規定により、観覧料等の免除をすること。

(4) 新潟県立近代美術館規則（令和4年新潟県規則第21号）第5条の規定により、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館すること。

(福祉事務所長への委任)

**第6条** 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(8)の4 (略)

(8)の5 生活保護法第55条の8第1項の規定により、被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業を実施すること。

(8)の6 生活保護法第55条の8第2項の規定により、市町村長等に対し、情報の提供を求めること。

(8)の7 生活保護法第55条の9第2項の規定により、厚生労働大臣に対して、情報を提供すること。

(9)～(26) (略)

(家畜保健衛生所長等への委任)

**第14条** 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(24) (略)

(24)の2 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査を行うこと。

(25)～(26)の3 (略)

(26)の4 家畜改良増殖法第35条の規定により、地方種畜検査員に立入検査等をさせること。

(26)の5 家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第7条第1項の規定による種畜証明書の返納を受けること。

8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 第3項第1号、第2号、第134号、第135号及び第136号の2から第243号までに掲げる事務

9 (略)

10 (略)

**第4条** 削除

(福祉事務所長への委任)

**第6条** 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(8)の4 (略)

(9)～(26) (略)

(家畜保健衛生所長への委任)

**第14条** 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(24) (略)

(25)～(26)の3 (略)

<u>(26)の6 家畜改良増殖法施行令第7条第2項の規定による種畜証明書の提出を受けること。</u>	
<u>(26)の7 家畜改良増殖法施行令第7条第3項の規定により、種畜証明書を返還すること。</u>	
(27)～(28)の2 (略)	(27)～(28)の2 (略)
<u>(28)の3 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第4条の規定による検査申請を受理すること。</u>	
(28)の4 (略)	(28)の3 (略)
(28)の5 (略)	(28)の4 (略)
(28)の6 (略)	(28)の5 (略)
(28)の7 (略)	(28)の6 (略)
(28)の8 (略)	(28)の7 (略)
(29)・(30) (略)	(29)・(30) (略)

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第31号**

新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則(平成21年新潟県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> (略)</p> <p><u>(条例別表第8所掌事務の欄第1号の規則で定める事務)</u></p> <p><b>第2条</b> <u>条例別表第8所掌事務の欄第1号の規則で定める事務は、新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)第12条第2項に規定する農業振興部農業企画課及び生産振興課の分掌事務(農業振興地域の整備に関する事項を除く。)</u>とする。</p>	<p><b>第1条</b> (略)</p>
<p><b>第3条</b> (略)</p>	<p><b>第2条</b> (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第32号**

令和4年度の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県固定資産評価審議会規則の一部改正)

**第1条** 新潟県固定資産評価審議会規則(昭和37年新潟県規則第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) <b>第9条</b> 審議会の庶務は、 <u>総務部市町村課</u> において行う。	(庶務) <b>第9条</b> 審議会の庶務は、 <u>総務管理部市町村課</u> において行う。

(新潟県物品会計規則の一部改正)

**第2条** 新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(用語の意義) <b>第2条</b> この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 物品管理職員 次条の規定により知事の権限を専決することができる者又は委任された者(次条第1項の規定により委任された権限を同条第2項の規定により専決させる場合にあつては、 <u>当該委任された権限を専決することができる者</u> )をいう。 (7) (略)  (物品出納員の設置及び任命) <b>第8条</b> (略) 2 次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。 (1) (略) (2) 事務所物品出納員 会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長(係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長)の職にある者(係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者)、課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査(主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事又は地域振興専門員)の職にある者又は会計管理者が指定する職員 3～6 (略)	(用語の意義) <b>第2条</b> この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 物品管理職員 次条の規定により知事の権限を専決することができる者又は委任された者( <u>地域振興局</u> )にあつては、 <u>次条第2項の規定により地域振興局長の権限を専決することができる者</u> )をいう。 (7) (略)  (物品出納員の設置及び任命) <b>第8条</b> (略) 2 次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。 (1) (略) (2) 事務所物品出納員 会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長(係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長)の職にある者(係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者)、課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査(主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事)の職にある者又は会計管理者が指定する職員 3～6 (略)

(物品取扱員の設置及び任命)

**第15条の2 (略)**

2 物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。

(1) (略)

(2) 事務所 物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長(係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長)の職にある者(係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者)、課長及び係長が置かれていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査(主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事又は地域振興専門員)の職にある者又は物品管理職員が指定する者

3 (略)

(亡失又は損傷の報告)

**第34条 (略)**

2 物品管理職員は、前項の報告等により、その管理する物品が亡失し、又は損傷したと認めるときは、速やかに物品損傷等報告書を作成し、所管の部局長を経て総務部長に提出しなければならない。ただし、自然損傷であることが明らかであるときは、物品損傷等報告書の提出は、必要ないものとする。この場合、物品管理職員は、その状況を明らかにしておかなければならない。

3 (略)

4 総務部長は、第2項の物品損傷等報告書を受理したときは、第1項の職員が、故意又は重大な過失により損害を与えたかどうか認定しなければならない。

5 総務部長は、前項の規定により第1項の職員が損害を与えたと認めるときは、知事の決裁を得て必要な手続を行うとともに、このことを当該職員が所属する物品管理職員に通知しなければならない。

**別表 (第3条関係)**

事務所	専決させる物品	専決させる者
村上及び糸魚川の各地域振興局	(略)	
新発田地域振興局	(略)	(略)
	健康福祉環境部に係るもの	(略)

(物品取扱員の設置及び任命)

**第15条の2 (略)**

2 物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。

(1) (略)

(2) 事務所 物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長(係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長)の職にある者(係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者)、課長及び係長が置かれていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査(主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事)の職にある者又は物品管理職員が指定する者

3 (略)

(亡失又は損傷の報告)

**第34条 (略)**

2 物品管理職員は、前項の報告等により、その管理する物品が亡失し、又は損傷したと認めるときは、速やかに物品損傷等報告書を作成し、所管の部局長を経て総務管理部長に提出しなければならない。ただし、自然損傷であることが明らかであるときは、物品損傷等報告書の提出は、必要ないものとする。この場合、物品管理職員は、その状況を明らかにしておかなければならない。

3 (略)

4 総務管理部長は、第2項の物品損傷等報告書を受理したときは、第1項の職員が、故意又は重大な過失により損害を与えたかどうか認定しなければならない。

5 総務管理部長は、前項の規定により第1項の職員が損害を与えたと認めるときは、知事の決裁を得て必要な手続を行うとともに、このことを当該職員が所属する物品管理職員に通知しなければならない。

**別表 (第3条関係)**

事務所	専決させる物品	専決させる者
村上及び糸魚川の各地域振興局	企画振興部に係るもの	企画振興部長
	(略)	
新発田地域振興局	(略)	(略)
	健康福祉環境部に係るもの	(略)

	児童・障害者相談センターに係るもの	児童・障害者相談センター所長の			
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
三条地域振興局	(略)		三条地域振興局	企画振興部に係るもの	企画振興部長
				県税部に係るもの	県税部長
	(略)			(略)	
長岡地域振興局	(略)		長岡地域振興局	(略)	
	健康福祉環境部に係るもの	(略)		健康福祉環境部に係るもの	(略)
	児童・障害者相談センターに係るもの	児童・障害者相談センター所長の			
	(略)			(略)	
魚沼地域振興局	(略)		魚沼地域振興局	企画振興部に係るもの	企画振興部長
	(略)			(略)	
南魚沼地域振興局	(略)		南魚沼地域振興局	(略)	
	健康福祉環境部に係るもの	(略)		健康福祉環境部に係るもの	(略)
	児童・障害者相談センターに係るもの	児童・障害者相談センター所長の			
	(略)			(略)	
十日町及び柏崎の各地域振興局	(略)		十日町及び柏崎の各地域振興局	企画振興部に係るもの	企画振興部長
				(略)	
上越地域振興局	(略)		上越地域振興局	(略)	
	健康福祉環境部に係るもの	(略)		健康福祉環境部に係るもの	(略)
	児童・障害者相談センターに係るもの	児童・障害者相談センター所長の			
	(略)			(略)	
佐渡地域振興局	(略)		佐渡地域振興局	企画振興部に係るもの	企画振興部長
				県税部に係るもの	県税部長
	(略)			(略)	
	農林水産振興部庶務課、企画振興課及び普及課に係るもの	(略)		農林水産振興部庶務課、農業企画課、生産振興課及び普及課に係るもの	(略)
	(略)			(略)	
	地域整備部総務	(略)		地域整備部庶務	(略)

課、業務課、用地課、維持管理課、道路課、治水課、砂防課、建築課及び県民サービスセンターに係るもの		課、用地課、計画調整課、維持管理課、道路課、治水課、砂防課及び建築課に係るもの	
地域整備部港湾空港業務課、空港用地課、港湾課及び漁港課に係るもの	地域整備部港湾空港業務課、空港用地課、港湾課及び漁港課の事務を担当する副部長	地域整備部業務課、空港用地課、港湾課及び漁港課に係るもの	地域整備部業務課、空港用地課、港湾課及び漁港課の事務を担当する副部長

(新潟県職員職務発明規則の一部改正)

**第3条** 新潟県職員職務発明規則(昭和40年新潟県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(審査会の組織) <b>第18条</b> (略) 2 会長は、 <u>総務部長</u> をもつて充て、会務を処理し、会議を招集し、審査会を代表する。 3・4 (略)	(審査会の組織) <b>第18条</b> (略) 2 会長は、 <u>総務管理部長</u> をもつて充て、会務を処理し、会議を招集し、審査会を代表する。 3・4 (略)
(審査会の庶務) <b>第19条</b> 審査会の庶務は、 <u>総務部管財課</u> で処理する。	(審査会の庶務) <b>第19条</b> 審査会の庶務は、 <u>総務管理部管財課</u> で処理する。

(新潟県災害対策本部規則の一部改正)

**第4条** 新潟県災害対策本部規則(昭和41年新潟県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(部) <b>第6条</b> (略) 2 (略) 3 条例第3条第3項に規定する部長(以下この項及び第12条第1項において「部長」という。)に事故があるときは各部の副部長(統括調整部にあつては、部長があらかじめ指名する副部長)が、その職務を代理する。	(部) <b>第6条</b> (略) 2 (略) 3 条例第3条第3項に規定する部長(以下「部長」という。)に事故があるときは各部の副部長(統括調整部にあつては、部長があらかじめ指名する副部長)が、その職務を代理する。
(地方本部) <b>第9条</b> (略) 2 (略) 3 地方本部長は各地域振興局長をもつて充て、地方副本部長は各地域振興局の部長のうちから <u>地方本部長があらかじめ指名する者</u> をもつて充てる。 4～6 (略)	(地方本部) <b>第9条</b> (略) 2 (略) 3 地方本部長は各地域振興局長をもつて充て、地方副本部長は各地域振興局企画振興部長をもつて充てる。 4～6 (略)

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部改正)

**第5条** 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則(昭和41年新潟県規則第83号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、緩和ケアセンター長、がんゲノム医療センター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、リハビリテーション副技師長、臨床工学技士長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、患者サポートセンター長、患者サポートセンター副センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、消化器内視鏡センター長、教育研修センター長、教育研修センター副センター長、参与、参事及び副参事</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、緩和ケアセンター長、がんゲノム医療センター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、リハビリテーション副技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、患者サポートセンター長、患者サポートセンター副センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、消化器内視鏡センター長、教育研修センター長、教育研修センター副センター長、参与、参事及び副参事</p>

(新潟県消費生活審議会規則の一部改正)

第6条 新潟県消費生活審議会規則（昭和44年新潟県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、<u>総務部県民生活課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、<u>県民生活・環境部県民生活課</u>において処理する。</p>

(新潟県基金事務取扱規則の一部改正)

第7条 新潟県基金事務取扱規則（昭和44年新潟県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(基金の状況報告)</p> <p>第5条 部局長は、毎年3月31日現在において所属する基金に属する現金及び財産の状況を明らかにし、会計管理者及び<u>総務部長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(基金の状況報告)</p> <p>第5条 部局長は、毎年3月31日現在において所属する基金に属する現金及び財産の状況を明らかにし、会計管理者及び<u>総務管理部長</u>に報告しなければならない。</p>

(新潟県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第8条 新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年新潟県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p><b>第2条</b> この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 課長等 部局の所管する財産を直接事務又は事業の用に供する各課（室その他課に準ずるものを含む。）の長、地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。以下同じ。）、出先機関及び教育機関（以下「地域機関等」という。）の長（支所、分所、<u>分館</u>、センター、支場等の長を含む。）、各県立学校長（分校主任を含む。）並びに各警察署長をいう。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(財産の所管)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 普通財産は、<u>総務部</u>に所管させる。ただし、知事が<u>総務部</u>に所管させることを不適当と認めるときは、関係各部局に所管させる。</p> <p>(財産事務の分掌)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、<u>総務部長</u>が処理しなければならない。ただし、前条第2項ただし書の規定により関係部局に所管させた普通財産を処分する事務は、当該部局長が処理しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(財産事務の総括)</p> <p><b>第6条</b> <u>総務部長</u>は、財産の取得、管理及び処分の適正を期するため、財産に関する事務を総括し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにこれらの事務について必要な調製を行わなければならない。</p> <p>2 <u>総務部長</u>は、前項の事務を行うため必要があると認めるときは、各部局長及び教育長に対し、財産の状況に関する資料若しくは報告を求め、又は所管換え、所属換え等必要な指示を行うことができる。</p> <p>(財産の取得手続)</p> <p><b>第13条</b> 部局長又は課長等は、行政財産又は普通財</p>	<p>(用語の意義)</p> <p><b>第2条</b> この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 課長等 部局の所管する財産を直接事務又は事業の用に供する各課（室その他課に準ずるものを含む。）の長、地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。以下同じ。）、出先機関及び教育機関（以下「地域機関等」という。）の長（支所、分所、<u>センター</u>、支場等の長を含む。）、各県立学校長（分校主任を含む。）並びに各警察署長をいう。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(財産の所管)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 普通財産は、<u>総務管理部</u>に所管させる。ただし、知事が<u>総務管理部</u>に所管させることを不適当と認めるときは、関係各部局に所管させる。</p> <p>(財産事務の分掌)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、<u>総務管理部長</u>が処理しなければならない。ただし、前条第2項ただし書の規定により関係部局に所管させた普通財産を処分する事務は、当該部局長が処理しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(財産事務の総括)</p> <p><b>第6条</b> <u>総務管理部長</u>は、財産の取得、管理及び処分の適正を期するため、財産に関する事務を総括し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにこれらの事務について必要な調製を行わなければならない。</p> <p>2 <u>総務管理部長</u>は、前項の事務を行うため必要があると認めるときは、各部局長及び教育長に対し、財産の状況に関する資料若しくは報告を求め、又は所管換え、所属換え等必要な指示を行うことができる。</p> <p>(財産の取得手続)</p> <p><b>第13条</b> 部局長又は課長等は、行政財産又は普通財</p>

産を取得しようとするときは、知事が別に定める場合を除き、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。この場合において、当該財産の性質又は取得原因によりその記載事項の一部を省略することができる。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(登記又は登録)

**第15条** (略)

2 部局長又は課長等は、前項の規定により登記又は登録を完了したときは、登記識別情報の通知書及び登記完了証又は登録済証書を遅滞なく総務部長に送付しなければならない。

(職員の居住禁止)

**第18条** 部局長又は課長等は、当該部局の所管に係る建物で、その用途が宿舍以外のものについては、職員を居住させてはならない。ただし、財産の管理又は取締り等のため特に必要があるときは、総務部長の承認を得て職員を居住させることができる。

(財産台帳等の備付け)

**第19条** 総務部長は、別表第1に掲げる財産の区分に従い、新潟県部制条例に規定する部及び局並びに新潟県行政組織規則第7条第1項に規定する出納局の所管に係る財産について、別に定めるところにより調製した財産台帳の正本を備え付けなければならない。

2～6 (略)

(損害保険)

**第21条** (略)

2 (略)

3 前項に掲げるもの以外に係る保険の事務は、別に定めるところにより総務部長が行うものとする。

(所在市町村交付金)

**第22条** 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条及び第7条に係る事務は、別に定めるところにより総務部長が行うものとする。

(行政財産の用途廃止又は変更)

**第23条** 部局長は、行政財産の用途を廃止し、又は変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場

産を取得しようとするときは、知事が別に定める場合を除き、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。この場合において、当該財産の性質又は取得原因によりその記載事項の一部を省略することができる。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(登記又は登録)

**第15条** (略)

2 部局長又は課長等は、前項の規定により登記又は登録を完了したときは、登記識別情報の通知書及び登記完了証又は登録済証書を遅滞なく総務管理部長に送付しなければならない。

(職員の居住禁止)

**第18条** 部局長又は課長等は、当該部局の所管に係る建物で、その用途が宿舍以外のものについては、職員を居住させてはならない。ただし、財産の管理又は取締り等のため特に必要があるときは、総務管理部長の承認を得て職員を居住させることができる。

(財産台帳等の備付け)

**第19条** 総務管理部長は、別表第1に掲げる財産の区分に従い、新潟県部制条例に規定する部及び局並びに新潟県行政組織規則第7条第1項に規定する出納局の所管に係る財産について、別に定めるところにより調製した財産台帳の正本を備え付けなければならない。

2～6 (略)

(損害保険)

**第21条** (略)

2 (略)

3 前項に掲げるもの以外に係る保険の事務は、別に定めるところにより総務管理部長が行うものとする。

(所在市町村交付金)

**第22条** 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条及び第7条に係る事務は、別に定めるところにより総務管理部長が行うものとする。

(行政財産の用途廃止又は変更)

**第23条** 部局長は、行政財産の用途を廃止し、又は変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定め

合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 部局長は、前項の規定により行政財産の用途を廃止したときは、財産引継書を調製し、直ちにこれを総務部長に引き継がなければならない。ただし、第4条第2項ただし書の規定により関係部局に所管させることとした財産は、この限りでない。

(財産の所管換え及び所属換え)

第24条 (略)

2 前項の規定により財産所管換え依頼書を受理した部局長は、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(財産台帳等の変更報告)

第25条 部局長は、その所管に係る財産について、財産台帳、使用許可台帳又は貸付台帳の記載事項に変更(第20条第2項の評価替えに伴う変更を除く。)があつたときは、別に定めるところにより総務部長に報告しなければならない。

(損害報告)

第28条 課長等は、その所属に係る財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した文書により主管部局長を経て総務部長に報告しなければならない。

(1)～(7) (略)

2 総務部長は、前項の報告書を受理したときは、滅失又は損傷した財産についての処置及び管理状況に関する意見等を付けて、知事に報告しなければならない。ただし、損害が軽微と認められるものについては、この限りでない。

(地上権又は地役権の設定手続)

第29条の5 (略)

2 部局長は、当該部局が所管する土地に地上権又は地役権を設定しようとするときは、第35条第2項各号に掲げる事項のほか地上権又は地役権を設定しようとする土地の区域及び地上権を設定しようとする土地の地下又は空間の上下の範囲を記載した文書に契約書案を添えて、管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。

3 (略)

(許可手続)

第32条 (略)

る場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 部局長は、前項の規定により行政財産の用途を廃止したときは、財産引継書を調製し、直ちにこれを総務管理部長に引き継がなければならない。ただし、第4条第2項ただし書の規定により関係部局に所管させることとした財産は、この限りでない。

(財産の所管換え及び所属換え)

第24条 (略)

2 前項の規定により財産所管換え依頼書を受理した部局長は、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(財産台帳等の変更報告)

第25条 部局長は、その所管に係る財産について、財産台帳、使用許可台帳又は貸付台帳の記載事項に変更(第20条第2項の評価替えに伴う変更を除く。)があつたときは、別に定めるところにより総務管理部長に報告しなければならない。

(損害報告)

第28条 課長等は、その所属に係る財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した文書により主管部局長を経て総務管理部長に報告しなければならない。

(1)～(7) (略)

2 総務管理部長は、前項の報告書を受理したときは、滅失又は損傷した財産についての処置及び管理状況に関する意見等を付けて、知事に報告しなければならない。ただし、損害が軽微と認められるものについては、この限りでない。

(地上権又は地役権の設定手続)

第29条の5 (略)

2 部局長は、当該部局が所管する土地に地上権又は地役権を設定しようとするときは、第35条第2項各号に掲げる事項のほか地上権又は地役権を設定しようとする土地の区域及び地上権を設定しようとする土地の地下又は空間の上下の範囲を記載した文書に契約書案を添えて、管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。

3 (略)

(許可手続)

第32条 (略)

2 部局長は、その所管に係る行政財産の使用許可をしようとする場合で、次の事由に該当するときは、管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(貸付手続)

**第35条 (略)**

2 部局長は、当該部局が所管する普通財産を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に契約書案を添えて、管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(8) (略)

3 (略)

(貸付財産の現状変更の承認)

**第39条 (略)**

2 部局長は、貸付財産の現状変更を承認しようとするときは、管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(不正使用に対する措置)

**第41条 (略)**

2 前項の使用又は収益により生じた損害の賠償を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。

(1)～(7) (略)

(交換)

**第42条** 部局長は、普通財産を交換しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。

(1)～(8) (略)

2 (略)

(譲与又は譲渡手続)

**第44条** 部局長は、普通財産を譲与し、又は譲渡しようとするときは、知事が別に定める場合を除き、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。この場合において、当該財産の性質又は契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。

(1)～(8) (略)

2 (略)

2 部局長は、その所管に係る行政財産の使用許可をしようとする場合で、次の事由に該当するときは、管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(貸付手続)

**第35条 (略)**

2 部局長は、当該部局が所管する普通財産を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に契約書案を添えて、管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(8) (略)

3 (略)

(貸付財産の現状変更の承認)

**第39条 (略)**

2 部局長は、貸付財産の現状変更を承認しようとするときは、管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(不正使用に対する措置)

**第41条 (略)**

2 前項の使用又は収益により生じた損害の賠償を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。

(1)～(7) (略)

(交換)

**第42条** 部局長は、普通財産を交換しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。

(1)～(8) (略)

2 (略)

(譲与又は譲渡手続)

**第44条** 部局長は、普通財産を譲与し、又は譲渡しようとするときは、知事が別に定める場合を除き、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。この場合において、当該財産の性質又は契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。

(1)～(8) (略)

2 (略)

<p>(財産の取壊し)</p> <p><b>第47条</b> 部局長は、普通財産を取り壊そうとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に關係図面を添えて管財課長を経て<u>総務部長</u>に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(財産の取壊し)</p> <p><b>第47条</b> 部局長は、普通財産を取り壊そうとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に關係図面を添えて管財課長を経て<u>総務管理部長</u>に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
--	--

(新潟県宿舍管理規則の一部改正)

**第9条** 新潟県宿舍管理規則(昭和48年新潟県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿舍の種類)</p> <p><b>第3条</b> 宿舍を分けて、次の2種類とする。</p> <p>(1) 公舎 議会議長、知事、副知事並びに部局長(これらに相当する職を含む。)、本庁の課長、地域機関の長(保健所長、福祉事務所長、児童相談所長、身体障害者更生相談所長、知的障害者更生相談所長、女性福祉相談所長、あかしや寮長、労働相談所長及び農業普及指導センター所長を除く。以下同じ。)、地域振興局の部長及び所長(児童・障害者相談センター所長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長に限る。以下同じ。)、出先機関の長、教育機関の長、県立学校長、警察署長並びに別に定める者の居住の用に供する宿舍</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の宿舍の種類を変更しようとする場合は、<u>総務部長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>(事務の総括)</p> <p><b>第4条</b> 宿舍に関する事務の総括は、<u>総務部長</u>が行うものとする。</p> <p>(宿舍管理者)</p> <p><b>第5条</b> 宿舍管理に関する事務は、<u>総務部長</u>又は本庁の課長、地域機関の長、地域振興局の部長(長岡地域振興局地域整備部にあつては与板維持管理事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長)若しくは所長、出先機関の長、教育機関の長、県立学校長若しくは警察署長(以下「宿舍管理者」という。)が行う。</p> <p>(貸付料の額)</p> <p><b>第11条</b> 貸付料は、月額とし、宿舍の標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、建築経過期間、立</p>	<p>(宿舍の種類)</p> <p><b>第3条</b> 宿舍を分けて、次の2種類とする。</p> <p>(1) 公舎 議会議長、知事、副知事並びに部局長(これらに相当する職を含む。)、本庁の課長、地域機関の長(保健所長、福祉事務所長、児童相談所長、身体障害者更生相談所長、知的障害者更生相談所長、女性福祉相談所長、あかしや寮長、労働相談所長及び農業普及指導センター所長を除く。以下同じ。)、地域振興局の部長及び所長(新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長に限る。以下同じ。)、出先機関の長、教育機関の長、県立学校長、警察署長並びに別に定める者の居住の用に供する宿舍</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の宿舍の種類を変更しようとする場合は、<u>総務管理部長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>(事務の総括)</p> <p><b>第4条</b> 宿舍に関する事務の総括は、<u>総務管理部長</u>が行うものとする。</p> <p>(宿舍管理者)</p> <p><b>第5条</b> 宿舍管理に関する事務は、<u>総務管理部長</u>又は本庁の課長、地域機関の長、地域振興局の部長(長岡地域振興局地域整備部にあつては与板維持管理事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長)若しくは所長、出先機関の長、教育機関の長、県立学校長若しくは警察署長(以下「宿舍管理者」という。)が行う。</p> <p>(貸付料の額)</p> <p><b>第11条</b> 貸付料は、月額とし、宿舍の標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、建築経過期間、立</p>

<p>地条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により、各宿舎につきその宿舎管理者が<u>総務部長</u>又は事務取扱規則第7条第2項に規定する補助執行者の承認を得て定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居者の費用負担)</p> <p><b>第18条</b> 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、<u>総務部長</u>が必要と認めるときは、その費用の一部を県が負担することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>地条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により、各宿舎につきその宿舎管理者が<u>総務管理部長</u>又は事務取扱規則第7条第2項に規定する補助執行者の承認を得て定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居者の費用負担)</p> <p><b>第18条</b> 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、<u>総務管理部長</u>が必要と認めるときは、その費用の一部を県が負担することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
---	---

(新潟県庁舎等管理規則の一部改正)

**第10条** 新潟県庁舎等管理規則(昭和52年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庁舎管理者)</p> <p><b>第2条</b> 庁舎等に庁舎管理者を置き、本庁が設置されている庁舎等のうち警察庁舎及び別に定めるその敷地(以下「警察庁舎等」という。)を除く庁舎等においては<u>総務部長</u>を、警察庁舎等においては警察本部長を、2以上の地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除き、分所等を含む。以下同じ。)が設置されている庁舎等においては庁舎管理事務を分掌している地域機関の長を、その他の地域機関の庁舎等においては当該地域機関の長をもつてこれに充てる。ただし、地域振興局が設置されている庁舎等にあつては、庁舎管理事務を分掌している部長(長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所又は小千谷維持管理事務所が設置されている庁舎にあつては維持管理事務所長、上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所が設置されている庁舎にあつては農林事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課若しくは漁政課又は<u>地域整備部港湾空港業務課</u>が設置されている庁舎にあつては副部長)又は所長をもつてこれに充てる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(庁舎管理者)</p> <p><b>第2条</b> 庁舎等に庁舎管理者を置き、本庁が設置されている庁舎等のうち警察庁舎及び別に定めるその敷地(以下「警察庁舎等」という。)を除く庁舎等においては<u>総務管理部長</u>を、警察庁舎等においては警察本部長を、2以上の地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除き、分所等を含む。以下同じ。)が設置されている庁舎等においては庁舎管理事務を分掌している地域機関の長を、その他の地域機関の庁舎等においては当該地域機関の長をもつてこれに充てる。ただし、地域振興局が設置されている庁舎等にあつては、庁舎管理事務を分掌している部長(長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所又は小千谷維持管理事務所が設置されている庁舎にあつては維持管理事務所長、上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所が設置されている庁舎にあつては農林事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課若しくは漁政課又は<u>地域整備部業務課</u>が設置されている庁舎にあつては副部長)又は所長をもつてこれに充てる。</p> <p>2・3 (略)</p>

(新潟県消費者苦情処理委員会規則の一部改正)

**第11条** 新潟県消費者苦情処理委員会規則(昭和53年新潟県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 委員会の庶務は、<u>総務部県民生活課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 委員会の庶務は、<u>県民生活・環境部県民生活課</u>において処理する。</p>

(新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

**第12条** 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年新潟県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(登録簿の謄本の交付等) <b>第7条</b> (略) 2 前項の閲覧は、 <u>新潟県環境局資源循環推進課内</u> に置く閲覧所において行わせるものとする。 3 (略)	(登録簿の謄本の交付等) <b>第7条</b> (略) 2 前項の閲覧は、 <u>新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課内</u> に置く閲覧所において行わせるものとする。 3 (略)

(新潟県情報公開審査会規則の一部改正)

**第13条** 新潟県情報公開審査会規則(平成7年新潟県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) <b>第5条</b> 審査会の庶務は、 <u>総務部法務文書課</u> において行う。	(庶務) <b>第5条</b> 審査会の庶務は、 <u>総務管理部法務文書課</u> において行う。

(新潟県個人情報保護審査会規則の一部改正)

**第14条** 新潟県個人情報保護審査会規則(平成10年新潟県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) <b>第5条</b> 審査会の庶務は、 <u>総務部法務文書課</u> において行う。	(庶務) <b>第5条</b> 審査会の庶務は、 <u>総務管理部法務文書課</u> において行う。

(新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

**第15条** 新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年新潟県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(縦覧の場所) <b>第3条</b> 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)に規定する縦覧の場所は、 <u>総務部県民生活課</u> とする。  (事業報告書等の閲覧又は謄写の場所) <b>第8条</b> 条例第5条第1項の規則で定める場所は、 <u>総務部県民生活課</u> とする。	(縦覧の場所) <b>第3条</b> 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)に規定する縦覧の場所は、 <u>県民生活・環境部県民生活課及び新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)第3章に規定する地域機関(以下「地域機関」という。)であって、知事が指定したもの</u> とする。  (事業報告書等の閲覧又は謄写の場所) <b>第8条</b> 条例第5条第1項の規則で定める場所は、 <u>県民生活・環境部県民生活課及び知事が指定した地域機関</u> とする。

(新潟県環境影響評価審査会規則の一部改正)

**第16条** 新潟県環境影響評価審査会規則(平成11年新潟県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) <b>第5条</b> 審査会の庶務は、 <u>環境局環境政策課</u> において行う。	(庶務) <b>第5条</b> 審査会の庶務は、 <u>環境生活部環境企画課</u> において行う。

(新潟県スポーツ推進審議会規則の一部改正)

**第17条** 新潟県スポーツ推進審議会規則(平成30年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>観光文化スポーツ部スポーツ課</u> において行う。	(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>県民生活・環境部スポーツ課</u> において行う。

(新潟県公文書の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 新潟県公文書の管理に関する条例施行規則(令和2年新潟県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(保存場所等) 第3条 知事は、特定歴史公文書を <u>総務部法務文書課歴史公文書室</u> において保存するものとする。 2～4 (略)	(保存場所等) 第3条 知事は、特定歴史公文書を <u>総務管理部法務文書課歴史公文書室</u> において保存するものとする。 2～4 (略)
(目録の作成及び公表) 第4条 (略) 2 知事は、条例第11条第4項の目録について、 <u>総務部法務文書課歴史公文書室</u> に備えて一般の閲覧に供する方法により公表しなければならない。	(目録の作成及び公表) 第4条 (略) 2 知事は、条例第11条第4項の目録について、 <u>総務管理部法務文書課歴史公文書室</u> に備えて一般の閲覧に供する方法により公表しなければならない。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第10号

福祉保健部生活衛生課  
地域振興局  
中央福祉相談センター

地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程（平成16年3月新潟県訓令第20号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(兼務)</p> <p><b>第1条</b> 別表第1の左欄に掲げる地域振興局の部、<u>児童・障害者相談センター</u>、課又は農林事務所の事務を命ぜられた職員（地域振興局健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課の事務を命ぜられた職員を除く。）は、同表の右欄に掲げる保健所、福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は農業普及指導センター（地域振興局健康福祉環境部の環境センター検査課の事務を命ぜられた職員については、保健所に限る。）に兼務を命ぜられたものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><b>別表第1</b>（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">村上地域振興局農林振興部普及課</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>新発田地域振興局健康福祉環境部</td> <td>新発田保健所 新発田地域福祉事務所</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">新発田地域振興局児童・障害者相談センター</td> <td style="border: 2px solid black;">新発田身体障害者更生相談所 新発田知的障害者更生相談所 新発田児童相談所</td> </tr> <tr> <td>新発田地域振興局農業振興部普及課</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)		村上地域振興局農林振興部普及課	(略)	新発田地域振興局健康福祉環境部	新発田保健所 新発田地域福祉事務所	新発田地域振興局児童・障害者相談センター	新発田身体障害者更生相談所 新発田知的障害者更生相談所 新発田児童相談所	新発田地域振興局農業振興部普及課	(略)	<p>(兼務)</p> <p><b>第1条</b> 別表第1の左欄に掲げる地域振興局の部、課又は農林事務所の事務を命ぜられた職員（地域振興局健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課の事務を命ぜられた職員を除く。）は、同表の右欄に掲げる保健所、福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は農業普及指導センター（地域振興局健康福祉環境部の環境センター検査課の事務を命ぜられた職員については、保健所に限る。）に兼務を命ぜられたものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><b>別表第1</b>（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">村上地域振興局農林振興部企画振興課又は普及課</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>新発田地域振興局健康福祉環境部</td> <td>新発田保健所 新発田地域福祉事務所 <u>新発田身体障害者更生相談所</u> <u>新発田知的障害者更生相談所</u> <u>新発田児童相談所</u></td> </tr> <tr> <td>新発田地域振興局農業振興部農業企画課、生産振興課</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)		村上地域振興局農林振興部企画振興課又は普及課	(略)	新発田地域振興局健康福祉環境部	新発田保健所 新発田地域福祉事務所 <u>新発田身体障害者更生相談所</u> <u>新発田知的障害者更生相談所</u> <u>新発田児童相談所</u>	新発田地域振興局農業振興部農業企画課、生産振興課	(略)
(略)																			
村上地域振興局農林振興部普及課	(略)																		
新発田地域振興局健康福祉環境部	新発田保健所 新発田地域福祉事務所																		
新発田地域振興局児童・障害者相談センター	新発田身体障害者更生相談所 新発田知的障害者更生相談所 新発田児童相談所																		
新発田地域振興局農業振興部普及課	(略)																		
(略)																			
村上地域振興局農林振興部企画振興課又は普及課	(略)																		
新発田地域振興局健康福祉環境部	新発田保健所 新発田地域福祉事務所 <u>新発田身体障害者更生相談所</u> <u>新発田知的障害者更生相談所</u> <u>新発田児童相談所</u>																		
新発田地域振興局農業振興部農業企画課、生産振興課	(略)																		

新潟地域振興局農林振興部 普及課	(略)	又は普及課	
(略)		新潟地域振興局農林振興部 農業企画課、生産振興課、 普及第1課又は普及第2課	(略)
新潟地域振興局巻農業振興 部普及課	(略)	(略)	
(略)		新潟地域振興局巻農業振興 部企画振興課又は普及課	(略)
三条地域振興局農業振興部 普及課	(略)	(略)	
長岡地域振興局健康福祉環 境部	長岡保健所 長岡地域福祉事務 所	三条地域振興局農業振興部 企画振興課又は普及課	(略)
長岡地域振興局児童・障害 者相談センター	長岡身体障害者更 生相談所 長岡知的障害者更 生相談所 長岡児童相談所	長岡地域振興局健康福祉環 境部	長岡保健所 長岡地域福祉事務 所 <u>長岡身体障害者更 生相談所</u> <u>長岡知的障害者更 生相談所</u> <u>長岡児童相談所</u>
長岡地域振興局農林振興部 普及課	(略)	長岡地域振興局農林振興部 <u>農業企画課、生産振興課又 は普及課</u>	(略)
(略)		(略)	
魚沼地域振興局農業振興部 普及課	(略)	魚沼地域振興局農業振興部 企画振興課又は普及課	(略)
南魚沼地域振興局健康福祉 環境部	南魚沼保健所 南魚沼地域福祉事 務所	南魚沼地域振興局健康福祉 環境部	南魚沼保健所 南魚沼地域福祉事 務所 <u>南魚沼身体障害者 更生相談所</u> <u>南魚沼知的障害者 更生相談所</u> <u>南魚沼児童相談所</u>
南魚沼地域振興局児童・障 害者相談センター	南魚沼身体障害者 更生相談所 南魚沼知的障害者 更生相談所 南魚沼児童相談所	南魚沼地域振興局農林振興 部企画振興課又は普及課	(略)
南魚沼地域振興局農林振興 部普及課	(略)	(略)	
(略)		(略)	
十日町地域振興局農業振興 部普及課	(略)	十日町地域振興局農業振興 部企画振興課又は普及課	(略)
(略)		(略)	
柏崎地域振興局農業振興部	(略)	柏崎地域振興局農業振興部	(略)

普及課	
上越地域振興局健康福祉環境部	上越保健所
上越地域振興局児童・障害者相談センター	上越身体障害者更生相談所 上越知的障害者更生相談所 上越児童相談所
上越地域振興局農林振興部普及課又は上越東農林事務所(業務課、農村整備課及び森林施設課を除く。)	(略)
(略)	
糸魚川地域振興局農林振興部普及課	(略)
(略)	
佐渡地域振興局農林水産振興部普及課	(略)

別表第2 (第2条関係)

(略)	
新発田地域振興局児童・障害者相談センター次長	新発田児童相談所次長
新発田地域振興局児童・障害者相談センター企画指導課長	新発田児童相談所企画指導課長
新発田地域振興局児童・障害者相談センター相談判定課長	新発田児童相談所相談判定課長
(略)	
新潟地域振興局健康福祉部総務福祉課長	新潟地域福祉事務所総務福祉課長
(略)	
長岡地域振興局健康福祉環境部環境センター検査課長	(略)
長岡地域振興局児童・障害者相談センター次長	長岡児童相談所次長
長岡地域振興局児童・障害	(略)

企画振興課又は普及課	
上越地域振興局健康福祉環境部	上越保健所 上越身体障害者更生相談所 上越知的障害者更生相談所 上越児童相談所
上越地域振興局農林振興部農業企画課、生産振興課、普及課又は上越東農林事務所(業務課、農村整備課及び森林施設課を除く。)	(略)
(略)	
糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課又は普及課	(略)
(略)	
佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課、生産振興課又は普及課	(略)

別表第2 (第2条関係)

(略)	
新発田地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター相談課長	新発田児童相談所相談課長
(略)	
新潟地域振興局健康福祉部津川地区センター長	新潟地域福祉事務所津川地区センター長
新潟地域振興局健康福祉部津川地区センター地域福祉課長	新潟地域福祉事務所津川地区センター地域福祉課長
(略)	
長岡地域振興局健康福祉環境部環境センター検査課長	(略)
長岡地域振興局健康福祉環	(略)

者相談センター指導保護課長		境部児童・障害者相談センター指導保護課長	
長岡地域振興局児童・障害者相談センター相談判定課長	(略)	長岡地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター相談判定課長	(略)
(略)		(略)	
南魚沼地域振興局児童・障害者相談センター次長	南魚沼児童相談所次長	南魚沼地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター相談課長	南魚沼児童相談所相談課長
南魚沼地域振興局児童・障害者相談センター企画指導課長	南魚沼児童相談所企画指導課長		
南魚沼地域振興局児童・障害者相談センター相談判定課長	南魚沼児童相談所相談判定課長		
(略)		(略)	
上越地域振興局健康福祉環境部環境センター検査課長	(略)	上越地域振興局健康福祉環境部環境センター検査課長	(略)
上越地域振興局児童・障害者相談センター次長	上越児童相談所次長		
上越地域振興局児童・障害者相談センター指導保護課長	(略)	上越地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター指導保護課長	(略)
上越地域振興局児童・障害者相談センター相談判定課長	(略)	上越地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター相談判定課長	(略)
(略)		(略)	

◎新潟県訓令第11号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。ただし、別表第4土木部用地・土地利用課の部の改正は、同年7月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条、別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条、別表の号及び別表の細目の号（以下「移動条等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中条、別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条、別表の号及び別表の細目の号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、別表の号及び別表の細目の号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、別表の号及び別表の細目の号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(部長共通の専決事項)</p> <p><b>第4条</b> 部長（知事政策局長、<u>環境局長</u>、防災局長、交通政策局長及び出納局長を含む。以下同じ。）共通の専決事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p><b>第4条の2</b> 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、<u>総務部長</u>及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(行財政改革監の専決事項)</p>	<p style="text-align: center;">(部長共通の専決事項)</p> <p><b>第4条</b> 部長（知事政策局長、防災局長、<u>観光局長</u>、交通政策局長及び出納局長を含む。以下同じ。）共通の専決事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p><b>第4条の2</b> 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、<u>総務管理部長</u>及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(行財政改革監の専決事項)</p>

**第 4 条の 3** 次に掲げる事項は、行財政改革監が専決するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 行財政改革監の休暇等の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。
- (4)～(6) (略)

(デジタル改革監の専決事項)

**第 4 条の 10** 次に掲げる事項は、デジタル改革監が専決するものとする。

- (1) デジタル改革監の旅行（5 日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令を行うこと。
- (2) デジタル改革監の旅行の復命を受けること。
- (3) デジタル改革監の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第 6 条の規定によるデジタル改革監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第 11 条第 1 項の規定によるデジタル改革監の代休日の指定を行うこと。
- (6) デジタル改革監の当直勤務の命令を行うこと。

(次長の専決事項)

**第 4 条の 13** (略)

2 (略)

3 次長が置かれていない場合にあつては、第 1 項に規定する次長共通の専決事項は、別表第 2 の 3 第 6 号から第 8 号までを除き、主管課に置かれる課長（総務部にあつては、その事務を分掌する課長。以下同じ。）が専決する。この場合において、同表第 3 号及び第 4 号中「次長の旅行（5 日以上の旅行を除く。）並びに課長」とあるのは「課長」と、同表第 5 号中「次長の休暇等（5 日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）並びに課長」とあるのは「課長」とする。

**第 5 条の 5** (略)

(男女平等・共同参画統括監の専決事項)

**第 5 条の 6** 次に掲げる事項は、男女平等・共同参画統括監が専決するものとする。

- (1) 男女平等・共同参画統括監の旅行（5 日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令を行うこと。
- (2) 男女平等・共同参画統括監の旅行の復命を受けること。
- (3) 男女平等・共同参画統括監の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第 6 条の規定による男女平等・共同参画統括監の週休日の振替又は半

**第 4 条の 3** 次に掲げる事項は、行財政改革監が専決するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 行財政改革監の休暇等の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。
- (4)～(6) (略)

(情報企画監の専決事項)

**第 4 条の 10** 次に掲げる事項は、情報企画監が専決するものとする。

- (1) 情報企画監の旅行（5 日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令を行うこと。
- (2) 情報企画監の旅行の復命を受けること。
- (3) 情報企画監の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第 6 条の規定による情報企画監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第 11 条第 1 項の規定による情報企画監の代休日の指定を行うこと。
- (6) 情報企画監の当直勤務の命令を行うこと。

(次長の専決事項)

**第 4 条の 13** (略)

2 (略)

3 次長が置かれていない場合にあつては、第 1 項に規定する次長共通の専決事項は、別表第 2 の 3 第 6 号から第 8 号までを除き、主管課に置かれる課長（総務管理部にあつては、その事務を分掌する課長。以下同じ。）が専決する。この場合において、同表第 3 号及び第 4 号中「次長の旅行（5 日以上の旅行を除く。）並びに課長」とあるのは「課長」と、同表第 5 号中「次長の休暇等（5 日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）並びに課長」とあるのは「課長」とする。

**第 5 条の 5** (略)

日勤務時間の割振り変更を行うこと。

(5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による男女平等・共同参画統括監の代休日の指定を行うこと。

(6) 男女平等・共同参画統括監の当直勤務の命令をすること。

**第5条の7** (略)

(総務部参事の専決事項)

**第5条の8** 次に掲げる事項は、総務部に置かれる参事(課長を兼ねる職員を除く。以下「総務部参事」という。)が専決するものとする。

- (1) 総務部参事の旅行(5日以上の旅行を除く。次号において同じ。)の命令をすること。
- (2) 総務部参事の旅行の復命を受けること。
- (3) 総務部参事の休暇等の承認等をすること。

(4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による総務部参事の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。

(5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による総務部参事の代休日の指定を行うこと。

(6) 総務部参事の当直勤務の命令をすること。

**第5条の9** (略)

(地域機関の長共通の専決事項)

**第14条** 地域機関の長(新発田、新潟、長岡、南魚沼及び上越の各地域振興局長を除く。別表第4の2において同じ。)、地域振興局の部長(地域振興局の児童・障害者相談センター所長並びに新潟地域振興局新潟港湾事務所長及び津川地区振興事務所長並びに上越地域振興局妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長を含む。以下同じ。)、新潟地域振興局津川地区振興事務所副所長並びに佐渡地域振興局農林水産振興部の副部長(水産振興担当)及び副部長(農村振興担当)(次条及び別表第4の2において「地域機関の長等」という。)の共通専決事項は、別表第4の2のとおりとする。

(代決)

**第16条** 地域機関(地域機関の支所、分所、分館、支場等を含む。)における事務の代決は、別表第8の定めるところによる。

2 (略)

**別表第2** (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)~(10) (略)

**第5条の6** (略)

(総務管理部参事の専決事項)

**第5条の7** 次に掲げる事項は、総務管理部に置かれる参事(課長を兼ねる職員を除く。以下「総務管理部参事」という。)が専決するものとする。

- (1) 総務管理部参事の旅行(5日以上の旅行を除く。次号において同じ。)の命令をすること。
- (2) 総務管理部参事の旅行の復命を受けること。
- (3) 総務管理部参事の休暇等の承認等をすること。

(4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による総務管理部参事の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。

(5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による総務管理部参事の代休日の指定を行うこと。

(6) 総務管理部参事の当直勤務の命令をすること。

**第5条の8** (略)

(地域機関の長共通の専決事項)

**第14条** 地域機関の長(地域振興局長を除く。別表第4の2において同じ。)、地域振興局の部長(新潟地域振興局新潟港湾事務所長及び津川地区振興事務所長並びに上越地域振興局妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長を含む。以下同じ。)、新潟地域振興局津川地区振興事務所副所長並びに佐渡地域振興局農林水産振興部の副部長(水産振興担当)及び副部長(農村振興担当)(次条及び別表第4の2において「地域機関の長等」という。)の共通専決事項は、別表第4の2のとおりとする。

(代決)

**第16条** 地域機関(地域機関の支所、分所、支場等を含む。)における事務の代決は、別表第8の定めるところによる。

2 (略)

**別表第2** (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)~(10) (略)

- (11) 部長及び部長相当職の職員（課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。）の旅行並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等をする事（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。
- (14)～(21) (略)

別表第3の4（第5条の4関係）

係長共通専決事項

- (1) (略)
- (2) 届出及び報告を受理すること（軽易なものに限る。）。
- (3) (略)

別表第4（第6条関係）

(略)

総務部

(略)

人事課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 課長（課長相当職を含む。 <u>第3号及び課長専決事項の欄第1号</u> において同じ。）について採用、昇任、降任及び転任の決定並びに願いによる休職、復職及び退職の許可をすること。	(1) 職員（課長以上の者を除く。第3号において同じ。）の採用、昇任、降任、転任及び所属の決定をすること。 (2)～(7) (略)

- (11) 部長及び部長相当職の職員（課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。）の旅行並びに参加、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）並びに参加、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等をする事（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。
- (14)～(21) (略)

別表第3の4（第5条の4関係）

係長共通専決事項

- (1) (略)
- (2) (略)

別表第4（第6条関係）

(略)

総務管理部

(略)

人事課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>課長補佐（課長補佐相当職を含む。以下同じ。）</u> について採用、昇任、降任及び転任の決定並びに願いによる休職、復職及び退職の許可をすること。	(1) 職員（課長補佐以上の者を除く。第3号において同じ。）の採用、昇任、降任、転任及び所属の決定をすること。 (2)～(7) (略)

<p>(2) 部長（部長相当職を含む。）以上の職員について他の職員の病気療養に伴う転任（兼職、事務代理及び事務取扱に限る。）の決定をすること。</p> <p>(3) 課長の初任給を決定すること。</p> <p>(4) (略)</p>	
--	--

<p>(2) 課長（課長相当職を含む。）以上の職員について他の職員の病気療養に伴う転任（兼職、事務代理及び事務取扱に限る。）の決定をすること。</p> <p>(3) 課長補佐の初任給を決定すること。</p> <p>(4) (略)</p>	
--	--

法務文書課	
部長専決事項	課長専決事項
	(略)

法務文書課	
部長専決事項	課長専決事項
	(略)

県民生活課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第4条第4項の規定により、裁定を行うこと。</p> <p>(2) 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第27条の規定により、関係執行機関に対し要請すること。</p> <p>(3) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第13条の規定により、同法第12条第1項の規定による届出をした団体に対し報告又は資料の提出を求めること。</p>	<p>(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第17条の3の規定により、仮理事を選任すること。</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法第17条の4の規定により、特別代理人を選任すること。</p> <p>(3) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第12条第6項の規定による措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(4) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定により、家庭用品の表示事項又は遵守事項に係る指示をすること。</p> <p>(5) 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定により、適当な措置をとること。</p> <p>(6) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第2項の規定により、標準価格等を表示すべきことを指示すること。</p>

(7) 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年新潟県条例第44号）第16条第1項の規定により、消費者苦情を委員会の調停に付すること。

(略)

環境局

(略)

県民生活・環境部

県民生活課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第4条第4項の規定により、裁定を行うこと。 (2) 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第27条の規定により、関係執行機関に対し要請すること。 (3) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第13条の規定により、同法第12条第1項の規定による届出をした団体に対し報告又は資料の提出を求めること。	(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第17条の3の規定により、仮理事を選任すること。 (2) 特定非営利活動促進法第17条の4の規定により、特別代理人を選任すること。 (3) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第12条第6項の規定による措置をとるべきことを命ずること。 (4) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定により、家庭用品の表示事項又は遵守事項に係る指示をすること。 (5) 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定により、適当な措置をとること。 (6) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第2項の規定により、標準価格等を表示すべきことを指示すること。 (7) 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年新潟県条例第44号）第16条第1項の規定に

	<p>より、消費者苦情を委員会の調停に付すること。</p>												
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境政策課</th> </tr> <tr> <th>局長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	環境政策課		局長専決事項	課長専決事項			<table border="1"> <tr> <th colspan="2">文化振興課</th> </tr> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>文化行政に関する基本的な計画を決定し、及び実施すること。</td> <td>定例に属する文化行政に関する事業を企画し、及び実施すること。</td> </tr> </table>	文化振興課		部長専決事項	課長専決事項	文化行政に関する基本的な計画を決定し、及び実施すること。	定例に属する文化行政に関する事業を企画し、及び実施すること。
	環境政策課												
局長専決事項	課長専決事項												
文化振興課													
部長専決事項	課長専決事項												
文化行政に関する基本的な計画を決定し、及び実施すること。	定例に属する文化行政に関する事業を企画し、及び実施すること。												
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境企画課</th> </tr> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td> <p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第64条第5項において準用する同条第3項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。</p> <p>(2) 新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)第6条第1項の規定により、公園計画を決定すること。</p> <p>(3) 新潟県立自然公園条例第8条第1項の規定により、公園事業を執行すること。</p> <p>(4) 新潟県立自然公園条例第20条第4項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。</p> <p>(5) 新潟県自然環境保全条例(昭和48年新潟県条例第34号)第15条第1項の規定により、自然環境保全地域に関する保全計画を決定すること。</p> <p>(6) 新潟県自然環境保全条例第22条第1項の規定により、緑地環境保全地域に関する保全計画を決定すること。</p> <p>(7) 鳥獣の保護及び管</p> </td> <td> <p>(1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第8条第3項(同法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(2) 温泉法第9条(同法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、許可を取り消し、又は公益上必要な措置を命ずること。</p> <p>(3) 温泉法第9条の2の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずること。</p> <p>(4) 温泉法第10条(同法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、原状回復を命ずること。</p> <p>(5) 温泉法第11条第2項において準用する同法第9条の2の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は増掘を停止すべきことを命ずること。</p> </td> </tr> </table>	環境企画課		部長専決事項	課長専決事項	<p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第64条第5項において準用する同条第3項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。</p> <p>(2) 新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)第6条第1項の規定により、公園計画を決定すること。</p> <p>(3) 新潟県立自然公園条例第8条第1項の規定により、公園事業を執行すること。</p> <p>(4) 新潟県立自然公園条例第20条第4項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。</p> <p>(5) 新潟県自然環境保全条例(昭和48年新潟県条例第34号)第15条第1項の規定により、自然環境保全地域に関する保全計画を決定すること。</p> <p>(6) 新潟県自然環境保全条例第22条第1項の規定により、緑地環境保全地域に関する保全計画を決定すること。</p> <p>(7) 鳥獣の保護及び管</p>	<p>(1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第8条第3項(同法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(2) 温泉法第9条(同法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、許可を取り消し、又は公益上必要な措置を命ずること。</p> <p>(3) 温泉法第9条の2の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずること。</p> <p>(4) 温泉法第10条(同法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、原状回復を命ずること。</p> <p>(5) 温泉法第11条第2項において準用する同法第9条の2の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は増掘を停止すべきことを命ずること。</p>							
環境企画課													
部長専決事項	課長専決事項												
<p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第64条第5項において準用する同条第3項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。</p> <p>(2) 新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)第6条第1項の規定により、公園計画を決定すること。</p> <p>(3) 新潟県立自然公園条例第8条第1項の規定により、公園事業を執行すること。</p> <p>(4) 新潟県立自然公園条例第20条第4項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。</p> <p>(5) 新潟県自然環境保全条例(昭和48年新潟県条例第34号)第15条第1項の規定により、自然環境保全地域に関する保全計画を決定すること。</p> <p>(6) 新潟県自然環境保全条例第22条第1項の規定により、緑地環境保全地域に関する保全計画を決定すること。</p> <p>(7) 鳥獣の保護及び管</p>	<p>(1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第8条第3項(同法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(2) 温泉法第9条(同法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、許可を取り消し、又は公益上必要な措置を命ずること。</p> <p>(3) 温泉法第9条の2の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずること。</p> <p>(4) 温泉法第10条(同法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、原状回復を命ずること。</p> <p>(5) 温泉法第11条第2項において準用する同法第9条の2の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は増掘を停止すべきことを命ずること。</p>												

理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条の規定により、鳥獣保護管理事業計画を定め、及びその変更をすること。

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条（同条第5項を除く。）の規定により、第1種特定鳥獣保護計画を定め、及びその変更をすること。

(8)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2（同条第3項において準用する同法第7条第5項を除く。）の規定により、第2種特定鳥獣管理計画を定め、及びその変更をすること。

(9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限をすること。

(9)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第3項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等につき承認を受けるべき旨の制限をすること。

(9)の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第1項の規定により、同法第34条第1項の規定により指定した休猟区の一部又は全部について、第2種特定鳥獣

(6) 温泉法第12条の規定により、温泉採取の制限を命ずること。

(6)の2 温泉法第14条第1項の規定により、温泉のゆう出量、温度又は成分への影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(6)の3 温泉法第14条の5第3項の規定により、可燃性天然ガスの濃度についての確認を取り消すこと。

(6)の4 温泉法第14条の8第3項の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(6)の5 温泉法第14条の9の規定により、温泉の採取の許可を取り消し、又は災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(6)の6 温泉法第14条の10の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずること。

(7) 温泉法第22条の規定により、登録分析機関の登録を抹消すること。

(8) 温泉法第25条の規定により、登録分析機関の登録を取り消すこと。

(9) 自然公園法第9条第2項の規定により、国定公園事業を決定すること。

(9)の2 自然公園法第10条第2項の規定

	<p>に関し、捕獲等をすることができる区域を指定すること。</p> <p>(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された期間を延長すること。</p> <p>(11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定による禁止又は制限を解除すること。</p> <p>(11)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2（同条第4項において準用する同法第7条第5項を除く。）の規定により、実施計画を定め、及びその変更をすること。</p> <p>(12) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を指定すること。</p> <p>(13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定により、特別保護地区を指定すること。</p> <p>(14) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条第3項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。</p>	<p>により、国立公園事業を執行すること。</p> <p>(9)の3 <u>自然公園法第16条第1項の規定により、<u>国定公園事業を執行すること。</u></u></p> <p>(9)の4 <u>自然公園法第16条第4項において準用する同法第11条の規定により、<u>必要な措置を執るべき旨を命ずること。</u></u></p> <p>(10) <u>自然公園法第16条第4項において準用する同法第14条第3項の規定により、<u>国定公園事業の執行の認可を取り消すこと。</u></u></p> <p>(11) <u>自然公園法第16条第4項において準用する同法第15条第1項の規定により、<u>原状回復を命じ、又は必要な措置を執るべき旨を命ずること。</u></u></p> <p>(12) <u>自然公園法第16条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により、<u>原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。</u></u></p> <p>(13) <u>自然公園法第29条第1項の規定により、<u>監督上必要な命令をすること。</u></u></p> <p>(14) <u>自然公園法第29条第2項又は第3項の規定により、<u>指定認定機関の指定を取り消すこと。</u></u></p> <p>(15) <u>自然公園法第30条第1項の規定により、<u>報告を求め、又は職員に、事務所に立ち入り、必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問さ</u></u></p>	
--	--	---	--

せること。

(16) 自然公園法第33条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命じ、及び同条第4項の規定により、期間の延長を決定すること。

(17) 自然公園法第33条第6項の規定により、同条第5項に定める期間を短縮すること。

(18) 自然公園法第34条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(19) 自然公園法第34条第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。

(20) 自然公園法第43条の規定により、風景地保護協定の締結等を行うこと。

(21) 自然公園法第52条の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(22) 自然公園法第53条第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。

(23) 自然公園法第62条第1項の規定により、職員をして他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させること。

- (24) 新潟県立自然公園条例第6条第2項の規定により、公園事業を決定し、及び同条例第7条第2項の規定により、公園事業の廃止又は変更の決定をすること。
- (25) 新潟県立自然公園条例第14条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- (26) 新潟県立自然公園条例第14条第6項の規定により、同条例第5項に定める期間を短縮すること。
- (27) 新潟県立自然公園条例第15条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ずること。
- (28) 新潟県立自然公園条例第15条第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。
- (29) 新潟県立自然公園条例第18条の2の規定により、風景地保護協定の締結等を行うこと。
- (30) 新潟県立自然公園条例第18条の11の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。
- (31) 新潟県立自然公園条例第18条の12第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。
- (32) 新潟県立自然公

園条例第17条第1項の規定により、集団施設地区を指定すること。

(33) 新潟県立自然公園条例第19条第1項の規定により、職員をして他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させること。

(34) 新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）第12条の規定により、公園事業に係る施設等の改善を命ずること。

(35) 新潟県立自然公園条例施行規則第13条第2項の規定により、公園事業の執行の承認を取り消すこと。

(36) 新潟県立自然公園条例施行規則第14条の規定により、原状回復を命じ、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(37) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第28条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命じ、及び同条第3項の規定により、期間の延長を決定すること。

(38) 自然環境保全法第31条第1項の規定により、職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹

等を伐採させ、若しくは除去させること。

(39) 新潟県自然環境保全条例第5条の規定により、自然環境保全協定を締結すること。

(40) 新潟県自然環境保全条例第14条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、自然環境保全地域の指定等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(41) 新潟県自然環境保全条例第14条第6項(同条例第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会を開催すること。

(42) 新潟県自然環境保全条例第15条第4項において準用する同条例第14条第3項の規定により、自然環境保全地域に関する保全計画の廃止等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(43) 新潟県自然環境保全条例第19条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずること。

(44) 新潟県自然環境保全条例第20条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(45) 新潟県自然環境保全条例第21条第3

項において準用する同条例第14条第3項の規定により、緑地環境保全地域の指定等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(46) 新潟県自然環境保全条例第22条第3項において準用する同条例第14条第3項の規定により、緑地環境保全地域に関する保全計画の廃止等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(47) 新潟県自然環境保全条例第24条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(48) 新潟県自然環境保全条例第25条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(49) 新潟県自然環境保全条例第27条の規定により、助言又は勧告をすること。

(50) 新潟県自然環境保全条例第38条第1項の規定により、標識を設置すること。

(51) 新潟県自然環境保全条例第40条の規定により、職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させるこ

(1) 新潟県自然環境保全条例(昭和48年新潟県条例第34号)第27条の規定により、助言又は勧告をすること。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

- と。
- (51)の2 (略)
- (52) (略)
- (53) (略)
- (54) (略)
- (55)から(59)まで 削除
- (60) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第5項(同法第7条の2第3項、第12条第6項、第14条第4項及び第14条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により、利害関係人の意見を聴くこと。
- (61) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (62) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、指定猟法を定め、指定猟法禁止区域を指定すること。
- (62)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第10項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (62)の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第2項の規定により、認定鳥獣捕獲等事業を同法第18条の5第1項

各号に掲げる基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずること。

(63) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第22条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(64) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第9項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(64)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第6項(同法第29条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会の開催その他の必要な措置を講ずること。

(65) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第30条第1項の規定により、同法第29条第7項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をしている者に対し、行為の実施方法について指示をすること。

(66) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第30条第2項の規定により、行為の中止又は原状回復若しくは必要な措置をとるべきことを命ずること。

- (67) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条第1項の規定により、休猟区を指定すること。
- (68) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域を指定すること。
- (69) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第6項の規定による特定猟具使用制限区域における承認対象捕獲等をしようとする者の数を定めること。
- (70) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第11項の規定により、承認対象捕獲等をする場所を変更することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (70)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第10項の規定により、麻醉銃猟をする場所を変更することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (71) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条の規定により、狩猟免許試験の一部を免除すること。
- (72) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第50条第1項の規定に

より、狩猟免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すこと。

(73) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第50条第3項の規定により、狩猟免許試験を受けることができないものとする。

(74) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により、狩猟免許を取り消すこと。

(75) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第2項の規定により、狩猟免許を取り消し、又は狩猟免許の効力を停止すること。

(76) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第59条の規定により、狩猟を行うことができる者の数を制限すること。

(77) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第63条の規定により、狩猟者登録を抹消すること。

(78) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第64条の規定により、狩猟者登録を取り消し、又は効力を停止すること。

(79) 削除

(80) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第73条第2項において準用する同条第1項

--	--

<p>の規定により、猟区の維持管理に関する事務を指定する者に委託すること。</p> <p>(81) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第76条の規定による協議及び司法警察員として職務を行う職員の指名をすること。</p> <p>(82) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第78条第1項の規定による鳥獣保護管理員を任免すること。</p>	
---	--

環境対策課	
局長専決事項	課長専決事項
(1)～(11) (略)	(1)～(25) (略)
(12) <u>自然公園法(昭和32年法律第161号)第64条第5項において準用する同条第3項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。</u>	(26) <u>温泉法(昭和23年法律第125号)第8条第3項(同法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。</u>
(13) <u>新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)第6条第1項の規定により、公園計画を決定すること。</u>	(27) <u>温泉法第9条(同法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、許可を取り消し、又は公益上必要な措置を命ずること。</u>
(14) <u>新潟県立自然公園条例第8条第1項の規定により、公園事業を執行すること。</u>	(28) <u>温泉法第9条の2の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずること。</u>
(15) <u>新潟県立自然公園条例第20条第4項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。</u>	(29) <u>温泉法第10条(同法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、原状回復を命ずること。</u>
(16) <u>新潟県自然環境保全条例第15条第1項の規定により、自然環境保全地域に関</u>	

環境対策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(11) (略)	(1)～(25) (略)

- する保全計画を決定すること。
- (17) 新潟県自然環境保全条例第22条第1項の規定により、緑地環境保全地域に関する保全計画を決定すること。
- (18) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条の規定により、鳥獣保護管理事業計画を定め、及びその変更をすること。
- (19) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条(同条第5項を除く。)の規定により、第1種特定鳥獣保護計画を定め、及びその変更をすること。
- (20) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2(同条第3項において準用する同法第7条第5項を除く。)の規定により、第2種特定鳥獣管理計画を定め、及びその変更をすること。
- (21) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限をすること。
- (22) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第3項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等につき承認を受けるべき旨の制
- と。
- (30) 温泉法第11条第2項において準用する同法第9条の2の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は増掘を停止すべきことを命ずること。
- (31) 温泉法第12条の規定により、温泉採取の制限を命ずること。
- (32) 温泉法第14条第1項の規定により、温泉の湧出量、温度又は成分への影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (33) 温泉法第14条の5第3項の規定により、可燃性天然ガスの濃度についての確認を取り消すこと。
- (34) 温泉法第14条の8第3項の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (35) 温泉法第14条の9の規定により、温泉の採取の許可を取り消し、又は災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (36) 温泉法第14条の10の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずること。
- (37) 温泉法第22条の規定により、登録分析機関の登録を抹消すること。
- (38) 温泉法第25条の規定により、登録分析機関の登録を取り

<p>限をすること。</p> <p>(23) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第1項の規定により、同法第34条第1項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、第2種特定鳥獣に關し、捕獲等を行うことができる区域を指定すること。</u></p> <p>(24) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された期間を延長すること。</u></p> <p>(25) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定による禁止又は制限を解除すること。</u></p> <p>(26) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2（同条第4項において準用する同法第7条第5項を除く。）の規定により、実施計画を定め、及びその変更をすること。</u></p> <p>(27) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を指定すること。</u></p> <p>(28) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定により、特別保護地区を指定すること。</u></p>	<p>消すこと。</p> <p>(39) <u>自然公園法第9条第2項の規定により、国定公園事業を決定すること。</u></p> <p>(40) <u>自然公園法第10条第2項の規定により、国立公園事業を執行すること。</u></p> <p>(41) <u>自然公園法第16条第1項の規定により、国定公園事業を執行すること。</u></p> <p>(42) <u>自然公園法第16条第4項において準用する同法第11条の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。</u></p> <p>(43) <u>自然公園法第16条第4項において準用する同法第14条第3項の規定により、国定公園事業の執行の認可を取り消すこと。</u></p> <p>(44) <u>自然公園法第16条第4項において準用する同法第15条第1項の規定により、原状回復を命じ、又は必要な措置を執るべき旨を命ずること。</u></p> <p>(45) <u>自然公園法第16条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。</u></p> <p>(46) <u>自然公園法第29条第1項の規定により、監督上必要な命令をすること。</u></p> <p>(47) <u>自然公園法第29条第2項又は第3項の規定により、指定認定機関の指定を取り消すこと。</u></p>		
---	---	--	--

(29) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条第3項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。

(48) 自然公園法第30条第1項の規定により、報告を求め、又は職員に、事務所に立ち入り、必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

(49) 自然公園法第33条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命じ、及び同条第4項の規定により、期間の延長を決定すること。

(50) 自然公園法第33条第6項の規定により、同条第5項に定める期間を短縮すること。

(51) 自然公園法第34条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(52) 自然公園法第34条第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。

(53) 自然公園法第43条の規定により、風景地保護協定の締結等を行うこと。

(54) 自然公園法第52条の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(55) 自然公園法第53条第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。

(56) 自然公園法第62条第1項の規定により、職員をして他人

の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させること。

(57) 新潟県立自然公園条例第6条第2項の規定により、公園事業を決定し、及び同条例第7条第2項の規定により、公園事業の廃止又は変更の決定をすること。

(58) 新潟県立自然公園条例第14条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(59) 新潟県立自然公園条例第14条第6項の規定により、同条第5項に定める期間を短縮すること。

(60) 新潟県立自然公園条例第15条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(61) 新潟県立自然公園条例第15条第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。

(62) 新潟県立自然公園条例第18条の2の規定により、風景地保護協定の締結等を行うこと。

(63) 新潟県立自然公園条例第18条の11の規定により、必要な措置を執るべき旨を

命ずること。

(64) 新潟県立自然公園条例第18条の12第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。

(65) 新潟県立自然公園条例第17条第1項の規定により、集団施設地区を指定すること。

(66) 新潟県立自然公園条例第19条第1項の規定により、職員をして他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させること。

(67) 新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）第12条の規定により、公園事業に係る施設等の改善を命ずること。

(68) 新潟県立自然公園条例施行規則第13条第2項の規定により、公園事業の執行の承認を取り消すこと。

(69) 新潟県立自然公園条例施行規則第14条の規定により、原状回復を命じ、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(70) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第28条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命じ、及び同条第3項の規定により、期間の延長を決定すること。

(71) 自然環境保全法第31条第1項の規定により、職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させること。

(72) 新潟県自然環境保全条例第5条の規定により、自然環境保全協定を締結すること。

(73) 新潟県自然環境保全条例第14条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、自然環境保全地域の指定等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(74) 新潟県自然環境保全条例第14条第6項(同条例第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会を開催すること。

(75) 新潟県自然環境保全条例第15条第4項において準用する同条例第14条第3項の規定により、自然環境保全地域に関する保全計画の廃止等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(76) 新潟県自然環境保全条例第19条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずること。

(77) 新潟県自然環境保全条例第20条第1項の規定により、行

為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(78) 新潟県自然環境保全条例第21条第3項において準用する同条例第14条第3項の規定により、緑地環境保全地域の指定等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(79) 新潟県自然環境保全条例第22条第3項において準用する同条例第14条第3項の規定により、緑地環境保全地域に関する保全計画の廃止等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(80) 新潟県自然環境保全条例第24条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(81) 新潟県自然環境保全条例第25条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(82) 新潟県自然環境保全条例第38条第1項の規定により、標識を設置すること。

(83) 新潟県自然環境保全条例第40条の規定により、職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若

しくは除去させること。

(84) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第5項(同法第7条の2第3項、第12条第6項、第14条第4項及び第14条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により、利害関係人の意見を聴くこと。

(85) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(86) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、指定猟法を定め、指定猟法禁止区域を指定すること。

(87) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第10項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(88) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第2項の規定により、認定鳥獣捕獲等事業を同法第18条の5第1項各号に掲げる基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずること。

(89) 鳥獣の保護及び

管理並びに狩猟の適正化に関する法律第22条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(90) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第9項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(91) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第6項（同法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会の開催その他の必要な措置を講ずること。

(92) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第30条第1項の規定により、同法第29条第7項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をしている者に対し、行為の実施方法について指示をすること。

(93) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第30条第2項の規定により、行為の中止又は原状回復若しくは必要な措置をとるべきことを命ずること。

(94) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条第1項の規定により、休猟区を指定

すること。

(95) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域を指定すること。

(96) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第6項の規定による特定猟具使用制限区域における承認対象捕獲等をしようとする者の数を定めること。

(97) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第11項の規定により、承認対象捕獲等をする場所を変更することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(98) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第10項の規定により、麻醉銃猟をする場所を変更することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(99) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条の規定により、狩猟免許試験の一部を免除すること。

(100) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第50条第1項の規定により、狩猟免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すこと。

(101) 鳥獣の保護及

び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第50条第3項の規定により、狩猟免許試験を受けることができないものとすること。

(102) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により、狩猟免許を取り消すこと。

(103) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第2項の規定により、狩猟免許を取り消し、又は狩猟免許の効力を停止すること。

(104) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第59条の規定により、狩猟を行うことができる者の数を制限すること。

(105) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第63条の規定により、狩猟者登録を抹消すること。

(106) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第64条の規定により、狩猟者登録を取り消し、又は効力を停止すること。

(107) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第73条第2項において準用する同条第1項の規定により、猟区の維持管理に関する事務を指定する者に委託すること。

(108) 鳥獣の保護及

	<p><u>び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第76条の規定による協議及び司法警察員として職務を行う職員の指名をすること。</u></p> <p>(109) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第78条第1項の規定による鳥獣保護管理員を任免すること。</u></p>		
<p><b>資源循環推進課</b></p>		<p><b>廃棄物対策課</b></p>	
<p>局長専決事項 (略)</p>	<p>課長専決事項 (略)</p>	<p>部長専決事項 (略)</p>	<p>課長専決事項 (略)</p>
<p>(略) 福祉保健部 (略)</p>		<p>(略) 福祉保健部 (略)</p>	
<p>国保・福祉指導課</p>		<p>国保・福祉指導課</p>	
<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>
<p>(略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>介護保険法第114条の5第1項の規定により、介護医療院の開設者に対し、勧告すること。</u></p> <p>(11) <u>介護保険法第114条の5第3項の規定により、介護医療院の開設者に対し、措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(12)～(27) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>介護保険法第83条の2第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者に対し、勧告すること。</u></p> <p>(7) <u>介護保険法第83条の2第3項の規定により、指定居宅介護支援事業者に対し、措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12)～(27) (略)</p>

(略)  
産業労働部

(略)

雇用能力開発課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

観光文化スポーツ部

観光企画課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

国際観光推進課

部長専決事項	課長専決事項
	(略)

文化課

部長専決事項	課長専決事項
(1) 文化行政に関する基本的な計画を決定し、及び実施すること。	定例に属する文化行政に関する事業を企画し、及び実施すること。
(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第110条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うこと。	
(3) 文化財保護法第112条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物の仮指定を解除すること。	
(4) 新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により、県指定有形文化財を指定すること。	
(5) 新潟県文化財保護条例第6条第1項の規定により、県指定有形文化財の指定を解除すること。	
(6) 新潟県文化財保護条例第15条第1項の規定により、文化財保存地区を定めること。	
(7) 新潟県文化財保護条例第20条第1項の	

(略)  
産業労働部

(略)

職業能力開発課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

観光局

観光企画課

局長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

国際観光推進課

局長専決事項	課長専決事項
	(略)

- 規定により、県指定無形文化財を指定すること。
- (8) 新潟県文化財保護条例第20条第2項の規定により、県指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定すること。
- (9) 新潟県文化財保護条例第21条第1項の規定により、県指定無形文化財の指定を解除すること。
- (10) 新潟県文化財保護条例第21条第2項の規定により、県指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定を解除すること。
- (11) 新潟県文化財保護条例第26条第1項の規定により、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財を指定すること。
- (12) 新潟県文化財保護条例第27条第1項の規定により、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定を解除すること。
- (13) 新潟県文化財保護条例第31条第1項の規定により、県指定史跡名勝天然記念物を指定すること。
- (14) 新潟県文化財保護条例第32条第1項の規定により、県指定史跡名勝天然記念物の指定を解除すること。
- (15) 新潟県文化財保護条例第37条の2第1項の規定により、県選定保存技術を選定すること。
- (16) 新潟県文化財保

護条例第37条の2第2項の規定により、県選定保存技術の保持者又は保存団体を認定すること。

(17) 新潟県文化財保護条例第37条の3第1項の規定により、県選定保存技術の選定を解除すること。

(18) 新潟県文化財保護条例第37条の3第2項の規定により、県選定保存技術の保持者又は保存団体の認定を解除すること。

農林水産部

(略)

農産園芸課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(5) (略) (6) <u>新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号）第3条第1項の規定により、種子計画を策定すること。</u>

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること（ <u>三条地域振興局農業振興部長の専決事項を除く。</u> 次号から第4号まで、第6号、第7号、第11号及び第12号において同じ。）。  (2)～(12) (略)

(略)

土木部

(略)

用地・土地利用課	
部長専決事項	課長専決事項

農林水産部

(略)

農産園芸課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(5) (略)

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること（ <u>三条及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長の専決事項を除く。</u> 次号から第4号まで、第6号、第7号、第11号及び第12号において同じ。）。  (2)～(12) (略)

(略)

土木部

(略)

用地・土地利用課	
部長専決事項	課長専決事項

<p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例(令和4年新潟県条例第17号)第24条第1項の規定により、土砂等搬入禁止区域を指定すること。</u></p> <p>(16) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第24条第4項の規定により、土砂等搬入禁止区域の指定に係る区域について市町村長の意見を聴くこと。</u></p> <p>(17) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第26条第1項の規定により、土砂等搬入禁止区域の指定を解除すること。</u></p>	<p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第21条の規定により、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は盛土等の停止を命ずること。</u></p> <p>(25) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第22条第1項の規定により、許可を取り消し、又は盛土等の停止を命ずること。</u></p>
--	---

道路管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(2)の3 (略)</p> <p>(3) <u>道路法第47条の18第1項の規定により、道路一体建物に関する協定を締結すること。</u></p> <p>(4) <u>道路法第47条の21の規定により、道路保全立体区域の指定、変更及び解除をすること。</u></p> <p>(4)の2 <u>道路法第48条の37の規定により、利便施設協定の締結をすること。</u></p> <p>(5)～(14) (略)</p>

道路管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(2)の3 (略)</p> <p>(3) <u>道路法第47条の8第1項の規定により、道路一体建物に関する協定を締結すること。</u></p> <p>(4) <u>道路法第47条の11の規定により、道路保全立体区域の指定、変更及び解除をすること。</u></p> <p>(4)の2 <u>道路法第48条の20の規定により、利便施設協定の締結をすること。</u></p> <p>(5)～(14) (略)</p>

都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) <u>新潟県風致地区条例(昭和45年新潟県条例第25号)第5条第1項第5号ウ(イ)の規定による森</u></p>	<p>(1)～(25) (略)</p> <p>(26) <u>新潟県屋外広告物条例第30条第3項の規定により、講習科目を免除すること。</u></p>

都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) <u>新潟県風致地区条例(昭和45年新潟県条例第25号)第5条第1項第5号イ(イ)の規定による森</u></p>	<p>(1)～(25) (略)</p>

林の指定をするこ と。 (28)～(33) (略)	(27) (略)
---------------------------------	----------

林の指定をするこ と。 (28)～(33) (略)	(26) (略) (27) <u>新潟県屋外広告 物条例施行規則（平 成 8 年新潟県規則第 2 号）第 20 条第 1 項 の規定により、講習 科目を免除するこ と。</u>
---------------------------------	---

(略)  
(略)

(略)  
(略)

別表第 5 (第14条の 2 関係)

別表第 5 (第14条の 2 関係)

(略)

(略)

三条地域振興局農業振興部長専決事項

三条及び南魚沼地域振興局の農業振興部  
長及び農林振興部長専決事項

(略)  
(略)

(略)  
(略)

地域振興局の地域整備部長（新潟地域振  
興局新津地域整備部長を含む。）専決事項

地域振興局の地域整備部長（新潟地域振  
興局新津地域整備部長を含む。）専決事項

- (1)～(4) (略)
- (5) 建設業法第29条第 1 項 (同項第 5 号に限る。)の規定により、許可を取り消すこと。

- (1)～(4) (略)
- (5) 建設業法第29条第 1 項 (同項第 4 号に限る。)の規定により、許可を取り消すこと。

- (6)・(7) (略)
- 新潟地域振興局津川地区振興事務所長専  
決事項

- (6)・(7) (略)
- 新潟地域振興局津川地区振興事務所長専  
決事項

- (1)～(4) (略)
- (5) 建設業法第29条第 1 項 (同項第 5 号に限る。)の規定により、許可を取り消すこと。

- (1)～(4) (略)
- (5) 建設業法第29条第 1 項 (同項第 4 号に限る。)の規定により、許可を取り消すこと。

- (6)・(7) (略)
- (略)

- (6)・(7) (略)
- (略)

別表第 6 (第15条関係)

別表第 6 (第15条関係)

- (1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専  
決事項

- (1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専  
決事項

専決権限を 有する者	専 決 事 項
部長	(1)・(2) (略) (3) 職員(副部長(センター長(県 民サービスセンター長を除く。 以下同じ。)、農林事務所長及び 維持管理事務所長を含む。以下 この項において同じ。))以上の者 (局長及び所属する部の部長が 勤務する庁舎と異なる庁舎(以 下「分庁舎」という。))の副部長 (以下「分庁舎副部長」という。)) を除く。以下この項において同 じ。)に限る。)の旅行の命令をす ること(5日以上に係るものを 除く。))。

専決権限を 有する者	専 決 事 項
部長	(1)・(2) (略) (3) 職員(副部長(センター長(地 区センター長及び県民サービス センター長を除く。以下同じ。)) 、農林事務所長及び維持管理事 務所長を含む。以下この項にお いて同じ。))以上の者(局長及び所 属する部の部長が勤務する庁舎 と異なる庁舎(以下「分庁舎」 という。))の副部長(以下「分庁 舎副部長」という。))を除く。以 下この項において同じ。)に限 る。)の旅行の命令をすること(5 日以上に係るものを除く。))。

<p>所長(児童・障害者相談センター所長並びに農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。)</p>	<p>(4)～(22) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>所長(農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。)</p>	<p>(4)～(22) (略)</p> <p>(略)</p>
<p>児童・障害者相談センター所長</p>	<p>(1) 職員(係長に相当する者以上の者を除く。)の勤務配置及び事務分担の決定をすること。</p> <p>(2) 課長代理及び主査の事務分担の決定をすること。</p> <p>(3) 職員(次長以上の者(局長を除く。))に限る。第5号及び第8号から第10号までにおいて同じ。)の旅行の命令をすること(5日以上に係るものを除く。)</p> <p>(4) 職員(局長及び所長を除く。第6号及び第11号において同じ。)の5日以上旅行の命令をすること。</p> <p>(5) 職員の旅行の復命を受けること(5日以上に係るものを除く。)</p> <p>(6) 職員の5日以上旅行の復命を受けること。</p> <p>(7) 職員(次長以上の者に限る。)の時間外勤務等の命令をすること。</p> <p>(8) 職員の特殊勤務の命令をすること。</p> <p>(9) 職員の当直勤務の命令をすること。</p> <p>(10) 職員の休暇等の承認等をすること(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。))を除く。)</p> <p>(11) 職員の5日以上休暇等(夏季休暇を除く。)の承認等をすること。</p> <p>(12) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による所長の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p> <p>(13) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による所長の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(14) 会計年度任用職員の任免を</p>		

	<p>すること。</p> <p>(15) センターの所属に係る行政財産の使用許可(電柱、電話柱、公衆電話及び自動販売機を設置するためのものに限る。)をすること。</p> <p>(16) 建設事業に伴う用地の買収、損失の補償等に係る契約の締結のために必要な財産管理人、清算人等の選任を裁判所に請求すること。</p> <p>(17) 不動産その他の登記及び登録の嘱託をすること。</p> <p>(18) 設備機械器具の使用の許可並びに試験、鑑定及び加工の受託をすること。</p> <p>(19) 軽易な証明書の発行をすること。</p> <p>(20) 予算の執行を伴わない契約の締結をすること。</p> <p>(21) センターの分掌事務の執行に関し許可、認可等を要するものについて、当該許可、認可等の申請等をすること。</p> <p>(22) 前各号のほか、定例に属する軽易な事項を処理すること。</p> <p>(23) その他局長の指定する事項</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>副部長(企画振興部副部長及び県税部副部長、村上、魚沼、十日町、柏崎及び糸魚川の各地域振興局健康福祉部副部長並びに分庁舎副部長を除く。)及びセンター長</p>	<p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 軽易な通知、督促、届出、照会、回答、依頼、報告等の事務連絡をすること(課長の専決事項を除く。)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>副部長(県税部副部長及び分庁舎副部長を除く。)及びセンター長</p> <p>(10) (略)</p> <p>(長岡地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター長及び上越地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター長を除く。)</p>	
<p>企画振興部並びに村上、魚沼、</p>	<p>(1) 職員(副部長以上の者を除く。次号及び第4号から第9号までにおいて同じ。)の旅行の命令</p>		

十日町、柏崎及び糸魚川の各地域振興局健康福祉部  
副部長

- (5日以上に係るものを除く。)をすること。
- (2) 職員の旅行の復命を受けること(5日以上に係るものを除く。)
- (3) 職員(副部長を除く。)の時間外勤務等の命令をすること。
- (4) 職員の特殊勤務の命令をすること。
- (5) 職員の当直勤務の命令をすること。
- (6) 職員の休暇等の承認等を行うこと(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。)を除く。)
- (7) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (8) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。
- (9) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。
- (10) 職員の身分証明書の発行をすること。
- (11) 職員の被服の貸与をすること。
- (12) 公用自動車の使用の承認をすること。
- (13) 登退庁簿の確認をすること。
- (14) 新潟県行政文書管理規程(令和2年3月新潟県訓令第5号)第42条第2項の規定により、ファイル基準表を作成すること。
- (15) 新潟県行政文書管理規程第43条第1項の規定により、完結文書の保存期間を決定すること。
- (16) 新潟県行政文書管理規程第44条の規定により、個別フォルダー等の保存期間満了時の措置を定めること。
- (17) 健康保険法、厚生年金保険法(昭和29年法律第105号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による被保険者資格の取得及び喪失の届出並びに雇

	<p>用保険法の規定による離職証明書の発行をすること。</p> <p>(18) 軽易な通知、督促、届出、照会、回答、依頼、報告等の事務連絡をすること（課長の専決事項を除く。）。</p> <p>(19) その他部長の指定する事項</p>		
<p>県税部 副部長 (村上収税担当、新潟収税担当、新津収税担当、<u>三条収税担当</u>、<u>佐渡収税担当</u>、<u>柏崎収税担当</u>、<u>十日町収税担当</u>及び糸魚川収税担当を除く。)</p>	<p>(1) 職員（副部長以上の者並びに村上収税課、収税第1課、収税第2課、収税第3課、新津収税課、<u>三条収税課</u>、<u>佐渡収税課</u>、<u>柏崎収税課</u>、<u>十日町収税課</u>及び糸魚川収税課に所属する職員を除く。次号及び第4号から第9号までにおいて同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員（副部長並びに村上収税課、収税第1課、収税第2課、収税第3課、新津収税課、<u>三条収税課</u>、<u>佐渡収税課</u>、<u>柏崎収税課</u>、<u>十日町収税課</u>及び糸魚川収税課に所属する職員を除く。）の時間外勤務等の命令をすること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>県税部 副部長 (村上収税担当、新潟収税担当、新津収税担当、<u>柏崎収税担当</u>、<u>十日町収税担当</u>及び糸魚川収税課に所属する職員を除く。次号及び第4号から第9号までにおいて同じ。)の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員（副部長並びに村上収税課、収税第1課、収税第2課、収税第3課、新津収税課、<u>柏崎収税課</u>、<u>十日町収税課</u>及び糸魚川収税課に所属する職員を除く。）の時間外勤務等の命令をすること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	
<p>県税部 副部長 (村上収税担当、新潟収税担当、新津収税担当、<u>三条収税担当</u>、<u>佐渡収税担当</u>、<u>柏崎収税担当</u>、<u>十日町収税担当</u>及び糸魚川収税担当に限る。)</p>	<p>(1) 職員（副部長を除き、村上収税課、収税第1課、収税第2課、収税第3課、新津収税課、<u>三条収税課</u>、<u>佐渡収税課</u>、<u>柏崎収税課</u>、<u>十日町収税課</u>及び糸魚川収税課に所属する職員に限る。次号から第9号までにおいて同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>県税部 副部長 (村上収税担当、新潟収税担当、新津収税担当、<u>柏崎収税担当</u>、<u>十日町収税担当</u>及び糸魚川収税課に所属する職員に限る。次号から第9号までにおいて同じ。)の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>次長（<u>児童・障害者相談センター</u>）</p>	<p>(略)</p>	<p>次長（農林事務所次長及び維持管</p>	<p>(略)</p>

<p>次長を除き、農林事務所次長及び維持管理事務所次長を含む。)</p>		<p>理事務所次長を含む。)</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>児童・障害者相談センターの庶務課の事務を担当する次長</p>	<p>(1) 職員（<u>庶務課に所属する職員</u>に限る。次号から第6号までにおいて同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。                  (2)～(6) (略)                  (7) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員（<u>庶務課の事務を担当する次長及び庶務課に所属する職員</u>に限る。次号及び第9号において同じ。）の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。                  (8)・(9) (略)                  (10) その他<u>所長</u>の指定する事項</p>	<p>長岡地域振興局健康福祉環境部                  児童・障害者相談センター                  長                  上越地域振興局健康福祉環境部                  児童・障害者相談センター                  長</p>	<p>(1) 職員（<u>センターに所属する職員</u>（<u>センター長を除く。</u>）に限る。次号から第9号までにおいて同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。                  (2)～(6) (略)                  (7) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。                  (8)・(9) (略)                  (10) その他<u>部長</u>の指定する事項</p>
<p>児童・障害者相談センターの庶務課の事務を担当する次長以外の次長</p>	<p>(1) 職員（庶務課に所属する職員及び次長以上の者を除く。次号及び第4号から第6号までにおいて同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。                  (2) 職員の旅行の復命を受けること（5日以上に係るものを除く。）。                  (3) 職員（庶務課に所属する職員及び次長を除く。）の時間外勤務等の命令をすること。                  (4) 職員の特殊勤務の命令をすること。                  (5) 職員の当直勤務の命令をすること。                  (6) 職員の休暇等の承認等をすること（5日以上に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）。                  (7) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員（<u>所長、庶務課の事務を担当する次長及び庶務課に所属する職員</u>を除く。次号及び第9号において同じ。）の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。                  (8) 一般職員勤務時間条例第9条</p>		

	<p>の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。</p> <p>(9) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(10) その他所長の指定する事項</p>		
<p>課長（新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所業務課長を除く。）</p>	<p>(1) 職員の身分証明書の発行をすること（庶務を担当する課長（<u>村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局地域整備部にあつては、業務課長</u>）に限る。次号及び第4号から第7号までにおいて同じ。）。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 公用自動車の使用の承認をすること（庶務を担当する課長（<u>村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局地域整備部にあつては、総務課長</u>）に限る。）。</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 新潟県行政文書管理規程第42条第2項の規定により、ファイル基準表を作成すること。</p> <p>(6)・(6)の2 （略）</p> <p>(7) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者資格の取得及び喪失の届出並びに雇用保険法の規定による離職証明書の発行をすること。</p> <p>(8)・(9) （略）</p>	<p>課長（新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所業務課長を除く。）</p>	<p>(1) 職員の身分証明書の発行をすること（庶務を担当する課長に限る。次号から第7号までにおいて同じ。）。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 公用自動車の使用の承認をすること。</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 新潟県行政文書管理規程（<u>令和2年3月新潟県訓令第5号</u>）第42条第2項の規定により、ファイル基準表を作成すること。</p> <p>(6)・(6)の2 （略）</p> <p>(7) 健康保険法、厚生年金保険法（<u>昭和29年法律第105号</u>）及び雇用保険法（<u>昭和49年法律第116号</u>）の規定による被保険者資格の取得及び喪失の届出並びに雇用保険法の規定による離職証明書の発行をすること。</p> <p>(8)・(9) （略）</p>
<p>新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所長</p>	<p>(略)</p>	<p>新発田地域振興局地域整備部 <u>奥胎内分所長</u> 新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所長 <u>新潟地域振興局健康福祉部</u> <u>津川地区センター</u></p>	<p>(略)</p>

		長	
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項		(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
地域機関の次長（自治研修所次長及び中央福祉相談センター次長を除き、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、テクノスクール副校長、近代美術館副館長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長を含む。）	(略)	地域機関の次長（自治研修所次長及び中央福祉相談センター次長を除き、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長を含む。）	(略)
(略)		(略)	
		歴史博物館副館長	(1) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の勤務配置及び事務分担の決定をすること。 (2) 職員（館長及び副館長を除く。次号において同じ。）の旅行の命令をすること（5日以上に係るものを除く。）。 (3) 職員の旅行の復命を受けること（5日以上に係るものを除く。）。 (4) 職員の時間外勤務等の命令をすること。 (5) 職員（館長を除く。次号から第9号までにおいて同じ。）の特殊勤務の命令をすること。 (6) 職員の当直勤務の命令をすること。 (7) 職員の休暇等の承認等（副館長の5日以上 of 休暇に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）をすること。

	<p>(8) 一般職員勤務時間条例第 6 条の規定による職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p> <p>(8)の 2 一般職員勤務時間条例第 9 条の 3 第 1 項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。</p> <p>(9) 一般職員勤務時間条例第 11 条第 1 項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(10) 会計年度任用職員の任免をすること。</p> <p>(11) 庁舎内における出店の許可をすること。</p> <p>(12) 不動産その他の登記及び登録の嘱託をすること。</p> <p>(13) 設備機械器具の使用の許可並びに試験、鑑定及び加工の受託をすること。</p> <p>(14) 軽易な証明書の発行をすること。</p> <p>(15) 予算の執行を伴わない契約の締結をすること。</p> <p>(16) 事務の執行に関し許可、認可等を要するものについて、当該許可、認可等の申請等を行うこと。</p> <p>(17) その他館長の指定する事項</p>
(略)	(略)
<p>大阪事務所 副所長</p>	<p>(略)</p>
<p>近代美術館 万代島美術館長</p>	<p>(1) 職員の事務分担の決定をすること。</p> <p>(2) 職員の旅行（近代美術館万代島美術館長の 5 日以上の旅に係るものを除く。）の命令をすること。</p> <p>(3) 職員の旅行の復命を受けること。</p> <p>(4) 職員の時間外勤務等の命令をすること。</p> <p>(5) 職員の休暇等の承認等（近代美術館万代島美術館長の 5 日以上に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）をすること。</p> <p>(6) 一般職員勤務時間条例第 6 条の規定による職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変</p>

	<p>更を行うこと。</p> <p>(7) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。</p> <p>(8) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(9) 会計年度任用職員の任免をすること。</p> <p>(10) 庁舎内における出店の許可をすること。</p> <p>(11) 軽易な証明書の発行をすること。</p> <p>(12) 予算の執行を伴わない契約の締結をすること。</p> <p>(13) 事務の執行に関し許可、認可等を要するものについて、当該許可、認可等の申請等をすること。</p> <p>(14) その他近代美術館長の指定する事項</p>		
<p>歴史博物館 副館長</p>	<p>(1) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の勤務配置及び事務分担の決定をすること。</p> <p>(2) 職員（館長及び副館長を除く。次号において同じ。）の旅行の命令をすること（5日以上に係るものを除く。）。</p> <p>(3) 職員の旅行の復命を受けること（5日以上に係るものを除く。）。</p> <p>(4) 職員の時間外勤務等の命令をすること。</p> <p>(5) 職員（館長を除く。次号から第9号までにおいて同じ。）の特殊勤務の命令をすること。</p> <p>(6) 職員の当直勤務の命令をすること。</p> <p>(7) 職員の休暇等の承認等（副館長の5日以上の子暇に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）をすること。</p> <p>(8) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p> <p>(9) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行</p>		

	うこと。 (10) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。 (11) 会計年度任用職員の任免をすること。 (12) 庁舎内における出店の許可をすること。 (13) 不動産その他の登記及び登録の嘱託をすること。 (14) 設備機械器具の使用の許可並びに試験、鑑定及び加工の受託をすること。 (15) 軽易な証明書の発行をすること。 (16) 予算の執行を伴わない契約の締結をすること。 (17) 事務の執行に関し許可、認可等を要するものについて、当該許可、認可等の申請等をすること。 (18) その他館長の指定する事項
--	--

(略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
長岡及び上越の各地域振興局の企画振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第7項に規定する事項
新発田地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第6項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項（県税部の副部長、課税課長、収税課長及び村上収税課長の専決事項を除く。）
新潟地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第10項第3号に規定する事項（同条第6項第1号及び第2号に係るものに限る。）及び新潟県県税条例第6条に規定する事項（新潟地域振興局県税部の副部長、直税第1課長、直税第2課長、間税課長、収税第1課長、収税第2課長、収税第3課長、 <u>新津収税課長</u> 、 <u>三条収税課長</u> 及び <u>佐渡収税課長</u> の専決事項を除く。）

--	--

(略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
長岡、上越及び佐渡の各地域振興局の企画振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第5項に規定する事項
新発田地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第3項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項（県税部の副部長、課税課長、収税課長及び村上収税課長の専決事項を除く。）
新潟地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第8項第3号に規定する事項（同条第3項第1号及び第2号に係るものに限る。）及び新潟県県税条例第6条に規定する事項（新潟地域振興局県税部の副部長、直税第1課長、直税第2課長、間税課長、収税第1課長、収税第2課長、 <u>収税第3課長</u> 及び <u>新津収税課長</u> の専決事項を除く。）
三条及び佐	新潟県事務委任規則第3条の3

		渡の各地域振興局県税部長	第3項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項(県税部の副部長、課税課長及び収税課長の専決事項を除く。)
長岡地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第6項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項(県税部の副部長、課税課長、収税課長及び柏崎収税課長の専決事項を除く。)	長岡地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第3項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項(県税部の副部長、課税課長、収税課長及び柏崎収税課長の専決事項を除く。)
南魚沼地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第6項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項(県税部の副部長、課税課長、収税課長及び十日町収税課長の専決事項を除く。)	南魚沼地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第3項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項(県税部の副部長、課税課長、収税課長及び十日町収税課長の専決事項を除く。)
上越地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第6項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項(県税部の副部長、課税課長、収税課長及び糸魚川収税課長の専決事項を除く。)	上越地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第3項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項(県税部の副部長、課税課長、収税課長及び糸魚川収税課長の専決事項を除く。)
県税部 副部長 (村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ク (略) ケ 地方税法第73条の14第6項から第15項まで又は同法附則第11条の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格から控除をすること。 コ～ソ (略) タ 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。  チ～フ (略) (3)・(4) (略)	県税部 副部長 (村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ク (略) ケ 地方税法第73条の14第5項から第14項まで又は同法附則第11条の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格から控除をすること。 コ～ソ (略) タ 新潟県県税条例第64条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。 チ～フ (略) (3)・(4) (略)
県税部 副部長 (村上収税担当、新津収税担当、三	(1) (略) (2) 直税関係 ア 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。	県税部 副部長 (村上収税担当、新津収税担当、柏	(1) (略) (2) 直税関係 ア 新潟県県税条例第64条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免

<p>条収税担当、佐渡収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。)</p>	<p>イ・ウ (略) (3)・(4) (略)</p>	<p>崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。)</p>	<p>除をすること。 イ・ウ (略) (3)・(4) (略)</p>
<p>県税部 副部長 (新潟庶務・課税担当に限る。)</p>	<p>(1) (略) (2) 直税関係 ア～ク (略) ケ 地方税法第73条の14第6項から第15項まで又は同法附則第11条の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格から控除をすること。 コ～ノ (略) (3) 間税関係 ア 地方税法第74条の16第1項の規定による営業の開廃等の報告書を受理すること。 イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク (略) ケ (略) コ (略)</p>	<p>県税部 副部長 (新潟庶務・課税担当に限る。)</p>	<p>(1) (略) (2) 直税関係 ア～ク (略) ケ 地方税法第73条の14第5項から第14項まで又は同法附則第11条の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格から控除をすること。 コ～ノ (略) (3) 間税関係  ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク (略) ケ (略)</p>
<p>県税部 副部長 (新潟収税担当に限る。)</p>	<p>(1) 直税関係 ア 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。  イ・ウ (略) (2) (略)</p>	<p>県税部 副部長 (新潟収税担当に限る。)</p>	<p>(1) 直税関係 ア 新潟県県税条例第64条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。 イ・ウ (略) (2) (略)</p>
<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(3) (略) (4) 地方税法第53条第61項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。  (5) 地方税法第53条第62項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24</p>	<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(3) (略) (4) 地方税法第53条第40項又は第41項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。  (5) 地方税法第53条第42項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24</p>

	<p>条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) <u>地方税法第53条第63項</u>の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2 <u>地方税法第53条第72項</u>の規定により、<u>地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例を承認した旨を通知すること。</u></p> <p>(6)の3 <u>地方税法第53条第76項</u>の規定による<u>地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例の取りやめの届出書</u>を受理すること。</p> <p>(6)の4 <u>地方税法第55条の3第4項若しくは第5項又は第72条の39の3第4項</u>の規定により、<u>租税条約に基づく申立てが行われた旨等の事項</u>を通知し、受理すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(8)の2 <u>地方税法第72条の32の2第4項</u>の規定により、<u>地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例を承認した旨を通知すること。</u></p> <p>(8)の3 <u>地方税法第72条の32の2第8項</u>の規定による<u>地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例の取りやめの届出書</u>を受理すること。</p> <p>(8)の4 (略)</p> <p>(9)～(31) (略)</p>	<p>条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) <u>地方税法第53条第43項</u>の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2 <u>地方税法第55条の3第4項若しくは第5項、第55条の5第4項若しくは第5項、第72条の39の3第4項又は第72条の39の5第4項</u>の規定により、<u>租税条約に基づく申立てが行われた旨等の事項</u>を通知し、受理すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(8)の2 (略)</p> <p>(9)～(31) (略)</p>
<p>新潟地域振興局県税部直税第1課長</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>地方税法第53条第61項</u>の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) <u>地方税法第53条第62項</u>及び<u>地方税法施行令第24条の3第6項</u>(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3</p>	<p>新潟地域振興局県税部直税第1課長</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>地方税法第53条第40項又は第41項</u>の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) <u>地方税法第53条第42項</u>及び<u>地方税法施行令第24条の3第6項</u>(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3</p>

	<p>第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第63項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の 2 <u>地方税法第53条第72項の規定により、地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例を承認した旨を通知すること。</u></p> <p>(6)の 3 <u>地方税法第53条第76項の規定による地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例の取りやめの届出書を受理すること。</u></p> <p>(6)の 4 地方税法第55条の 3 第 4 項若しくは第 5 項又は第72条の39の 3 第 4 項の規定により、租税条約に基づく申立てが行われた旨等の事項を通知し、受理すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(8)の 2 <u>地方税法第72条の32の 2 第 4 項の規定により、地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例を承認した旨を通知すること。</u></p> <p>(8)の 3 <u>地方税法第72条の32の 2 第 8 項の規定による地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例の取りやめの届出書を受理すること。</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p>		<p>第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第43項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の 2 地方税法第55条の 3 第 4 項若しくは第 5 項、第55条の 5 第 4 項若しくは第 5 項、第72条の39の 3 第 4 項又は第72条の 39の 5 第 4 項の規定により、租税条約に基づく申立てが行われた旨等の事項を通知し、受理すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p>
<p>(略)</p> <p>県税部 村上収税課長、新津収税課長、三条収税課長、佐渡収税課長、柏崎収税課長、十日</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>県税部 村上収税課長、新津収税課長、柏崎収税課長、十日町収税課長及び糸魚川収税課長</p>	<p>(略)</p>

町収税課長及び糸魚川収税課長			
(略)		(略)	
健康福祉環境部 環境センター環境課長	(略)	健康福祉環境部 環境センター環境課長	(略)
村上及び糸魚川の各地域振興局農林振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第97号から第99号まで、第129号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第3項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定する事項(農林振興部副部長(総務担当)及び庶務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については農村振興に関する事項に限り、同項第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項に限る。)		
長岡、南魚沼及び上越の各地域振興局農林振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第97号から第99号まで、第129号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで、同条第2項並びに同条第3項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定する事項(農林振興部副部長(総務担当)及び農用地課長(農用地課長を置かない部にあつては、庶務課長)の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については農村振興に関する事項に限り、同項第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項に限る。)	農林振興部長(新潟地域振興局農林振興部長を除く。)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第78号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第2項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定する事項(農林振興部副部長(総務担当)及び農用地課長(農用地課長を置かない部にあつては、庶務課長)の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については農村振興に関する事項に限り、同項第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項に限る。)
新潟地域振興局農林振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第97号から第99号まで、第129号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで、同条第2項並びに同条第3項第1号から第3号	新潟地域振興局農林振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第78号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第2項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定

	<p>まで及び第11号から第13号までに規定する事項（農林振興部の副部長（総務担当）及び農用地課長、巻農業振興部長並びに巻農業振興部の副部長（総務担当）及び庶務課長並びに津川地区振興事務所の副所長及び事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については農村振興に関する事項に限り、同項第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項に限る。）</p>		<p>する事項（農林振興部の副部長（総務担当）及び農用地課長、巻農業振興部長並びに巻農業振興部の副部長（総務担当）及び庶務課長並びに津川地区振興事務所の副所長及び事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については農村振興に関する事項に限り、同項第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項に限る。）</p>
<p>農林振興部副部長（総務担当）（新潟地域振興局農林振興部副部長（総務担当）を除く。）</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第130号、第163号及び第302号から第320号まで並びに同条第3項第14号から第24号までに規定する事項（農林振興部農用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。）</p>	<p>農林振興部副部長（総務担当）（新潟地域振興局農林振興部副部長（総務担当）を除く。）</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第130号、第163号及び第302号から第320号まで並びに同条第2項第14号から第24号までに規定する事項（農林振興部農用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。）</p>
<p>新潟地域振興局農林振興部副部長（総務担当）</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第130号、第163号及び第302号から第320号まで並びに同条第3項第14号から第24号までに規定する事項（農林振興部農用地課長、巻農業振興部の副部長（総務担当）及び庶務課長並びに津川地区振興事務所の副所長及び事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。）</p>	<p>新潟地域振興局農林振興部副部長（総務担当）</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第130号、第163号及び第302号から第320号まで並びに同条第2項第14号から第24号までに規定する事項（農林振興部農用地課長、巻農業振興部の副部長（総務担当）及び庶務課長並びに津川地区振興事務所の副所長及び事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。）</p>
<p>農林振興部副部長（森林・林業担当）（新潟地域振興局農林振興部副部長（森林・林業担当）を除く。）</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第3項に規定する事項（同項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定する事項、農林振興部副部長（総務担当）の専決事項並びに農林振興部農用地課長の専決事項を除く。）</p>	<p>農林振興部副部長（森林・林業担当）（新潟地域振興局農林振興部副部長（森林・林業担当）を除く。）</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第2項に規定する事項（同項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定する事項、農林振興部副部長（総務担当）の専決事項並びに農林振興部農用地課長の専決事項を除く。）</p>
<p>新潟地域振興局農林振興部副部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第3項に規定する事項（同項第1</p>	<p>新潟地域振興局農林振興部副部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第2項に規定する事項（同項第1</p>

興部 副部長 (森林・ 林業担 当)	号から第3号まで及び第11号から 第13号までに規定する事項、農林 振興部の副部長(総務担当)及び 農用地課長並びに津川地区振興事 務所の副所長及び事務職員の次長 の専決事項を除く。)	興部 副部長 (森林・ 林業担 当)	号から第3号まで及び第11号から 第13号までに規定する事項、農林 振興部の副部長(総務担当)及び 農用地課長並びに津川地区振興事 務所の副所長及び事務職員の次長 の専決事項を除く。)
(略)		(略)	
新発田及び 三条の各地 域振興局農 業振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第97号から第99号まで、第 129号から第198号まで、第302号 から第320号まで及び第534号の2 から第534号の6まで並びに同条第 2項に規定する事項(新発田地域 振興局農村整備部長並びに農業振 興部の副部長(総務担当)及び庶 務課長の専決事項を除き、同項第 302号から第320号まで及び第534 号の2から第534号の6までに規定 する事項については、農村振興に 関する事項に限る。)	農業振興部 長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第78号から第198号まで、第 302号から第320号まで及び第534 号の2から第534号の6までに規定 する事項(新発田地域振興局農村 整備部長並びに農業振興部の副部 長(総務担当)及び農用地課長(農 用地課長を置かない部にあつては、 庶務課長)の専決事項を除き、同 項第302号から第320号まで及び第 534号の2から第534号の6までに 規定する事項については、農村振 興に関する事項に限る。)
魚沼、十日 町及び柏崎 の各地域振 興局農業振 興部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第97号から第99号まで、第 129号から第198号まで、第302号 から第320号まで及び第534号の2 から第534号の6までに規定する事項 (農業振興部の副部長(総務担当) 及び庶務課長の専決事項を除き、 同項第302号から第320号まで及び 第534号の2から第534号の6まで に規定する事項については、農村 振興に関する事項に限る。)		
新潟地域振 興局巻農業 振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第129号から第170号まで、 第177号から第198号まで、第302 号から第320号まで及び第534号の 2から第534号の6までに規定する 事項(巻農業振興部の副部長(総 務担当)及び庶務課長の専決事項 を除き、同項第302号から第320号 まで及び第534号の2から第534号 の6までに規定する事項について は、農村振興に関する事項に限る。)	新潟地域振 興局巻農業 振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第78号から第96号の7ま で、第101号から第170号まで、第 177号から第198号まで、第302号 から第320号まで及び第534号の2 から第534号の6までに規定する事項 (巻農業振興部の副部長(総務担 当)及び庶務課長の専決事項を除 き、同項第302号から第320号まで 及び第534号の2から第534号の6 までに規定する事項については、 農村振興に関する事項に限る。)
(略)		(略)	
佐渡地域振 興局農林水 産振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第97号から第99号まで及び 第2項に規定する事項	佐渡地域振 興局農林水 産振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第78号から第128号までに 規定する事項
(略)		(略)	

佐渡地域振興局農林水産振興部 副部長 (森林・林業担当)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第3項に規定する事項(農林水産振興部林業庶務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。)	佐渡地域振興局農林水産振興部 副部長 (森林・林業担当)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第2項に規定する事項(農林水産振興部林業庶務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。)
(略)		(略)	
村上及び糸魚川の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第5項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、業務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)	村上及び糸魚川の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)
新発田地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第5項第1号から第12号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)	新発田地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
新潟地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第5項第1号から第12号までに規定する事項並びに同条第10項に規定する事項(同条第4項第1号、第2	新潟地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項並びに同条第8項に規定する事項(同条第3項第1号、第2

	<p>号及び第136号の2から第136号の67までに係るものを除く。) (地域整備部の副部長(総務担当)及び庶務課長、新津地域整備部長並びに新津地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、総務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、<u>同条第10項第3号</u>に規定する事項(<u>同条第4項第134号及び第135号</u>に係るものに限る。))については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るもの限り、新潟県事務委任規則第3条の3第5項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。)</p>		<p>号及び第136号の2から第136号の67までに係るものを除く。) (地域整備部の副部長(総務担当)及び庶務課長、新津地域整備部長並びに新津地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、総務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、<u>同条第8項第3号</u>に規定する事項(<u>同条第3項第134号及び第135号</u>に係るものに限る。))については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るもの限り、新潟県事務委任規則第3条の3第4項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。)</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>三条地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに<u>第4項第134号、第135号及び第137号</u>から第243号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、<u>業務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、<u>同条第4項第134号及び第135号</u>に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>	<p>三条及び南魚沼の各地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに<u>第3項第134号、第135号及び第137号</u>から第243号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、<u>庶務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、<u>同条第3項第134号及び第135号</u>に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>
<p>長岡地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、</p>	<p>長岡地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、</p>

備部長	第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、 <u>第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第5項</u> に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、 <u>同条第4項第134号及び第135号</u> に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）	備部長	第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、 <u>第3項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第4項</u> に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、 <u>同条第3項第134号及び第135号</u> に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
魚沼及び十日町の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、 <u>業務課長</u> 及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）	魚沼及び十日町の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、 <u>庶務課長</u> 及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
南魚沼地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）		
柏崎地域振	新潟県事務委任規則第3条の3	柏崎地域振	新潟県事務委任規則第3条の3

<p>興局地域整備部長</p>	<p>第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、<u>第5項並びに第11項</u>に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、<u>業務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）</p>	<p>興局地域整備部長</p>	<p>第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、<u>第4項並びに第9項</u>に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、<u>庶務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）</p>
<p>上越地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、<u>第4項第134号</u>、第135号及び第137号から第243号まで並びに<u>第5項</u>に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、<u>同条第4項第134号</u>及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</p>	<p>上越地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、<u>第3項第134号</u>、第135号及び第137号から第243号まで並びに<u>第4項</u>に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、<u>同条第3項第134号</u>及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</p>
<p>佐渡地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、<u>第4項第134号</u>、第135号及び第137号から第243号まで並びに<u>第7項</u>に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、<u>業務課長</u>、維持管理課長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）</p>	<p>佐渡地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに<u>第3項第134号</u>、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、<u>庶務課長</u>、維持管理課長及び<u>業務課長</u>の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）</p>

	興に関する事項を除き、 <u>同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。</u> )		き、 <u>同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。</u> )
村上、長岡、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部 副部長 (総務担当)	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第201号から第207号まで、第208号、第212号、第213号、第226号から第228号まで、第230号、第231号、第233号、第234号、第237号、第279号、第294号から第296号まで、第302号、第343号、第346号、第369号及び第452号に規定する事項(同項第302号に規定する事項については、森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</u> (2)～(6) (略)	村上、長岡、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部 副部長 (総務担当)	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第279号、第294号から第296号まで、第302号、第343号、第346号、第369号及び第452号に規定する事項(同項第302号に規定する事項については、森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</u> (2)～(6) (略)
新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部 副部長 (総務担当)	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第201号から第207号まで、第208号、第212号、第213号、第226号から第228号まで、第230号、第231号、第233号、第234号、第237号、第279号、第294号から第296号まで、第302号、第343号、第346号、第369号及び第452号に規定する事項(同項第302号に規定する事項については、森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</u> (2)～(4) (略)	新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部 副部長 (総務担当)	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第279号、第294号から第296号まで、第302号、第343号、第346号、第369号及び第452号に規定する事項(同項第302号に規定する事項については、森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</u> (2)～(4) (略)
(略)		(略)	
佐渡地域振興局地域整備部 副部長 (港湾空港担当)	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第5項及び第12項第17号から第37号までに規定する事項(地域整備部の次長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第5項第1号から第4号まで、第11号及び第12号に規定する事項については、港湾法による港湾区域並びに臨港地区及び港湾隣接地域の区域に限る。)</u>	佐渡地域振興局地域整備部 副部長 (港湾空港担当)	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第4項及び第10項第17号から第37号までに規定する事項(地域整備部の次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第4項第1号から第4号まで、第11号及び第12号に規定する事項については、港湾法による港湾区域並びに臨港地区及び港湾隣接地域の区域に限る。)</u>
(略)		(略)	
村上、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部	(1)～(10) (略) (10)の2 <u>採石法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更届を受理すること。</u> (11)～(21) (略)	村上、長岡、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部	(1)～(10) (略) (11)～(21) (略)

<p>業務課長</p>	<p>(22) <u>新潟県道路工事承認規則(昭和48年新潟県規則第9号)第9条の規定による変更届の受理をすること。</u></p> <p>(23) <u>新潟県道路工事承認規則第12条の規定による報告書の受理をすること。</u></p> <p>(24) <u>新潟県道路占用規則(昭和45年新潟県規則第16号)第10条第2項の規定による軽易な変更に係る変更届の受理をすること。</u></p> <p>(25) <u>新潟県道路占用規則第11条の規定による住所又は氏名の変更届の受理をすること。</u></p> <p>(26) <u>新潟県道路占用規則第14条の規定による届出書の受理をすること。</u></p>	<p>庶務課長</p>	
<p>新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長</p>	<p>(1)～(10) (略)</p> <p>(10)の2 <u>採石法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更届を受理すること。</u></p> <p>(11)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>新潟県道路工事承認規則第9条の規定による変更届の受理をすること。</u></p> <p>(16) <u>新潟県道路工事承認規則第12条の規定による報告書の受理をすること。</u></p> <p>(17) <u>新潟県道路占用規則第10条第2項の規定による軽易な変更に係る変更届の受理をすること。</u></p> <p>(18) <u>新潟県道路占用規則第11条の規定による住所又は氏名の変更届の受理をすること。</u></p> <p>(19) <u>新潟県道路占用規則第14条の規定による届出書の受理をすること。</u></p>	<p>新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部庶務課長</p>	<p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)～(14) (略)</p>
<p>新潟地域振興局地域整備部庶務課長</p>	<p>新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項(新津地域整備部庶務課長及び津川地区振興事務所総務課長の専決事項を除く。)</p>	<p>新潟地域振興局地域整備部庶務課長</p>	<p>新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項(新津地域整備部庶務課長及び津川地区振興事務所総務課長の専決事項を除く。)</p>
<p>新潟地域振興局新津地域整備部庶務課長</p>	<p>新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項(津川地区振興事務所総務課長の専決事項を除く。)</p>	<p>新潟地域振興局新津地域整備部庶務課長</p>	<p>新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項(津川地区振興事務所総務課長の専決事項を除く。)</p>
<p>三条、魚沼、十日町及び</p>	<p>新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項</p>		

佐渡の各地域振興局地域整備部 業務課長			
長岡地域振興局地域整備部 庶務課長	村上、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部業務課長の専決事項		
上越地域振興局地域整備部 庶務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項（上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長の専決事項を除く。）	上越地域振興局地域整備部 庶務課長	新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項（上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長の専決事項を除く。）
(略)		(略)	
佐渡地域振興局地域整備部 <u>港湾空港</u> 業務課長	(略)	佐渡地域振興局地域整備部 業務課長	(略)
新潟地域振興局新潟港湾事務所長	新潟県事務委任規則第3条の3第5項及び第8項に規定する事項（新潟地域振興局新潟港湾事務所の次長、業務課長、東港分所長、東港分所業務課長の専決事項を除く。）	新潟地域振興局新潟港湾事務所長	新潟県事務委任規則第3条の3第4項及び第6項に規定する事項（新潟地域振興局新潟港湾事務所の次長、業務課長、東港分所長、東港分所業務課長の専決事項を除く。）
(略)		(略)	
新潟地域振興局新潟港湾事務所 業務課長及び東港分所業務課長	佐渡地域振興局地域整備部 <u>港湾空港業務課長</u> の専決事項	新潟地域振興局新潟港湾事務所 業務課長及び東港分所業務課長	佐渡地域振興局地域整備部業務課長の専決事項
新潟地域振興局新潟港湾事務所 東港分所長	新潟県事務委任規則第3条の3第5項第1号から第4号まで、第11号、第12号、第14号から第23号まで、第26号、第27号、第30号から第32号まで、第34号から第44号まで及び第46号並びに同条第8項に規定する事項	新潟地域振興局新潟港湾事務所 東港分所長	新潟県事務委任規則第3条の3第4項第1号から第4号まで、第11号、第12号、第14号から第23号まで、第26号、第27号、第30号から第32号まで、第34号から第44号まで及び第46号並びに同条第6項に規定する事項
(略)		(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所 副所長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第3項に規定する事項（津川地区振興事務所の事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については、森	新潟地域振興局津川地区振興事務所 副所長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第2項に規定する事項（津川地区振興事務所の事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については、森

	林及び林業に関する事項に限る。)		林及び林業に関する事項に限る。)
新潟地域振興局津川地区振興事務所 事務職員の次長	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第201号から第207号まで、第208号、第212号、第213号、第226号から第228号まで、第230号、第231号、第233号、第234号、第237号、第279号、第294号から第296号まで、第302号、第343号、第346号、第369号及び第452号に規定する事項(同項第302号に規定する事項については、森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</u> (2)～(5) (略)	新潟地域振興局津川地区振興事務所 事務職員の次長	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第279号、第294号から第296号まで、第302号、第343号、第346号、第369号及び第452号に規定する事項(同項第302号に規定する事項については、森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</u> (2)～(5) (略)
新潟地域振興局津川地区振興事務所 総務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項	新潟地域振興局津川地区振興事務所 総務課長	新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項
(略)		(略)	
上越地域振興局直江津港湾事務所 事務局長	新潟県事務委任規則第3条の3第5項及び第9項に規定する事項(直江津港湾事務所の次長及び業務課長の専決事項を除く。)	上越地域振興局直江津港湾事務所 事務局長	新潟県事務委任規則第3条の3第4項及び第7項に規定する事項(直江津港湾事務所の次長及び業務課長の専決事項を除く。)
(略)		(略)	
上越地域振興局直江津港湾事務所 業務課長	佐渡地域振興局地域整備部港湾空港業務課長の専決事項	上越地域振興局直江津港湾事務所 業務課長	佐渡地域振興局地域整備部業務課長の専決事項
(4) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の個別専決事項		(4) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の個別専決事項	
専決権を有する者	専決事項	専決権を有する者	専決事項
(略)		(略)	
		新津地域福祉事務所津川地区センター長	(1) 生活保護法第24条第3項の規定による保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを通知すること。 (1)の2 生活保護法第24条第8項の規定により、扶養義務者に対して通知すること。 (2) 生活保護法第25条第1項の規定による保護の種類、程度及び方法を決定し、及び保護を行うこと。 (3) 生活保護法第25条第2項の規定による保護の変更を決定し、これを通知すること。 (4) 生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止を決定

し、これを通知すること。

- (5) 生活保護法第27条第1項の規定による被保護者に対して必要な指導又は指示をすること。
- (5)の2 生活保護法第27条の2の規定により、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすること。
- (6) 生活保護法第28条第1項の規定により、要保護者の資産状況等について報告を求め、若しくは当該職員をして立入調査させ、又は検診を受けるべきことを命ずること。
- (6)の2 生活保護法第28条第2項の規定により、要保護者の扶養義務者等に対して報告を求めること。
- (7) 生活保護法第28条第5項の規定による申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。
- (7)の2 生活保護法第30条第3項の規定により、家庭裁判所の許可を得て、居宅以外において生活扶助の措置をとること。
- (8) 生活保護法第48条第4項の規定による保護施設の長からの届出を受理すること。
- (8)の2 生活保護法第55条の4第1項の規定により、就労自立給付金を支給すること。
- (8)の3 生活保護法第55条の5第1項の規定により、進学準備給付金を支給すること。
- (8)の4 生活保護法第55条の6の規定により、被保護者等に報告を求めること。
- (9) 生活保護法第62条第3項の規定による被保護者の保護の変更、停止又は廃止をすること。
- (10) 生活保護法第62条第4項の規定による被保護者の保護の変更等の処分を行う場合において、事前に通知して弁明の機会を与えること。
- (11) 生活保護法第63条に規定する費用返還額を決定すること。
- (12) 生活保護法第76条第1項の規定による遺留金品を処分し、これを保護費に充てること。

- (13) 生活保護法第77条第1項の規定により、保護費の費用の全部又は一部を徴収すること。
- (14) 生活保護法第77条第2項の規定による扶養義務者との協議及び家庭裁判所に対する申立てをすること。
- (15) 生活保護法第78条第1項の規定により、保護費の費用の額等を徴収すること。
- (15)の2 生活保護法第78条第2項の規定により、返還させるべき額等を徴収すること。
- (15)の3 生活保護法第78条第3項の規定により、就労自立給付金費又は進学準備給付金費の費用の額等を徴収すること。
- (16) 生活保護法第80条の規定による保護金品の返還の免除をすること。
- (17) 生活保護法第81条の規定による後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。
- (18) 児童福祉法第22条の規定により、助産施設において助産を行うこと。
- (19) 児童福祉法第23条の規定により、母子生活支援施設において保護すること。
- (20) 児童福祉法第25条の7第2項第3号、第25条の8第3号及び第26条第1項第4号の規定による助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者の報告又は通知を受理すること。
- (21) 児童福祉法第31条第1項の規定により、引き続き母子生活支援施設において保護すること。
- (22) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項又は第3項の規定により、支援給付を行うこと。
- (23) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第1項の規定により、配偶者支援金の支給を行うこと。

(略)

<p>(24) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第6条第1項の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。</p> <p>(24)の2 生活困窮者自立支援法第7条第1項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業に係る支援を決定すること。</p> <p>(25) 生活困窮者自立支援法第7条第2項に規定する生活困窮者一時生活支援事業に係る支援を決定すること。</p> <p>(26) 生活困窮者自立支援法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。</p>
(略)

**別表第7（第15条関係）**

(1) 地域振興局の副部長、次長等が長期にわたり不在等の場合において当該副部長、次長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
副部長（分庁舎副部長を除く。）及びセンター長	(略)
(略)	
次長（ <u>児童・障害者相談センター次長、新潟地域振興局津川地区振興事務所次長並びに佐渡地域振興局の農林振興部及び地域整備部の次長を除く。</u> ）	(略)
児童・障害者相談センター次長	児童・障害者相談センター所長（児童・障害者相談センター次長のいずれかが長期にわたり不在の場合において児童・障害者相談センター所長が当該次長の専決事項を専決

**別表第7（第15条関係）**

(1) 地域振興局の副部長、次長等が長期にわたり不在等の場合において当該副部長、次長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
副部長（分庁舎副部長を除く。）及びセンター長（ <u>長岡地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター長及び上越地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター長を除く。</u> ）	(略)
(略)	
次長（新潟地域振興局津川地区振興事務所次長並びに佐渡地域振興局の農林振興部及び地域整備部の次長を除く。）	(略)

	する者として他の次長を指定したときは、当該次長)
(略)	
課長(事務所、 <u>児童・障害者相談センター</u> 、分庁舎、健康福祉環境部の環境センター及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の課長(長岡地域振興局県税部業務課長を除く。)並びに新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所業務課長を除く。)	(略)
(略)	
事務所、 <u>児童・障害者相談センター</u> 及び分庁舎の課長(長岡地域振興局県税部業務課長を除く。)	(略)
(略)	
健康福祉環境部の環境センターの課長	センター長
(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者	
専決権限を有する者	専決する者
地域機関の次長(自治研修所次長及び中央福祉相談センター次長を除き、 <u>近代美術館副館長</u> 、歴史博物館副館長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長を含む。)	(略)
(略)	
地域機関の課長(自治研修所総務課長、消防学校の課長、は	(略)

(略)	
課長(事務所、分庁舎、健康福祉環境部の環境センター、 <u>児童・障害者相談センター</u> 及び地区センター並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の課長(長岡地域振興局県税部業務課長を除く。)並びに新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所業務課長を除く。)	(略)
(略)	
事務所及び分庁舎の課長(長岡地域振興局県税部業務課長を除く。)	(略)
(略)	
健康福祉環境部の環境センター、 <u>児童・障害者相談センター</u> 及び地区センターの課長	センター長又は地区センター長
(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者	
専決権限を有する者	専決する者
地域機関の次長(自治研修所次長及び中央福祉相談センター次長を除き、歴史博物館副館長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長を含む。)	(略)
(略)	
地域機関の課長(自治研修所総務課長、消防学校の課長、は	(略)

まぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）、近代美術館業務課長、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）	
(略)	
消防学校教務課長及びテクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）	(略)
近代美術館万代島美術館業務課長	近代美術館万代島美術館長
(略)	

別表第 8 (第16条関係)

(1) 地域振興局の代決の順序

地域振興局の組織の区分	代決の順序
地域振興局の各部	(略)

まぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）	
(略)	
消防学校教務課長及びテクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）	(略)
(略)	

別表第 8 (第16条関係)

(1) 地域振興局の代決の順序

地域振興局の組織の区分	代決の順序
地域振興局の各部	(略)

<p>児童・障害者相談センター</p>	<p>(1) 局長の権限の代決 局長が不在のときは所長、局長及び所長がともに不在のときはその事務を担当する次長(以下「主務次長」という。)、局長、所長及び主務次長がともに不在のときは主務次長以外の次長、局長、所長、主務次長及び主務次長以外の次長がともに不在のときは主務課長</p> <p>(2) 所長の権限の代決 所長が不在のときは主務次長、所長及び主務次長がともに不在のときは主務次長以外の次長、所長、主務次長及び主務次長以外の次長がともに不在のときは主務課長</p> <p>(3) 主務次長の権限の代決 主務次長が不在のときは主務次長以外の次長、主務次長及び主務次長以外の次長がともに不在のときは主務課長</p> <p>(4) 主務次長以外の次長の権限の代決 主務次長以外の次長が不在のときは、主務課長</p>		
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序</p>		<p>(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序</p>	
<p>地域機関の区分</p>	<p>代決の順序</p>	<p>地域機関の区分</p>	<p>代決の順序</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>放射線監視センター 保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>放射線監視センター 保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。）</p>	<p>(略)</p>
<p>歴史博物館</p>	<p>(1) 館長の権限の代決 館長が不在のときは副館長、館長及び副館長がともに不在のときは主務課長</p> <p>(2) 副館長の権限の代決 副館長が不在のときは、主務課長</p>		

福祉事務所 保健環境科学研究 所 食肉衛生検査セン ター コロニーにいがた 白岩の里 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所		福祉事務所(新津 地域福祉事務所及 び南魚沼地域福祉 事務所を除く。) 保健環境科学研究 所 食肉衛生検査セン ター コロニーにいがた 白岩の里 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所	
		新津地域福祉事務 所	(1) 所長の権限の代決 所長が不在のときは地 区センター長、所長及び 地区センター長がともに 不在のときは地区センタ ー地域福祉課長 (2) 地区センター長の権限 の代決 地区センター長が不在 のときは、地区センター 地域福祉課長
		南魚沼地域福祉事 務所	所長の権限の代決 所長が不在のときは事務 職員の次長、所長及び事務 職員の次長がともに不在の ときは技術職員の次長、所 長、事務職員の次長及び技 術職員の次長がともに不在 のときは主務課長
児童相談所(中央 児童相談所を除 く。)	所長の権限の代決 所長が不在のときは <u>主務</u> 次長、所長及び主務次長が ともに不在のときは <u>主務次</u> 長以外の次長、所長、 <u>主務</u> 次長及び主務次長以外の次 長がともに不在のときは <u>主</u> 務課長	児童相談所(中央 児童相談所を除 く。)	所長の権限の代決 所長が不在のときは、 <u>主</u> 務課長
(略)		(略)	
大阪事務所	(略)	大阪事務所	(略)
近代美術館 歴史博物館	(1) 館長の権限の代決 館長が不在のときは副 館長、館長及び副館長が ともに不在のときは主務 課長 (2) 副館長の権限の代決 副館長が不在のとき は、主務課長		

---

(略)	(略)
-----	-----

---

◎新潟県訓令第12号

本 庁  
地 域 機 関

令和4年度の組織改正に伴う関係訓令の一部を改正する訓令を次のように定め、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

令和4年度の組織改正に伴う関係訓令の一部を改正する訓令  
(新潟県公印規程の一部改正)

第1条 新潟県公印規程(昭和31年8月新潟県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(公印の種類)</p> <p><b>第2条</b> 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 部長印(知事政策局長印、環境局長印、防災局長印、交通政策局長印及び出納局長印を含む。以下同じ。)</p> <p>(6)～(18) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印の管理)</p> <p><b>第4条</b> 公印の管理に関する事務は、次に掲げるとおりとし、<u>総務部法務文書課長</u>(以下「法務文書課長」という。)が、その事務を総括するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 公印の管理に関する事務(公印の登録を除く。)は、次の表の左欄に掲げる公印についてそれぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「管理者」という。)が処理するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">知事印</td> <td style="width: 50%;">法務文書課長及び部局 (<u>総務部</u>を除く。)の 主管課長</td> </tr> <tr> <td>知事職務代理者印、県印、副知事印、部長印 (<u>総務部長印</u>に限る。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長印 (<u>総務部長印</u>を除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	知事印	法務文書課長及び部局 ( <u>総務部</u> を除く。)の 主管課長	知事職務代理者印、県印、副知事印、部長印 ( <u>総務部長印</u> に限る。)	(略)	(略)		部長印 ( <u>総務部長印</u> を除く。)	(略)	(略)		<p>(公印の種類)</p> <p><b>第2条</b> 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 部長印(知事政策局長印、防災局長印、交通政策局長印及び出納局長印を含む。以下同じ。)</p> <p>(6)～(18) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印の管理)</p> <p><b>第4条</b> 公印の管理に関する事務は、次に掲げるとおりとし、<u>総務管理部法務文書課長</u>(以下「法務文書課長」という。)が、その事務を総括するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 公印の管理に関する事務(公印の登録を除く。)は、次の表の左欄に掲げる公印についてそれぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「管理者」という。)が処理するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">知事印</td> <td style="width: 50%;">法務文書課長及び部局 (<u>総務管理部</u>を除く。)の 主管課長</td> </tr> <tr> <td>知事職務代理者印、県印、副知事印、部長印 (<u>総務管理部長印</u>に限る。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長印 (<u>総務管理部長印</u>を除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	知事印	法務文書課長及び部局 ( <u>総務管理部</u> を除く。)の 主管課長	知事職務代理者印、県印、副知事印、部長印 ( <u>総務管理部長印</u> に限る。)	(略)	(略)		部長印 ( <u>総務管理部長印</u> を除く。)	(略)	(略)	
知事印	法務文書課長及び部局 ( <u>総務部</u> を除く。)の 主管課長																				
知事職務代理者印、県印、副知事印、部長印 ( <u>総務部長印</u> に限る。)	(略)																				
(略)																					
部長印 ( <u>総務部長印</u> を除く。)	(略)																				
(略)																					
知事印	法務文書課長及び部局 ( <u>総務管理部</u> を除く。)の 主管課長																				
知事職務代理者印、県印、副知事印、部長印 ( <u>総務管理部長印</u> に限る。)	(略)																				
(略)																					
部長印 ( <u>総務管理部長印</u> を除く。)	(略)																				
(略)																					

(新潟県現場事務所等設置規程の一部改正)

第2条 新潟県現場事務所等設置規程(昭和36年4月新潟県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正

後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) 本庁関係のもの	(1) 本庁関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
(略)	(略)
<u>総務部法務文書課歴</u> (略)	<u>総務管理部法務文書</u> (略)
<u>史公文書室</u>	<u>課歴史公文書室</u>
<u>環境局資源循環推進</u> <u>上越市柿崎区柿崎6405番地</u>	<u>県民生活・環境部男</u> <u>新潟市中央区上所2丁目2</u>
<u>課上越分室</u>	<u>女平等社会推進課男</u> <u>番2号</u>
(略)	<u>女平等推進相談室</u>
(略)	(略)
(略)	<u>土木部技術管理課津</u> <u>東蒲原郡阿賀町津川1861番</u>
(略)	<u>川駐在所</u> <u>地1</u>
(略)	(略)
(略)	<u>出納局管理課佐渡分</u> <u>佐渡市相川二丁目浜町20番</u>
(略)	<u>室</u> <u>1</u>
(2) 地域機関関係のもの	(2) 地域機関関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
(略)	(略)
新発田地域振興局健康福祉環境部下越動物保護管理センター	新発田地域振興局健康福祉環境部下越動物保護管理センター
<u>新発田地域振興局農</u> <u>村上市田端町6番地25</u>	
<u>業振興部村上駐在所</u>	
(略)	(略)
新発田地域振興局地域整備部胎内分室	新発田地域振興局地域整備部胎内分室
<u>新潟地域振興局農林</u> <u>新潟市西蒲区赤鎗1285番地</u>	
<u>振興部巻駐在所</u> <u>1</u>	
(略)	(略)
長岡地域振興局農林振興部小千谷分室	長岡地域振興局農林振興部小千谷分室
<u>長岡地域振興局農林</u> <u>柏崎市三和町5番地55</u>	
<u>振興部柏崎駐在所</u>	
長岡地域振興局地域整備部刈谷田分室	長岡地域振興局地域整備部刈谷田分室
<u>南魚沼地域振興局農</u> <u>魚沼市大塚新田91番地4</u>	
<u>林振興部魚沼駐在所</u>	
<u>南魚沼地域振興局農</u> <u>十日町市妻有町西2丁目1</u>	
<u>林振興部十日町駐在所</u>	
(略)	(略)
上越地域振興局健康福祉環境部上越動物保護管理センター	上越地域振興局健康福祉環境部上越動物保護管理センター
<u>上越地域振興局農林</u> <u>糸魚川市南押上1丁目15番</u>	
<u>振興部糸魚川駐在所</u> <u>地1</u>	
(略)	(略)

(略)	工業技術総合研究所 加茂市幸町2丁目2番2号 県央技術支援センター 一加茂センター (略)
-----	--

(新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正)

**第3条** 新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令(昭和39年3月新潟県訓令第8号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>第9号様式</b> (第34条関係) 物品損傷等報告書 (略) <u>総務部長</u> 様 (略)	<b>第9号様式</b> (第34条関係) 物品損傷等報告書 (略) <u>総務管理部長</u> 様 (略)

(新潟県統計報告調整規程の一部改正)

**第4条** 新潟県統計報告調整規程(昭和41年11月新潟県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(調整会議) <b>第3条</b> (略) 2 調整会議は、 <u>総務部長</u> 並びに各部の主管課の課長及び統計課長をもつて組織し、 <u>総務部長</u> が必要と認めるときは、関係課長を加えることができる。 3 <u>総務部長</u> は、調整会議を招集し、これを主宰する。この場合において、 <u>総務部長</u> に事故があるときは、 <u>総務部長</u> があらかじめ指名する課長がその職務を代行する。 4 (略) 5 調整会議の庶務は、 <u>総務部統計課</u> において処理する。	(調整会議) <b>第3条</b> (略) 2 調整会議は、 <u>総務管理部長</u> 並びに各部の主管課の課長及び統計課長をもつて組織し、 <u>総務管理部長</u> が必要と認めるときは、関係課長を加えることができる。 3 <u>総務管理部長</u> は、調整会議を招集し、これを主宰する。この場合において、 <u>総務管理部長</u> に事故があるときは、 <u>総務管理部長</u> があらかじめ指名する課長がその職務を代行する。 4 (略) 5 調整会議の庶務は、 <u>総務管理部統計課</u> において処理する。

(新潟県知事の事務部局職員等に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部改正)

**第5条** 新潟県知事の事務部局職員等に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程(昭和46年12月新潟県訓令第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>総務部総務事務センター</u>	<u>総務管理部総務事務センター</u>

(新潟県公害苦情相談員規程の一部改正)

**第6条** 新潟県公害苦情相談員規程(昭和47年3月新潟県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
環 境 局 地 域 振 興 局 (相談員) <b>第2条</b> 相談員は、次に掲げる者をもつてこれに充	県民生活・環境部 地 域 振 興 局 (相談員) <b>第2条</b> 相談員は、次に掲げる者をもつてこれに充

<p>てる。</p> <p>(1) 環境局環境対策課環境保全係の係長、主査及び主任</p> <p>(2) (略)</p> <p>(報告)</p> <p><b>第3条</b> 相談員は、法第49条第2項各号に掲げる事務(重要なものに限る。)を行つた場合は、速やかに前条第1号に掲げる者にあつては環境局長、同条第2号に掲げる者にあつては地域振興局長に報告しなければならない。</p> <p>2 地域振興局長は、前項の規定により報告(重要なものに限る。)を受けた場合は、速やかに、その旨を環境局長に報告しなければならない。</p>	<p>てる。</p> <p>(1) 県民生活・環境部環境対策課環境保全係の係長、主査及び主任</p> <p>(2) (略)</p> <p>(報告)</p> <p><b>第3条</b> 相談員は、法第49条第2項各号に掲げる事務(重要なものに限る。)を行つた場合は、速やかに前条第1号に掲げる者にあつては県民生活・環境部長、同条第2号に掲げる者にあつては地域振興局長に報告しなければならない。</p> <p>2 地域振興局長は、前項の規定により報告(重要なものに限る。)を受けた場合は、速やかに、その旨を県民生活・環境部長に報告しなければならない。</p>
--	---

(新潟県物価監視班設置規程の一部改正)

**第7条** 新潟県物価監視班設置規程(昭和49年2月新潟県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(監視班の編成)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監視班に班長を置き、<u>総務部長</u>の職にあるものをもつてこれに充てる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 監視班の庶務は、<u>総務部</u>県民生活課が所管する。</p>	<p>(監視班の編成)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監視班に班長を置き、<u>県民生活・環境部長</u>の職にあるものをもつてこれに充てる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 監視班の庶務は、<u>県民生活・環境部</u>県民生活課が所管する。</p>

(新潟県防火等管理規程の一部改正)

**第8条** 新潟県防火等管理規程(昭和49年3月新潟県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(被害状況の報告)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 主管部局長は、前項の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、その旨<u>総務部長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(被害状況の報告)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 主管部局長は、前項の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、その旨<u>総務管理部長</u>に報告しなければならない。</p>

(建設工事執行規程の一部改正)

**第9条** 建設工事執行規程(昭和49年8月新潟県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p><b>第3条</b> この規程で、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域振興局の部等 <u>地域振興局の部</u>(<u>児童・</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p><b>第3条</b> この規程で、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域振興局の部等 地域振興局の部(新潟地</p>

<p>障害者相談センター、新潟地域振興局新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所並びに上越地域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所を含む。)並びに長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所及び小千谷維持管理事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所及び地域整備部上越東維持管理事務所並びに流域下水道事務所をいう。</p> <p>(7)～(19) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p><b>第51条</b> この訓令は、当分の間地域振興局(農林振興部、農業振興部、農村整備部、農林水産振興部、地域整備部(総務課を除く。)、新潟地域振興局新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所、上越地域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所、長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所及び小千谷維持管理事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所及び地域整備部上越東維持管理事務所を除く。)及び地域振興局以外の地域機関(流域下水道事務所を除く。)については適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>域振興局新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所並びに上越地域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所を含む。)並びに長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所及び小千谷維持管理事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所及び地域整備部上越東維持管理事務所並びに流域下水道事務所をいう。</p> <p>(7)～(19) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p><b>第51条</b> この訓令は、当分の間地域振興局(企画振興部、県税部、健康福祉部及び健康福祉環境部に限る。)及び地域振興局以外の地域機関(流域下水道事務所を除く。)については適用しない。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

(新潟県庁ヘリポート管理規程の一部改正)

- 第10条** 新潟県庁ヘリポート管理規程(昭和60年11月新潟県訓令第29号)の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
- 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>(管理責任者)</p> <p><b>第2条</b> ヘリポートの管理は、庁舎管理規則第2条第1項の規定により総務部長がヘリポート管理責任者(以下「管理責任者」という。)として、これを行うものとする。</p>	<p>(管理責任者)</p> <p><b>第2条</b> ヘリポートの管理は、庁舎管理規則第2条第1項の規定により総務管理部長がヘリポート管理責任者(以下「管理責任者」という。)として、これを行うものとする。</p>								
<p><b>別記様式</b> (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="220 1518 783 1760"> <tr><td>新潟県庁ヘリポート使用申請書</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>新潟県庁ヘリポート管理者 新潟県総務部長 様</td></tr> <tr><td><b>総務部長</b></td></tr> </table>	新潟県庁ヘリポート使用申請書	(略)	新潟県庁ヘリポート管理者 新潟県総務部長 様	<b>総務部長</b>	<p><b>別記様式</b> (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="831 1518 1394 1760"> <tr><td>新潟県庁ヘリポート使用申請書</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>新潟県庁ヘリポート管理者 新潟県総務管理部長 様</td></tr> <tr><td><b>総務管理部長</b></td></tr> </table>	新潟県庁ヘリポート使用申請書	(略)	新潟県庁ヘリポート管理者 新潟県総務管理部長 様	<b>総務管理部長</b>
新潟県庁ヘリポート使用申請書									
(略)									
新潟県庁ヘリポート管理者 新潟県総務部長 様									
<b>総務部長</b>									
新潟県庁ヘリポート使用申請書									
(略)									
新潟県庁ヘリポート管理者 新潟県総務管理部長 様									
<b>総務管理部長</b>									

(新潟県職員研修規程の一部改正)

- 第11条** 新潟県職員研修規程(平成元年3月新潟県訓令第5号)の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(所属長の責務)	(所属長の責務)

**第3条** 本庁の課長、室長及びセンター長並びに地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。）の長（地域振興局にあつては、部長、児童・障害者相談センター所長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長又は直江津港湾事務所長。以下「所属長」という。）は、職員に対し、研修を受ける機会を公平に与えるよう努めなければならない。

（研修実施計画）

**第13条** 所長は、毎年度の研修所研修について、総務部長と協議の上、実施計画を作成しなければならない。

2 （略）

（受講の取りやめ）

**第16条** （略）

2 （略）

3 所長は、研修生に受講の取りやめを命じたときは、その旨を速やかに総務部長に報告するとともに、所属長に通知しなければならない。

（報告等）

**第20条** （略）

2 所長は、研修が終了したときは、その都度結果を総務部長に報告するとともに、依頼を受けた他の任命権者に通知しなければならない。

**第3条** 本庁の課長、室長及びセンター長並びに地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。）の長（地域振興局にあつては、部長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長又は直江津港湾事務所長。以下「所属長」という。）は、職員に対し、研修を受ける機会を公平に与えるよう努めなければならない。

（研修実施計画）

**第13条** 所長は、毎年度の研修所研修について、総務管理部長と協議の上、実施計画を作成しなければならない。

2 （略）

（受講の取りやめ）

**第16条** （略）

2 （略）

3 所長は、研修生に受講の取りやめを命じたときは、その旨を速やかに総務管理部長に報告するとともに、所属長に通知しなければならない。

（報告等）

**第20条** （略）

2 所長は、研修が終了したときは、その都度結果を総務管理部長に報告するとともに、依頼を受けた他の任命権者に通知しなければならない。

（新潟県財務規則第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正）

**第12条** 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成7年3月新潟県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<u>総務部</u> 出納局 地域振興局	<u>総務管理部</u> 出納局 地域振興局